

第2次阿見町教育振興基本計画（案）

学びあい
支えあい
心を育む人づくり

令和5年2月

目 次

第1編 策定方針及び前提条件の整理	1
第1章 策定方針	2
第2章 教育を取り巻く時代潮流・上位計画等	5
第3章 阿見町の現況	13
第4章 阿見町の教育の現況	20
第5章 町民ニーズの動向	28
第6章 後期基本計画の達成度	38
第7章 阿見町の教育課題（強みと弱み）の整理	44
第2編 基本構想	47
第1章 基本理念	48
第2章 施策の基本方向	50
第3章 施策の体系	55
第3編 前期基本計画	57
第1章 確かな学びを育む	59
第2章 豊かな心と健やかな体を育む	79
第3章 時代の変化に対応する能力を育む	103
第4章 多様な連携でまちの教育力を高める	117
第5章 安全で安心して学べる教育環境を創る	127
第4編 計画の推進	137
資料編	141

第 1 編 策定方針及び前提条件の整理

第1章 策定方針

1 計画策定の目的と計画の位置づけ

近年、国全体で少子高齢化が進展し、人口が減少する中で、阿見町の人口は着実に増加しています。また、本町全体の児童生徒数は減少もしくは横ばい傾向にある一方で、荒川本郷地区では住宅開発が進み、朝日中学校地区の児童生徒数が急増している現状も見られます。

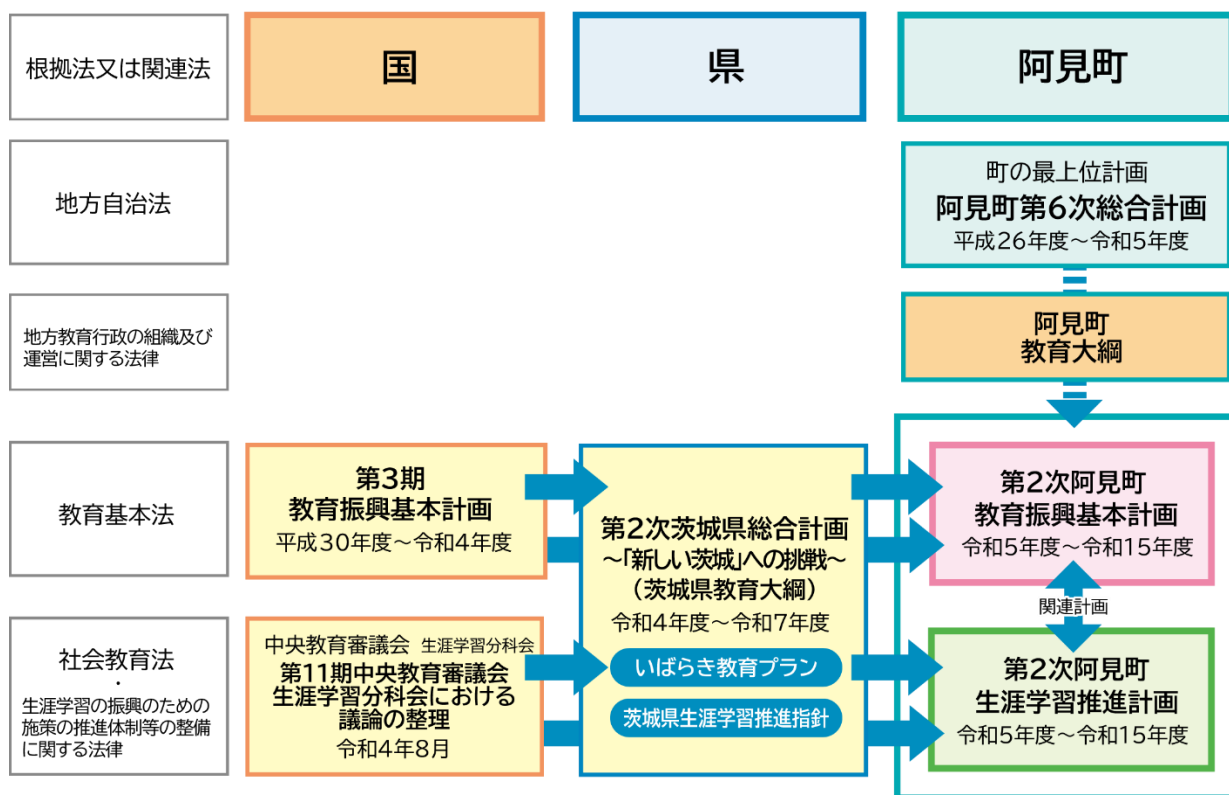
さらに、2019 年末から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、社会のシステムや人々の生活・働き方を大きく変える一方で、デジタル化に対応した環境整備などが急速に進展しました。

このような時代変化の中で、本町では“学びあい 支えあい 共に輝く人づくり”を掲げた「阿見町教育振興基本計画後期基本計画（平成30年策定）」が令和4年度をもって終了することから、新たに「第2次阿見町教育振興基本計画」を策定することになりました。

本計画は「教育基本法」に基づき、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画であり、本町における教育の基本方針を定め、計画的かつ効率的な教育行政に資することを目的とします。

また、計画策定に際しては、本町の最上位計画である「阿見町第6次総合計画」との整合を図るとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき町長が策定する「阿見町教育大綱」を踏まえるものとします。

図：計画の位置づけ

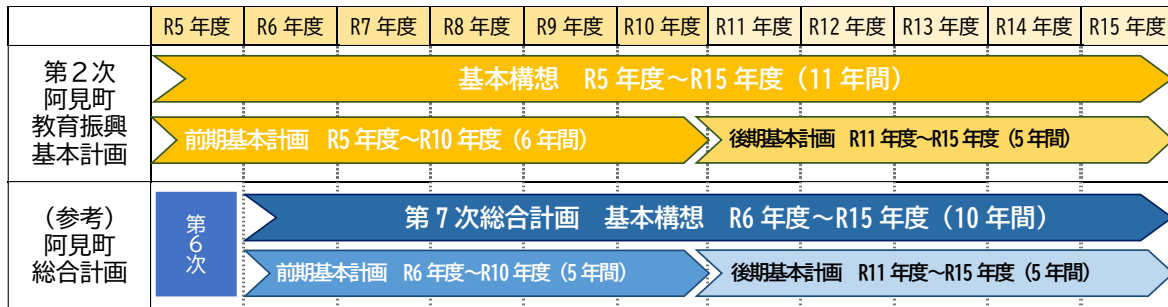


2 計画の期間と対象範囲

本計画の計画期間は、令和5年度から令和15年度までの11年間を見据えた「基本構想」と、令和5年度から6年間に取り組むべき施策を示す「前期基本計画」と令和11年度から5年間の「後期基本計画」となります。

「第2次阿見町教育振興基本計画」の対象範囲は、概ね本教育委員会の所管する施策・事業とします。

図：計画期間



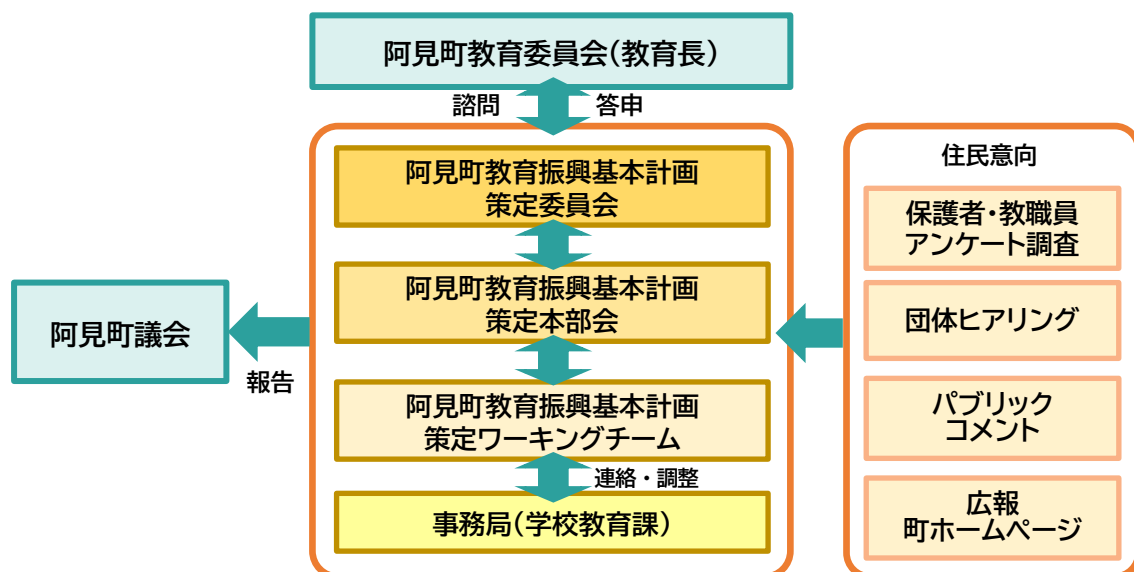
※ 第7次総合計画の計画期間は第6次と同様の期間を想定しています。

3 計画の策定体制

本計画は「阿見町教育振興基本計画策定本部」が計画策定にあたって提起した内容について、教育委員会から諮問を受けた「阿見町教育振興基本計画策定委員会」が審議を行い、答申するものとします。

また、「阿見町教育振興基本計画策定本部」の下部組織として「阿見町教育振興基本計画策定ワーキングチーム」を設置するとともに、「保護者・教職員アンケート調査」や「団体ヒアリング」などにより住民意向を把握するものとします。

図：策定体制



4 計画策定にあたっての基本的考え方

(1) 上位・関連計画を踏まえた計画づくり

- 国の教育振興基本計画及び中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」などにおける議論の整理、茨城県の上位計画の方針を参酌した計画として策定します。
- 町の最上位計画である「阿見町第6次総合計画」、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標・方針を掲げた「阿見町教育大綱」との整合を図り、町の学校教育に係る具体的な施策・事業を示す計画として策定します。
- 同時に策定予定の「第2次阿見町生涯学習推進計画」とは関連計画であることを踏まえ、必要に応じて内容の整合を図りながら策定します。

(2) 阿見町が培ってきた教育の継続と更なる発展

- 阿見町の地域特性を生かし、それぞれの地域や学校がこれまで培ってきた教育を継続するとともに、ICT^{※1}を学校教育の基盤的ツールとして活用するなど、強化すべき施策の重点化を図ります。
- 児童生徒一人ひとりの個性に応じた学びを引き出すとともに、誰一人取り残すことない阿見町の教育を目指します。
- これまで取り組んできた教員の働き方改革を、ICTを活用した校務の効率化などをさらに進めることで、児童生徒と向き合う時間の充実を目指します。

(3) 町民意識・ニーズを的確に反映した計画づくり

- アンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメント等の機会を捉えて、町民（保護者）意識やニーズを的確に把握し、計画づくりを進めます。

(4) 時代の変化や新たな課題に対応した計画づくり

- 教育に係る法制度の改正や新型コロナウイルス感染症の影響、教育分野にも関わる持続可能な社会の実現に向けた世界的な目標SDGs^{※2}（目標4 質の高い教育をみんなに）への取組、Society5.0^{※3}に向けたこれからの学校教育の在り方など、時代の変化や新たな課題に的確に対応した計画を策定します。

(5) わかりやすく使いやすい計画づくり

- 教育施策の展開を図る上で、町職員・教員が活用しやすい計画、また、町民（保護者）の方にもわかりやすい計画づくりを目指します。

※1 ICT(Information and Communication Technology)とは、ITを活用した情報通信技術の総称のこと。

※2 SDGs…持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。(外務省)

※3 Society5.0とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。



第2章 教育を取り巻く時代潮流・上位計画等

1 教育を取り巻く時代潮流

(1) ESDとSDGsの関係

ESDは、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で我が国が提唱した考え方であり、同年の第57回国連総会で採択された国際枠組み「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005-2014年)や2013年の第37回ユネスコ総会で採択された「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」(2015-2019年)に基づき、ユネスコを主導機関として国際的に取り組まれてきました。

これは2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにすることを目指しています。

SDGsは2015年の国連サミットにおいて提唱された「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、目標4に【教育】「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」が掲げられています。

また、ESDはSDGsのターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、17全ての目標の実現に寄与するものであるとされています。持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

(2) 教育再生の必要性

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。同会議では、令和3年6月までに十二次にわたる提言を行いました。

これらの提言を受け、既にいじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革及び教育研究力の強化、義務教育学校の制度化、専門職大学の制度化等について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移されました。

直近の第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」では、ニューノーマルにおける教育の姿として、一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現に向けて、教育のデジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換することが目指されています。具体的には、初等中等教育における学びの変革の推進や少人数によるきめ細かな指導体制等の整備と教師の質の向上、高等教育における遠隔・オンライン教育の推進や新たな国際戦略などが提言されています。また、大学等における入学・卒業時期の多様化の推進のほか、データによる政策立案と基盤整備などが提言されています。

(3) 教育における情報化 GIGAスクール構想

Society5.0 社会の到来により社会は大きく変化し、日常生活でICTを用いることは新たな時代のスタンダードとなっています。この新しい時代を生きる児童生徒が、学びにおいてもICTを十分に活用できるよう、学校教育の情報化は早急に進めることが必要となっていました。

しかし、文部科学省が実施した「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、第3期教育振興基本計画に定めた学習者用コンピュータの整備目標値「3人に1台」に対し、平成31年3月現在の全国平均値は「5.4人に1台」という状況で、地域により整備状況にばらつきがあり、学校の環境に差が生じていました。

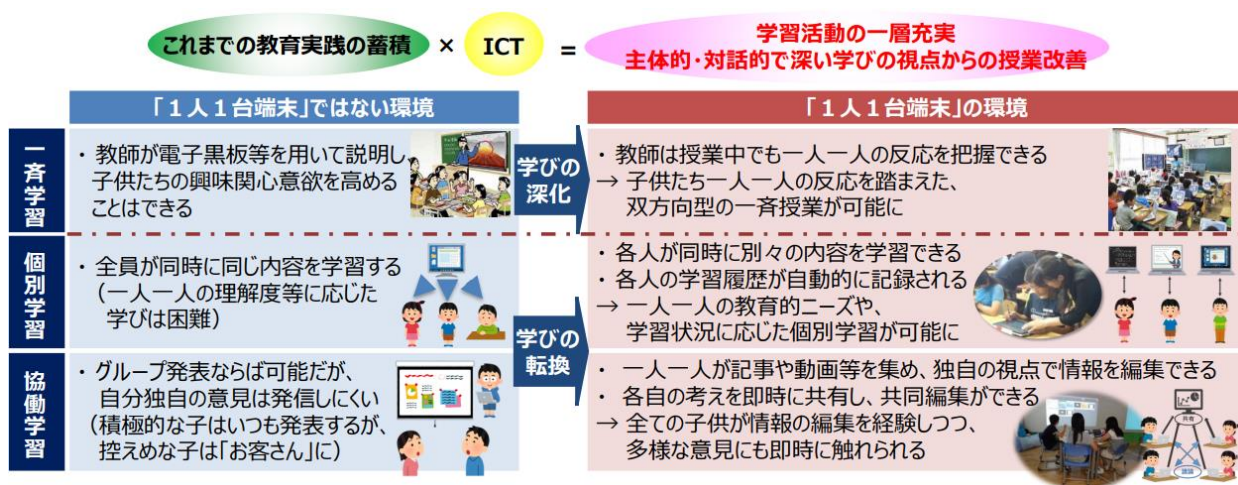
また、OECD（経済協力開発機構）が平成30年度に実施した調査では、生徒がコンピュータを使って宿題をする頻度がOECD加盟国中最下位で、教員が学校で児童生徒に課題や学級活動にICTを活用させる割合は20%に至っていないという結果となっていました。

このように世界からも大きく遅れた我が国の学校におけるICTの活用を推進させるため、令和元年度、国では、「5年以内のできるだけ早期に、全ての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講じる。小学校、中学校、高等学校等における必要なICT環境について、最終的に、児童生徒1人1人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するため、目標の設定とロードマップ策定を令和元年度中に行う。」として、「GIGAスクール構想の実現」に向けた整備が各自治体で始まりしました。

時を同じくして、令和2年に入ると新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、国内では拡大防止のための学校の一斉臨時休業が始まりましたが、多くの地域ではICT環境が未整備で対応できないなど、自治体間の取組における格差が顕著となり、児童生徒の教育活動を継続が大きな課題となりました。

これをきっかけに、緊急時には、学校のみならず家庭においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現できるよう、「GIGAスクール構想」における自治体の整備への支援が加速し、対応した結果、令和3年7月末時点の端末利活用状況等の実態調査（文部科学省）では、全自治体等のうち96.2%が端末整備済みとなっており、義務教育段階における学習者用端末1台当たりの児童生徒数は1.0人となりました。

図：GIGA スクール構想（「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ）



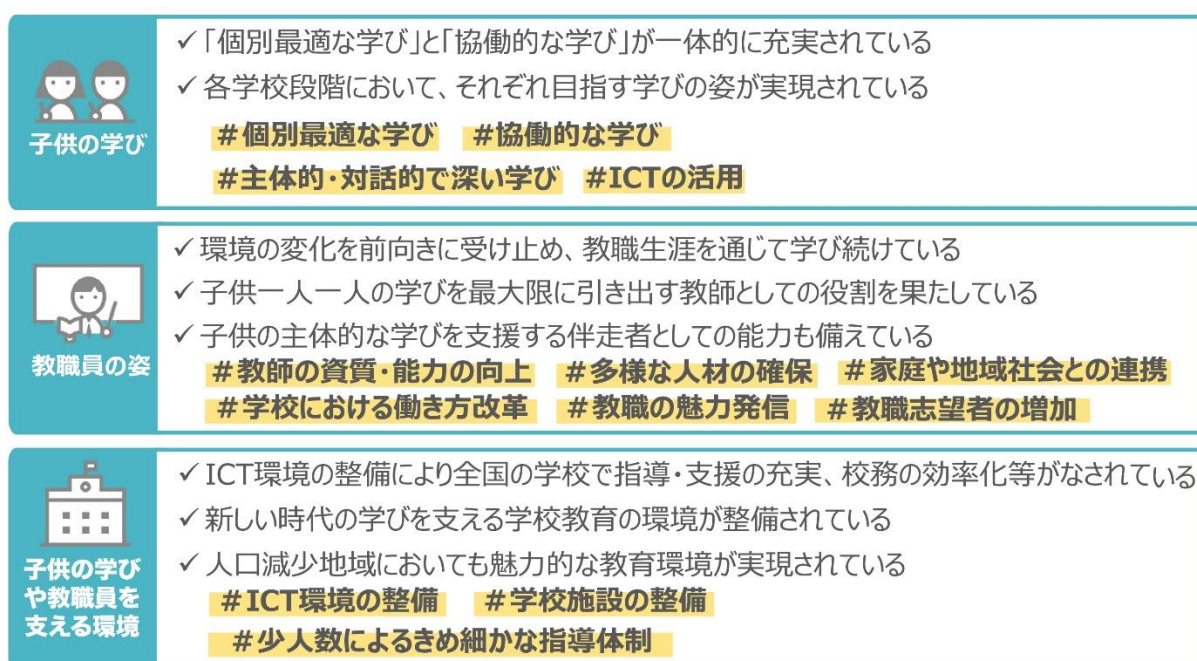
（４）「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

中央教育審議会においては、Society5.0 社会の到来、新型コロナウイルス感染症拡大など、社会が大きく変化する中、新しい時代を見据えた学校教育の姿についての議論を深めてきました。

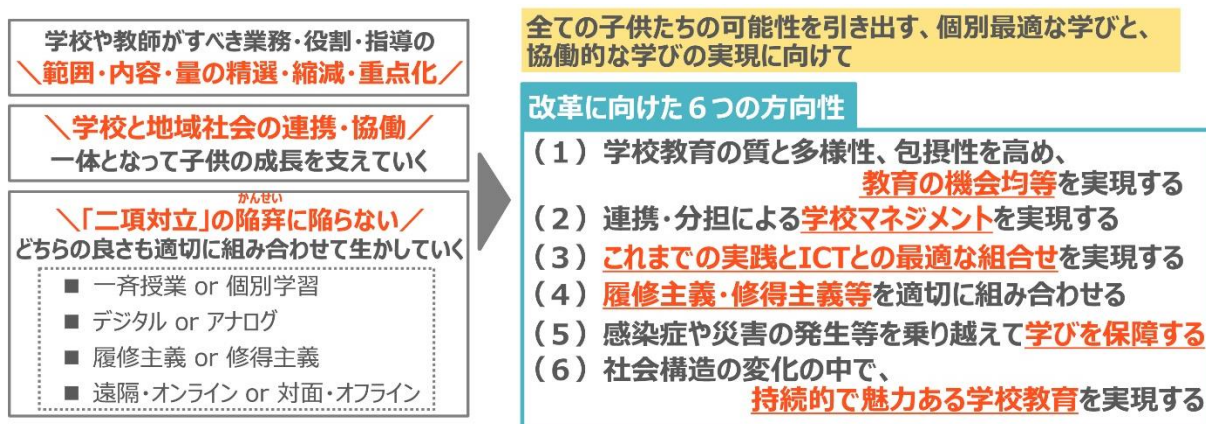
令和3年1月、『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』が取りまとめられました。

答申の中で、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、各学校段階における「子供の学び」、「教職員の姿」、「子供の学びや教職員を支える環境」について具体的に示されています。また、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた6つの今後の方向性が挙げられています。さらに、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた具体的な取組もまとめられています。

図：2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿



図：「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性



資料：中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）」【総論解説】

(5) 学習指導要領の改訂・実施

グローバル化や人工知能・AIなどの技術革新が急速に進展し、今後の予測困難な時代に子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。子どもたちがそのような「生きる力」を育むために、学習指導要領が約10年ぶりに改訂されました。2018年度より幼稚園から順に実施され、2020年度に小学校、2021年度に中学校、2022年度には高等学校が実施され、特別支援学校についても、小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施されています。

【幼児教育】

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、義務教育の基礎をつくる非常に重要な時期です。

子育て家庭のライフスタイルの変化や、全ての子どもに質の高い教育機会を確保するため、幼児期の教育・保育の在り方を見直した「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から始まり、幼稚園、保育所、認定こども園が幼児教育の中核としての役割を担っています。

幼稚園教育要領（平成29年3月公示・30年4月実施）には、5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）のねらい及び内容に基づく活動全体によって育む幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化するなどされました。また、平成29年3月、幼稚園教育要領との一層の整合性を図った上で、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針も公示されました。

子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障するため、令和元年度から幼児教育・保育（3～5歳児）の無償化が実施されています。また20代30代の若い世代を対象とした少子化対策の重要な一つとなっています。

【初等・中等教育】

小学校中学年から「外国語教育」の導入や、小学校における「プログラミング教育」を必修化するなど社会の変化を見据えた新たな学びへと進化しています。

新しい学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。

「知識及び技能」は、個別の事実的な知識のみでなく、習得した個別の知識を既存の知識と関連づけて深く理解し、社会の中で生きて働く知識となるものも含むものです。そして、その「知識及び技能」をどう使うかという、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」、学んだことを社会や人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」を含めた「資質・能力」の3つの柱を、一体的に育成します。

（６）学校における働き方改革の推進

教員に対する多様な期待は、長時間勤務という形で表れており、「教員勤務実態調査（平成 28 年度）」の集計でも、看過できない勤務実態が明らかとなりました。教育を支える教師の長時間勤務の是正は待ったなしであり、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは、子どもたちにとっても、我が国や社会にとってもあってはならないことです。

こうしたことを踏まえ、平成 31 年 1 月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられました。

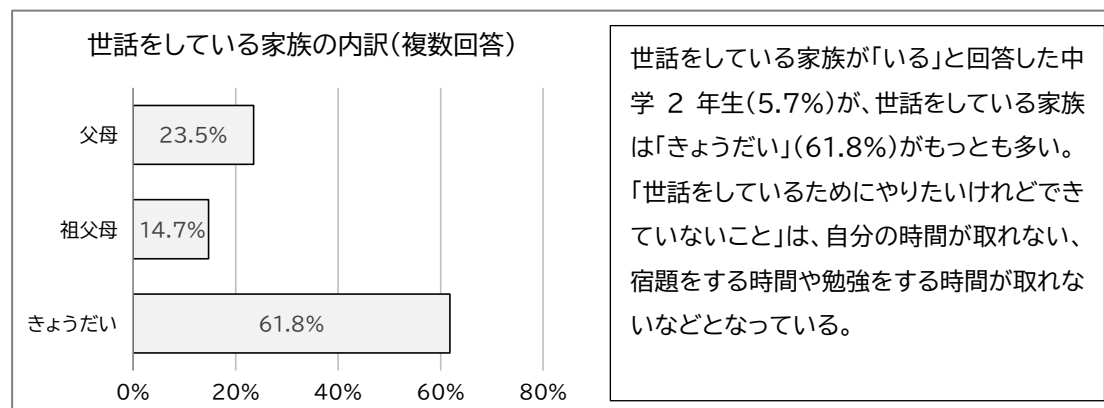
この答申も踏まえ、国は教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うためにも、教職員定数の改善をはじめ、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員に外部人材の活用等の条件整備など学校における働き方改革に取り組んでいます。

（７）ヤングケアラーの現状

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。ケアラーは、心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行う者であり、そのうち 18 歳未満の者がヤングケアラーです。

国が令和 3 年（2021 年）4 月に公表した調査結果では、中学 2 年生の 17 人中 1 人にあたる 5.7%がヤングケアラーで、このうち 1 日 7 時間以上ケアに従事する子どもも 1 割程度確認されています。国においては、令和 3 年 3 月から、厚生労働省と文部科学省で連携プロジェクトチームを設置し、関係機関が連携してヤングケアラーを把握し、適切な支援につなげるための方策について検討を行い、5 月に取りまとめを行っています。

茨城県においては、令和 3 年 12 月「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」を公布、同日施行されました。また、令和 4 年度、ヤングケアラーに関する実態調査を行いました。



出典:「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

2 上位計画

(1) 国：第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）

●教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要。

●今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える。
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する。

●5年間の教育政策の目標と施策群

基本的な方針	教育施策の目標
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成 <主として初等中等教育段階>
	(2) 豊かな心の育成 <主として初等中等教育段階>
	(3) 健やかな体の育成 <主として初等中等教育段階>
	(4) 問題発見・解決能力の修得 <主として高等教育段階>
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 <生涯の各段階>
	(6) 家庭・地域教育力の向上、学校との連携・協働の推進<生涯の各段階>
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
	(13) 障害者の生涯学習の推進
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
	(17) ICT利活用のための基盤の整備
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
	(19) 児童生徒等の安全の確保
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

(2) 県：第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～（令和4年度～令和7年度）

＊県総合計画（茨城県教育大綱）は、県政運営の指針であり、その教育に関する部分は、県の教育に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、茨城県総合計画の教育に関する部分をもっていばらき教育プランに代えることとしています。

●茨城の将来像

基本理念 「活力があり、県民が日本一幸せな県」

人口減少・超高齢社会を迎える中、ポストコロナをしっかりと見据え、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に挑戦します。

●4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり

・教育分野については、「新しい人材育成へのチャレンジ」に位置付けられています。

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

- ◆ 質の高い雇用の創出
- ◆ 新産業育成と中小企業等の成長
- ◆ 強い農林水産業
- ◆ ビジット茨城～新観光創生～
- ◆ 自然環境の保全・再生

「新しい安心安全」へのチャレンジ

- ◆ 県民の命を守る
地域保健・医療・福祉
- ◆ 健康長寿日本一
- ◆ 障害のある人も暮らしやすい社会
- ◆ 安心して暮らせる社会
- ◆ 災害・危機に強い県づくり

「新しい人材育成」へのチャレンジ

- ◆ 次世代を担う「人財」
- ◆ 魅力ある教育環境
- ◆ 日本一、子どもを産み育てやすい県
- ◆ 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城
- ◆ 自分らしく輝ける社会

「新しい夢・希望」へのチャレンジ

- ◆ 魅力発信No.1プロジェクト
- ◆ 世界に飛躍する茨城へ
- ◆ 若者を惹きつけるまちづくり
- ◆ デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ◆ 活力を生むインフラと住み続けたいまち

・チャレンジⅢ 新しい人材育成

茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。



11 次世代を担う「人財」

- 「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進
- 新しい時代に求められる能力の育成
- 地域力を高める人材育成



12 魅力ある教育環境

- 時代の変化に対応した学校づくり
- 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり



13 日本一、子どもを産み育てやすい県

- 結婚・出産の希望がかなう社会づくり
- 安心して子どもを育てられる社会づくり
- 児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援



14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

- 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術
- スポーツの振興と遊びのある生活スタイル



15 自分らしく輝ける社会

- 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり
- 女性が輝く社会の実現
- 働きがいを実感できる環境の実現



(3) 阿見町第6次総合計画 後期基本計画（令和元年度～令和5年度）

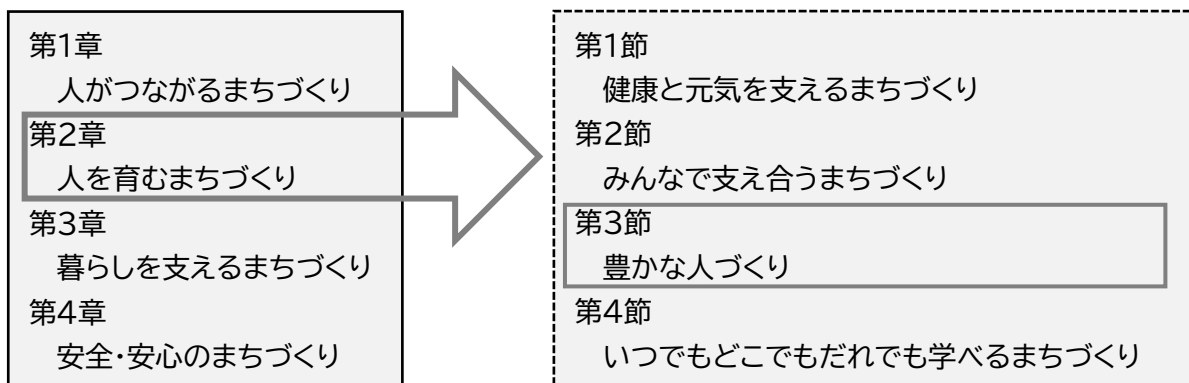
●まちづくりの基本理念

まちづくりの主役である町民一人ひとりが自立し、支え合いながら様々な場面で主体的に力を発揮し、より良い本町を次世代に継承する「持続可能」なまちを目指し、

「みんなが主役のまちづくり」

を基本理念としている。

●後期基本計画



第2章 人を育むまちづくり 第3節 豊かなひとづくり

1 幼児教育の充実

1 幼児教育の推進

目指すまちの姿

幼児一人ひとりが家庭や地域の中で適切な教育を受け、健やかに成長しています。

2 学校教育の充実

- 1 豊かな心と確かな学力の定着を目指した教育の推進
- 2 学力を支える教師力の向上
- 3 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進
- 4 学習環境の充実
- 5 地域に開かれた学校づくりの推進
- 6 保護者負担の軽減

目指すまちの姿

児童生徒が、自ら学び考え、生きる力を養い、心も体も健康でいきいきと教育を受けています。

3 児童生徒の健康管理と安全対策

- 1 健やかな体の育成
- 2 安全・安心な教育環境の整備
- 3 質の高い教育環境の整備

目指すまちの姿

安全・安心、快適で質の高い教育環境が整い、児童生徒が健やかに成長しています。



第3章 阿見町の現況

1 人口特性及び動向

(1) 人口・世帯の推移

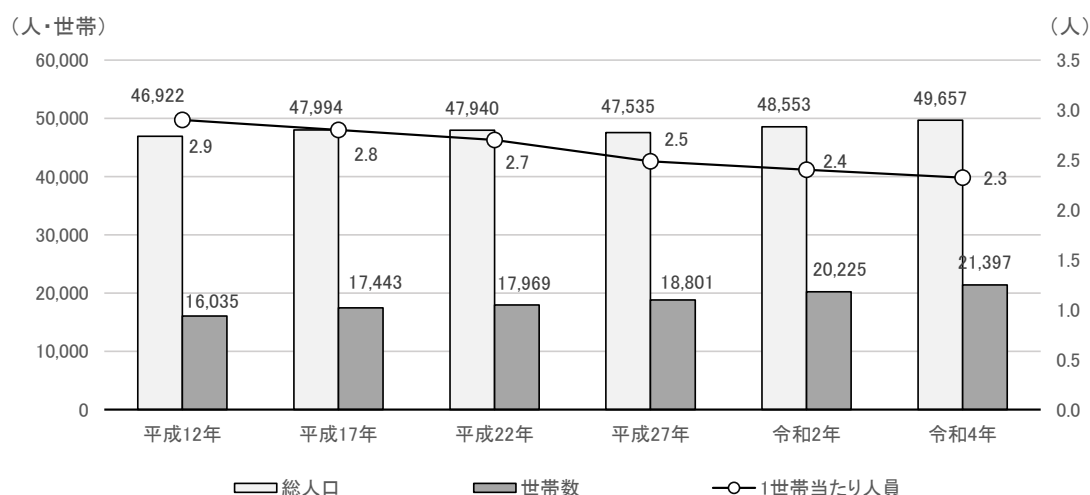
令和2年（国勢調査）の人口は48,553人、世帯数は20,225世帯、1世帯あたり人員は2.4人、その後、令和4年（常住人口）の人口は49,657人に増加しています。

平成17年以降の人口は横ばい傾向でしたが、令和2年以降は増加傾向に移行したため、平成12年から令和4年の間で約2,700人の増加となっています。世帯数についても増加傾向にあります。1世帯あたりの人口は平成12年の2.9人から年々減少しており、核家族化、単独世帯の増加が進んでいます。

日本全体の人口が減少傾向にある中、本町の人口は県内でも有数の増加率を示しています。

図：人口及び世帯数の推移

（単位：人・世帯）



資料：総務省統計局 国勢調査（各年10月1日）、令和4年のみ常住人口（令和4年10月1日現在）

※ 常住人口とは、国勢調査の結果に基づき、毎月の住民基本台帳人口の増減数（出生・死亡・転入・転出等）を加減して算出した人口

(2) 阿見町の人口の将来展望

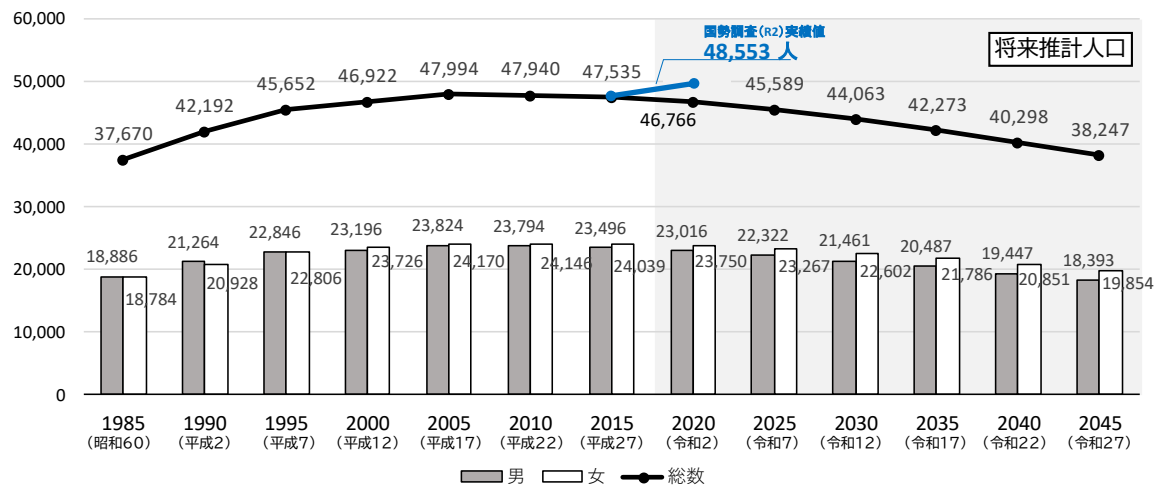
町の人口は1985年（昭和60年）以降増加傾向で推移し、2005年（平成17年）をピークに一時、減少に転じました。「第2期総合戦略（人口ビジョン）」における将来推計人口に関して、国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年（令和27年）は38,247人まで減少するとされていました。（次頁グラフ参照）これは2005年（平成17年）のピーク人口と比べ約20%の減少で、1980年代後半の人口水準です。

しかし、これまで町の人口は堅調に維持されており、2020年（令和2年）からは48,553人（国勢調査）とふたたび増加に転じたことから、2020年（令和2年）推計値と実際の人口には1,787人の乖離があります。

策定時の人口動向を踏まえ「阿見町第6次総合計画」では、人口の将来展望について、「現在の人口規模を維持しつつ、長期的視点において人口見通し50,000人を達成するとともに、安定的な地域社会を維持するため、バランスのとれた人口構成を達成すること」を目標としています。

参考図：国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

(単位：人)



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2015 年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、

2020 年以降は「日本の地域別将来推計人口」のデータに基づく推計値

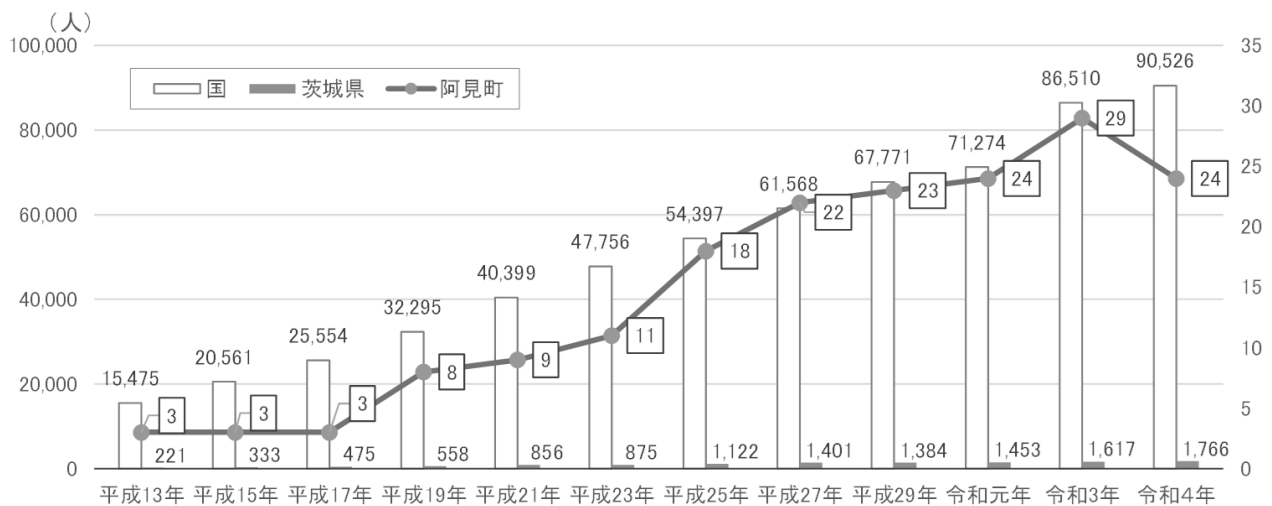
資料：第 2 期 阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生 人口ビジョン

(3) 100 歳以上高齢者の推移 (国・県・町)

令和 4 年 10 月現在、町の 100 歳以上高齢者数は 24 人となっており、平成 13 年の 3 人に対して 8 倍増加しています。また国、県、町ともに 100 歳以上高齢者数は増加傾向にあり、全国で長寿化が進んでいます。

図：100 歳以上高齢者数の年次推移 (国・県・町)

(単位：人)



資料：茨城県の年齢別人口 (茨城県常住人口調査結果) 四半期報 (令和 4 年 10 月 1 日現在)

全国百歳以上高齢者数は、住民基本台帳による報告数

※ 海外在留邦人を除く。

令和 4 年 9 月 2 日時点で都道府県・指定都市・中核市から報告があったものを集計。

9 月 15 日時点における年齢を基礎として 100 歳以上の数を計上 (平成 20 年度までは 9 月 30 日時点における年齢)。

(4) 年齢別人口構成

令和2年の年齢3区分による人口及び人口割合については、年少人口（0～14歳）が5,983人（12.5%）、生産年齢人口（15～64歳）が28,352人（59.4%）、老年人口（65歳以上）が13,360人（28.0%）となっています。

平成17年、平成22年、平成27年の人口割合と比較すると、令和2年では年少人口、生産年齢人口は減少、老年人口は増加し、28.0%となっています。特に老年人口は平成17年の時よりも割合が10%以上増加しており、少子高齢化が加速しています。

令和2年の年齢・男女別人口構成を見ると、0歳から年齢が上がるに連れ人口が増加し、45～49歳が1つ目のピークで、55～59歳を境に再び増加し70～74歳が2つ目のピークとなっています。

図：年齢3区分人口の構成

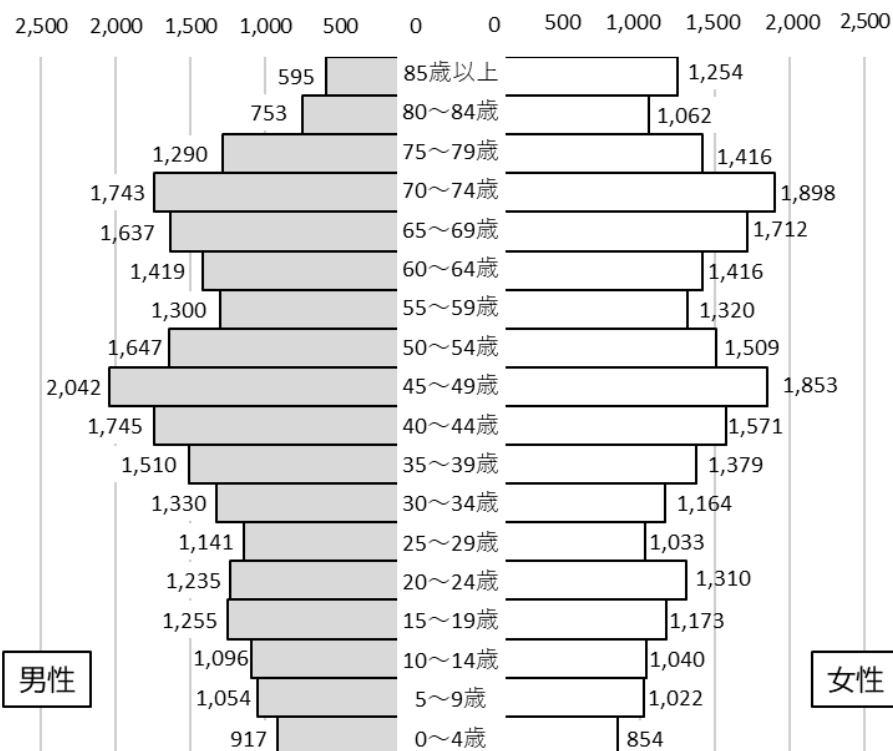
	総人口 (人)	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
平成17年	47,994	6,452	13.4	33,408	69.6	8,133	16.9
平成22年	47,940	6,311	13.2	31,494	66.0	9,927	20.8
平成27年	47,535	6,158	13.0	29,059	61.5	12,013	25.4
令和2年	48,553	5,983	12.5	28,352	59.4	13,360	28.0

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

※総数には年齢不詳を含む。年齢別割合は総数から不詳を除いて算出している。

図：年齢・男女別人口構成（令和2年）

（単位：人）



資料：総務省「国勢調査」(令和2年10月1日)

(5) 阿見町の人口特性（他市町村との比較）

本町の人口（国勢調査）は、茨城県 44 市町村中で 23 番目の人口を有しています。人口推移は横ばい傾向にありますが、人口増加率（平成 27 年～令和 2 年）は、つくば市（6.5%）、守谷市（5.7%）に次いで 3 番目に高い 2.1%となっています。

また、可住地面積は 54.18 ㎩で、人口密度は 680 人/㎩と県全体の 470.2 人/㎩よりも高くなっています。

■人口他市町村比較

	茨城県	土浦市	牛久市	阿見町	稲敷市	美浦村
人口(人)	2,867,009	142,074	84,651	48,553	39,039	14,602
人口増加率(R2/H27)(%)	-1.7	0.9	0.4	2.1	-8.8	-7.8
人口密度(人/㎩)	470.2	1,156.1	1,436.7	680.0	189.7	219.2
面積(㎩)	6,097.4	122.9	58.9	71.4	205.8	66.6
可住地面積(㎩)	3975.36	98.63	47.98	54.18	161.16	29.36
可住地面積率(%)	65.2	80.3	81.4	75.9	78.3	44.1

資料：総務省「国勢調査」(令和2年 10 月 1 日現在)

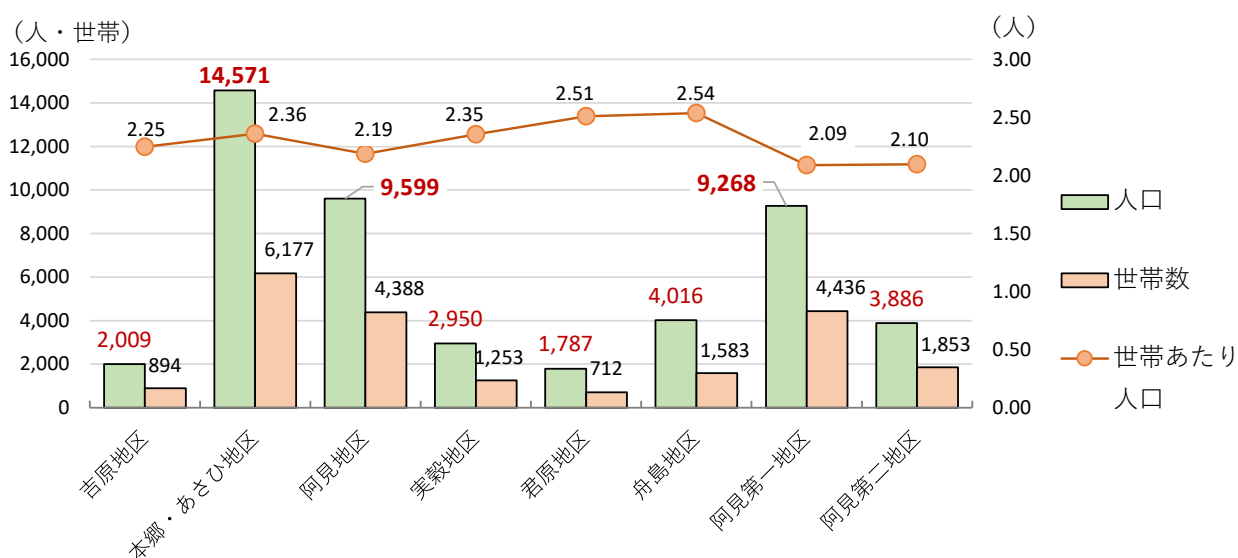
※ 可住地面積は茨城県「市町村早わかり」(令和4年7月発行、データは令和元年度時点)

可住地面積＝総面積－(林野面積＋主要湖沼面積)

(6) 地区別人口構成

本町の地区別人口（住民基本台帳人口）は、本郷・あさひ地区が最も多く 14,571 人となっており、次いで阿見地区 9,599 人、阿見第一地区が 9,268 人と、この 2 地区の人口が 1 万人に近い数字となっています。次いで舟島地区 4,016 人、阿見第二地区 3,886 人で、最も少ないのは、君原地区 1,787 人となっています。

図：地区別人口構成



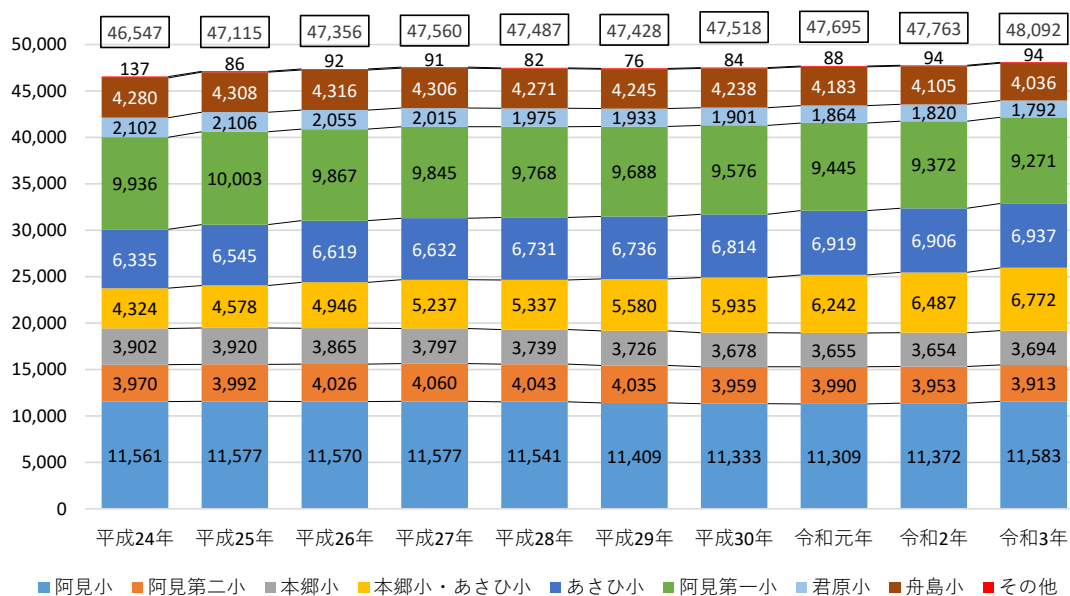
資料：住民基本台帳(令和3年8月1日現在)

(7) 小学校区別人口推移

小学校区別の居住人口の推移をみると、平成24年から令和3年において、阿見第一小学校区では665人が減少し、本郷小学校区や君原小学校区、舟島小学校区も減少傾向がみられます。阿見小学校区や阿見第二小学校区においては横ばいの推移となっています。

一方、あさひ小学校区では602人、本郷小・あさひ小学校区※では2,448人（年間平均272人）の大幅な増加がみられ、今後も増加傾向が続くことが予測されます。

■小学校区別の居住人口の推移



資料：阿見町住民基本台帳人口(各年5月1日現在)

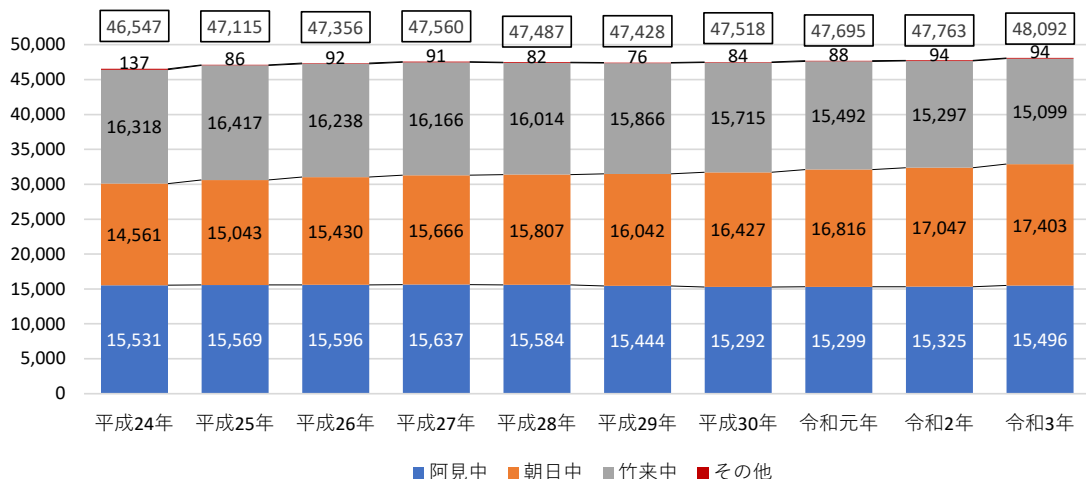
※本郷小・あさひ小学校区については、両小学校の学校区を跨ぐ行政区（一区、上本郷、本郷）の合計を示しています。

(8) 中学校区別人口推移

中学校区ごとの居住人口の推移は、平成24年から令和3年において、竹来中学校区では1,219人の減少となっており、阿見中学校区では35人の減少で、ほぼ横ばいで推移しています。

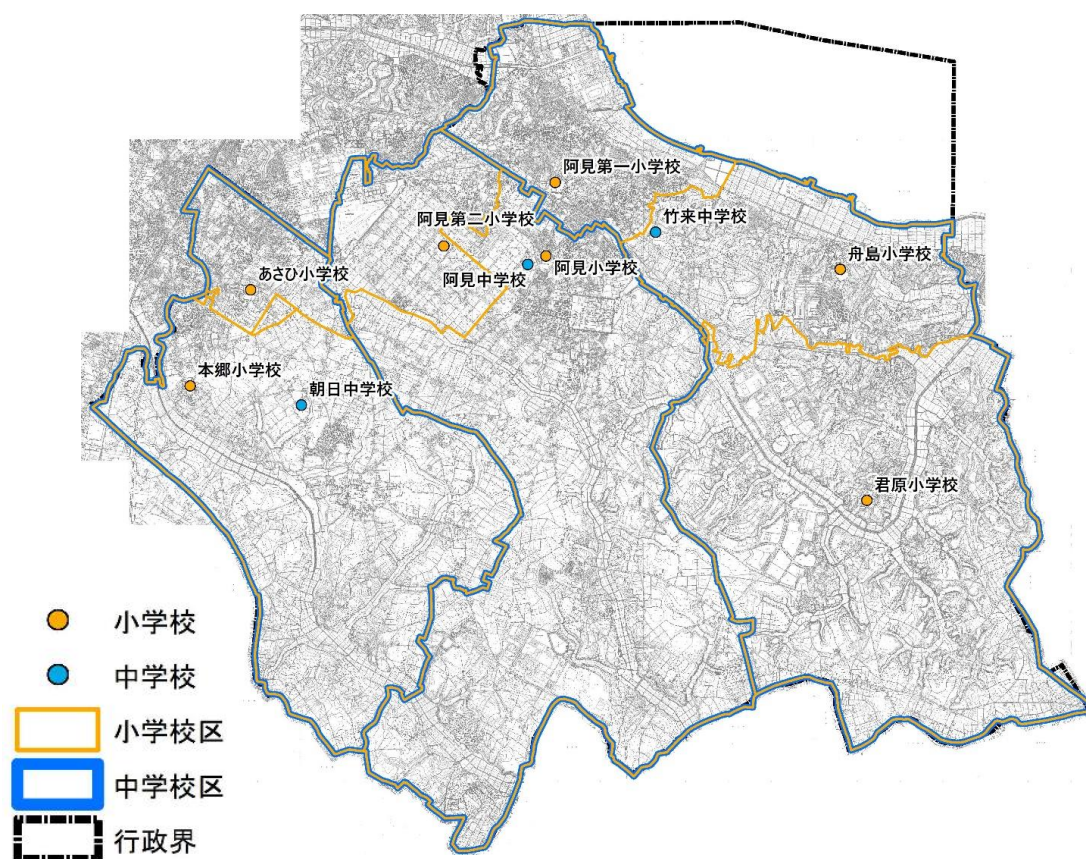
一方、朝日中学校区では2,842人の増加となっており、町全体では1,545人（年間平均約172人）の増加となっています。

■中学校区別の居住人口の推移



資料：阿見町住民基本台帳人口(各年5月1日現在)

図：小中学校区図



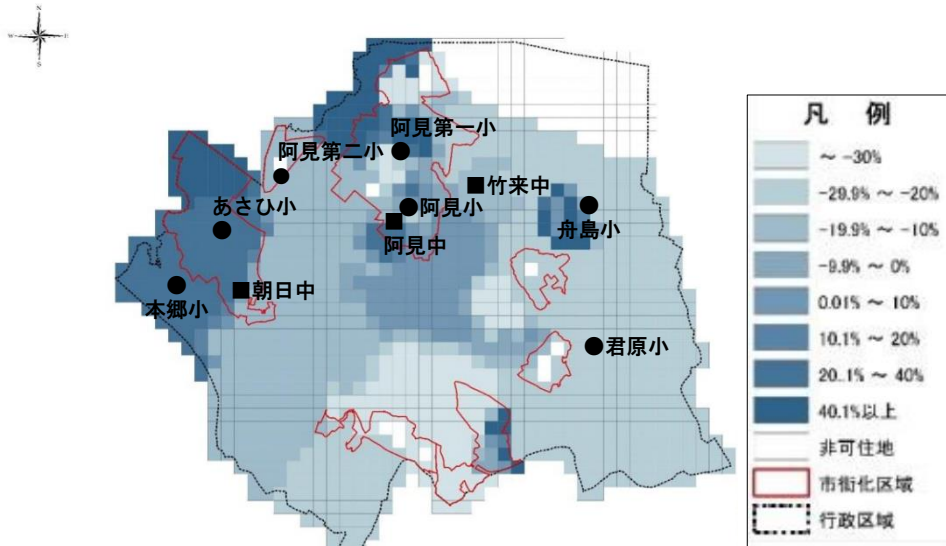
■各小学校の進学先中学校

中学校	中学校区内小学校
阿見中学校	阿見小学校、阿見第二小学校
朝日中学校	本郷小学校、あさひ小学校
竹来中学校	君原小学校、舟島小学校、阿見第一小学校

(9) 人口等分布

平成7年から平成27年の人口増減率図をみると、阿見西部地区（荒川沖市街地）、阿見中央地区（阿見市街地）、南平台地区（南平台市街地）、阿見吉原地区（阿見吉原市街地）の4つの市街地で人口増加率が高くなっています。特に、JR常磐線の荒川沖駅に近いエリアなどで人口増加が顕著となっています。

図：人口増減率図(1995年(平成7年)→2015年(平成27年))

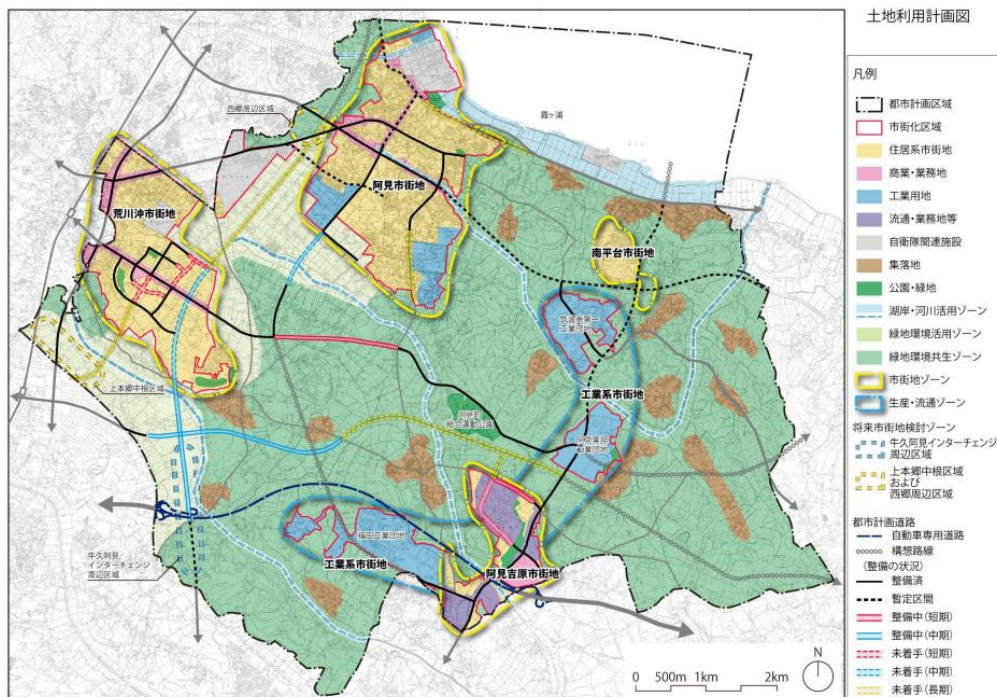


資料：阿見町立地適正化計画(令和3年3月)

(10) まちづくりの状況

4つの市街地が住宅地ゾーンとして位置づけられています。住宅地ゾーンのうち、阿見西部地区（荒川沖市街地）と阿見吉原地区（阿見吉原市街地）においては、まちづくりの事業が進められている状況です。

図：土地利用計画図(阿見町都市計画マスタープラン)



資料：阿見町都市計画マスタープラン(平成28年3月)

第4章 阿見町の教育の現況

1 主な学習施設

(1) 幼児教育の現況

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、町内の幼稚園3箇所が認定こども園に移行し、町内幼稚園は令和3年現在、1箇所、定員数は210人、園児数は81人となっています。幼稚園の園児数の推移をみると、平成28年から令和3年の6年間で約半数に減少しており、令和3年度では定員の約39%の園児数となっています。

一方、認定こども園は3箇所、定員数は640人、園児数は509人（うち3～5歳児は491人）となっており、平成28年以降の園児数の推移は、ほぼ横ばいとなっています。

また、令和3年度時点の公立保育所は3箇所、定員の89%、私立保育園は4箇所、定員の約94%となっています。

表：幼稚園・認定こども園の施設数・定員数・園児数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼稚園数						
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1
定員数(人)	210	210	210	210	210	210
園児数(人)	191	187	170	102	92	81
認定こども園数						
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3
定員数(人)	640	640	640	640	640	640
園児数(人)	533	519	540	531	534	509
うち3～5歳児計	494	491	519	510	515	491

資料：子ども家庭課(各年5月1日現在)

表：公立保育所・私立保育園の施設数・定員数・園児数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数(箇所)						
公立	3	3	3	3	3	3
私立	3	3	4	4	4	4
定員数(人)						
公立	365	365	365	365	365	360
私立	430	430	580	580	580	560
園児数(人)						
公立	346	331	329	307	318	319
私立	415	400	478	517	531	526

資料：子ども家庭課(各年5月1日現在)

(2) 義務教育の現況

令和3年度時点の義務教育を担う町立小学校は7校、町立中学校は3校、私立の霞ヶ浦高等学校附属中学校（旧霞南至健中学校）1校の4校となっています。

小学校では、平成29年度に実穀小学校と吉原小学校が閉校し、平成30年度からあさひ小学校が開校しました。児童数は、平成30年度から本郷小学校と阿見小学校、あさひ小学校の児童数は増加傾向にある一方で、阿見第一小学校と阿見第二小学校、舟島小学校、君原小学校においては減少傾向となっています。

生徒数は、阿見中学校と竹来中学校では減少傾向にあり、朝日中学校においては増加傾向で推移しており、平成30年から令和3年までに114人（1.34倍）ほど増加しています。

町立の小・中学校では、旧耐震基準の建築物全てで耐震化工事が完了し、普通教室における空調設備の整備についても全て完了しています。

表：町立小学校・中学校の教育目標・組織目標等

学校名	教育目標・組織目標等
阿見小学校	豊かな心と健やかな体を持ち確かな学力を身に付けた児童の育成
あさひ小学校	安全で、笑顔あふれる、元気な学校
本郷小学校	自ら学び 明るくたくましく 行動する児童の育成
君原小学校	自ら伸びようとする子どもの育成 ー共に 楽しくたくましくー
舟島小学校	仲間との絆を深め、地域と共に歩む、自立した児童の育成
阿見第一小学校	あみいち(阿見 No.1)！ 元気な学校！！
阿見第二小学校	主体的に学び 心やさしくたくましい児童を育てる
阿見中学校	心豊かでやる気に満ちた実力のある生徒を育てる
朝日中学校	豊かな心を持ち、たくましく生きる生徒の育成
竹来中学校	主体的でたくましい、心豊かな生徒の育成

資料：阿見町の教育

図：義務教育施設等の位置図



表:町立小・中学校児童生徒数の推移

単位:人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
阿見小学校	524	470	509	501	531	541
実穀小学校	81	91	閉校			
吉原小学校	50	51	閉校			
本郷小学校	838	874	328	358	389	413
君原小学校	83	76	74	68	62	65
舟島小学校	313	292	250	222	196	197
阿見第一小学校	457	433	420	383	379	377
阿見第二小学校	212	215	192	184	172	150
あさひ小学校	—	—	708	762	781	774
児童数合計	2,558	2,502	2,481	2,478	2,510	2,517
阿見中学校	416	388	372	383	353	354
朝日中学校	353	350	333	352	388	447
竹来中学校	481	472	458	454	414	376
生徒数合計	1,250	1,210	1,163	1,189	1,155	1,177

資料:茨城県内市町村等教育委員会・学校データ(各5月1日現在)

図:町立小学校別児童数の推移

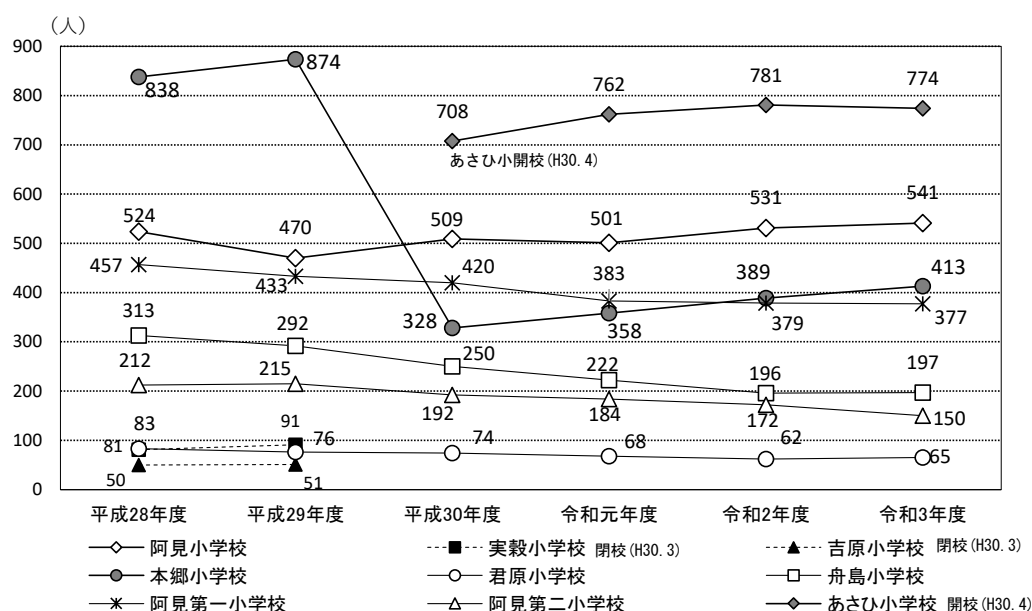
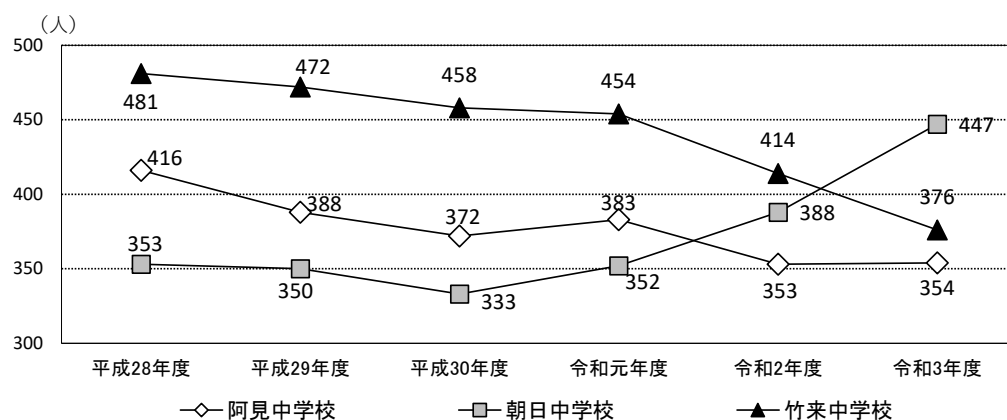


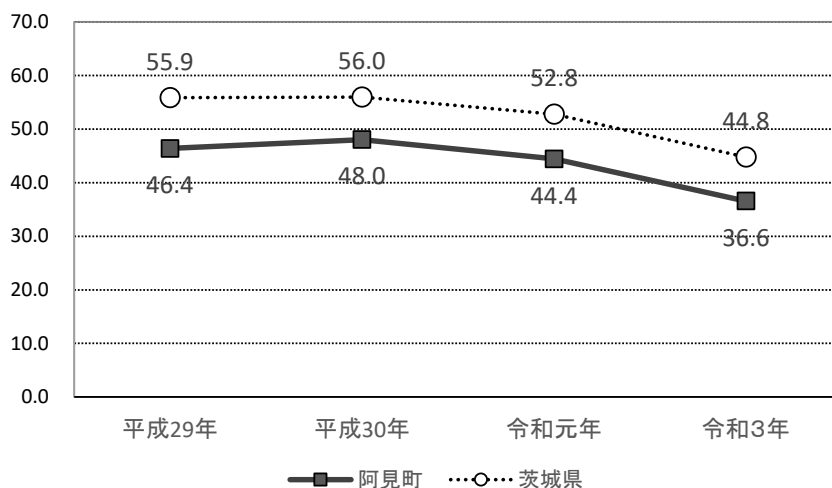
図:町立中学校別生徒数の推移



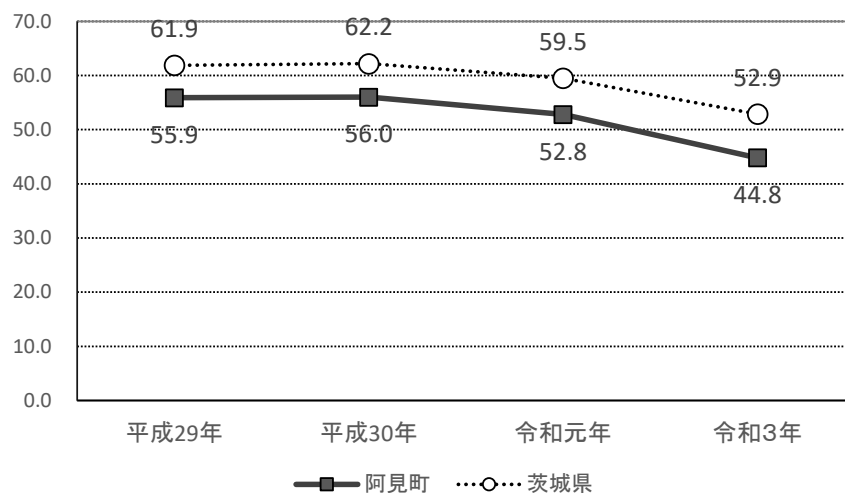
(3) 体力運動能力

小学校と中学校の体力運動能力（体力テスト総合評価A+B）については、平成29年以降のデータでは茨城県と比べて低い値となっており、茨城県と同様減少傾向が続いています。

図：小学校の体力テストの総合評価（A+B の割合）



図：中学校の体力テストの総合評価（A+B の割合）



資料：阿見町：町集計体力テスト調査結果一覧表

茨城県：児童生徒の体力・運動能力調査報告書

※ 令和2年度は全国体力・運動能力、運動習慣等調査(全国体力テスト)を中止している。

(4) 学校再編の現況

全国的な少子高齢化の進行により町全体の児童生徒数も減少傾向となっていますが、人口増加地区では児童生徒数が急増している状況です。そこで、阿見町立学校再編検討委員会を組織し検討を重ね、平成 27 年 3 月に策定された阿見町立学校再編計画に基づいて、保護者、地域住民、学校、教育委員会が協議し合意形成を図りながら教育環境の整備を進めています。

平成 30 年 3 月には、実穀小学校（本郷小学校と統合）と吉原小学校（阿見小学校と統合）が閉校し、平成 30 年 4 月からあさひ小学校が開校しています。

また、君原小学校においては、令和 2 年 4 月から本町で唯一、町内全域から通学できる小規模特認校制度※1 を導入しています。

閉校した吉原小学校については、校舎の一部を活用し、多世代が交流できるコミュニティセンターとして整備し利用しています。また、実穀小学校についてもコミュニティセンターとして整備されます。

表：令和3年度町立小学校児童数と学級数

	阿見小	本郷小	君原小	舟島小	阿見第一小	阿見第二小	あさひ小
児童数	541	413	65	197	377	150	774
学級数	20	17	6	9	16	8	29
特別支援学級(人)	(11)	(21)	(3)	(9)	(28)	(7)	(31)

資料：茨城県内市町村等教育委員会・学校データ(令和3年5月1日現在)

※1 小規模特認校制度は、学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数教育によるきめ細かな指導や特色ある教育を行う取組です。阿見町では令和2年4月から6年間、君原小学校で導入しています。

(5) 高等学校・大学等の現状

本町には、私立霞ヶ浦高等学校が1校立地しています。霞ヶ浦高等学校は、平成 16 年に男子校から男女共学になりました。また、平成 21 年に私立霞南至健中学校が設立（現在の霞ヶ浦高等学校附属中学校）されたことにより、併設型中高一貫教育を導入しています。

大学等については、茨城大学農学部、茨城県立医療大学、東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校計3校が立地しており、質の高い高等教育機関の集積が本町の特徴となっています。

また、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し足りない部分を補完し合い協力する「学社連携」の事業では、茨城大学、茨城県立医療大学、東京医科大学、東京農業大学、霞ヶ浦高校と連携している事業が多数あります。

表：高等学校の状況

学校名	特徴
私立霞ヶ浦高等学校	「至誠」「自由」「責任」「敬愛」「勤勉」の5つが校訓となっている。

資料：学校ホームページ

表：大学等の状況

学校名	特徴
茨城大学農学部	平成 29 年度より、食生命科学科と地域総合農学科の2つの学科に改組し、食料、食品、農産物の国際展開や地域農業の活性化を支える実務型農学系人材を育成する教育を推進する。
茨城県立医療大学	これからの保健・医療・福祉の幅広い医療分野を支える、高い資質と豊かな人間性をもった看護職、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師などの医療専門スタッフを育成する。
東京医科大学 茨城医療センター	建学の「正義・友愛・奉仕」の精神に基づき、地域との連携を密にし、地域における医療、保健、福祉を支援し、患者の権利を尊重し安全な医療を提供する。

資料：大学案内等

(6) 阿見町教育相談センターの現況

不登校の児童生徒に適応指導の場を設け、学校生活への復帰援助と、社会の中で生きていける力を養っています。また、学校生活で悩みをもつ児童生徒及びその保護者、学級担任などから悩みの相談を受け、児童生徒の健全育成に努めています。

令和2年の国と茨城県におけるいじめの認知件数（前年比）は減少している一方で、不登校児童生徒数は、増加傾向にあり、特に小学校で増加率が高くなっています。

■教育相談センター施設の目的

- ①町内の児童生徒で不登校の児童生徒に適応指導の場を設け、集団活動等を通して自立心や適応力を養い、学校生活への復帰援助と共に社会の中で生きていける力を養います。
- ②学校生活で悩みをもつ児童生徒及びその保護者並びに学級担任などから悩みの相談を受け、児童生徒の健全育成に寄与します。

■教育相談センターの運営基本理念

現在、不登校の児童生徒の状況から、教育の重点施策の一つに「不登校支援」を挙げています。不登校のケースの原因や背景は多様であり、過保護・過干渉、虐待・ネグレクト、貧困等の家庭に起因するもの、友人関係や教師との人間関係の悩み、学力不足等があります。また、これらの要因が複雑に絡み合っていることが多くあります。そして、無理に登校を促すと、これがプレッシャーになってさらに悪化する場合もあります。

したがって、教育相談センター、特に、適応指導教室「やすらぎの園」に於いては、まずは「遊ぶ」「食べる」「学習する」という活動を同年代の人と交わりながら行い、生きる気力を高めて自立心や学校への適応性を育てるような援助指導の方法を基本としています。

このように「やすらぎの園」では、町内各小・中学校と連絡を密にしながら、児童生徒が本当にのびのびと羽を広げ、ホッと安心できる「心の居場所」になることにより、生活力を高め、規則正しい生活に戻り、登校できるようになることを目標に運営にあたっています。

■相談から適応指導教室への通級までの流れ

□保護者からの相談の場合

- ①保護者からの相談 → ②保護者・本人との面談 → ③学校との情報交換 →
④検討委員会 → ⑤保護者・本人との面談 → ⑥学校からの入所手続き → ⑦通級

□学校からの相談の場合

学校と対応を検討した後、①の流れによる。

■施設の概要

適応指導教室「やすらぎの園」	・開設日：毎週月～金曜日（小・中学校の登校日に準ずる） ・時 間：午前9時～午後3時 ・通所方法は自由（小学生は原則保護者送迎）
心の電話教育相談室	・相 談 日：毎週月～金曜日 ・相談時間：午前9時～午後3時 ・相談室への来所による相談もしている ①電話相談 ☎888-1225 ②来所相談 教育相談センターへ直接来所 （〒300-0333 阿見町大字若栗 1838-24、町図書館脇）

(7) 特別支援学校の現況

茨城県内の県立特別支援学校 23 校のうちの県立霞ヶ浦聾学校の 1 校が町内に設置されており、県南・県西地域 22 市町村の聴覚障害教育（幼稚部、小学部、中学部）を担っています。

表：特別支援学校の教育目標

学校名	教育目標
県立霞ヶ浦聾学校	○聴覚に障害のある幼児児童生徒一人一人に、教育的ニーズに応じた支援や指導を行い、それぞれのもつ能力や可能性を最大限に伸長する。 ○主体的に自立と社会参加ができるよう、一人一人の生きる力を培う教育の充実を図る。 ・心身共に健康で、人間性豊かな幼児児童生徒を育てる。 ・豊かなコミュニケーション力を育て、確かな日本語を養う。

資料：茨城県立霞ヶ浦聾学校ホームページ

(8) 発達支援の現況

茨城県内には主に県北・県央地域の「発達障害者支援センターあい（茨城町）」、主に県南・県西・鹿行地域の「発達障害者支援センターCOLORS つくば」の 2 つの施設があります。

表：発達障害者支援センターの理念

学校名	理念
発達障害者支援センター COLORS つくば	①身近な地域で療育支援・相談支援が受けられるような地域づくり ②関係機関が連携し、協働できる地域づくり ③幼児期から一貫した療養支援体制の構築

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響について

・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要（国）

本計画は平成25年度に前期基本計画、平成30年度に後期基本計画を策定し、学校教育における取組を推進してきました。しかしながら、計画期間である令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）、令和2年1月から新型コロナウイルス感染症が拡大しました。新型コロナウイルスは人々の生活に大きく変化させ、本町を取り巻く教育環境への影響も大きく、今なお、続いている状況にあります。

参考表：茨城県における新型コロナウイルス感染症対策の概要

令和4年2月時点

期間	新型コロナウイルス感染症対策の内容
R2 4/7	国の緊急事態宣言発令（茨城県は4/16～5/31まで）
5/7	「茨城版コロナ Next」緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標作成 Stage1:感染抑制、Stage2:概ね感染抑制、Stage3:感染拡大、Stage4:感染爆発・医療崩壊リスク高（休業等要請）★作成時 感染状況はStage2、予防的観点からStage4に設定
5/15	Stage3（段階的に引き下げ 5/22 Stage2⇒6/5 Stage1⇒7/3 Stage2）
7/31	Stage3
8/18	Stage3（段階的に引き下げ 9/8 Stage2）
10/2	茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例の発令
11/11	Stage3
R3 1/15	Stage4 及び「茨城県独自の緊急事態宣言」の発令（1/18～2/22まで） 県内全域
2/5	Stage3 及び判断指標改定
2/22	Stage2 及び判断指標改定 「茨城県独自の緊急事態宣言」の解除
R3 4/22～	Stage3 感染拡大市町村指定（※本町は4/22～5/5、5/20～6/2） ※感染拡大市町村…不要不急の外出自粛、営業時間短縮、会食人数制限、出勤者数削減、イベント開催制限
6/7	Stage2
7/27	Stage3 感染拡大市町村指定（※本町は7/30～8/5） ※8/6以降県独自の緊急事態宣言に切り替え
8/3	Stage4 及び「茨城県独自の緊急事態宣言」の発令（8/6～8/31（途中延長）） ※本町は8/8以降にまん延防止に切り替え
8/5	国からのまん延防止等重点措置の適用等（8/8～8/31まで）
8/16	「茨城県非常事態宣言」（8/16～9/19（途中延長））
8/17	国からの「緊急事態宣言」発令（8/20～9/30（途中延長））
9/19	「茨城県非常事態宣言」の解除
9/22	Stage3（段階的に引き下げ 9/27 Stage2⇒10/7 Stage1）
9/30	緊急事態宣言解除（国）
12/23	茨城版コロナ Next（コロナ対策指針）改定 判断指標は改定なし ※ワクチン・検査適用による行動制限緩和
R4 1/18～	Stage2
1/21	まん延防止等重点措置の適用を国に要請
1/27～	県内全域（全市町村）でまん延防止等重点措置を適用（1/27～2/20）
1/31	Stage3
2/8	小学校の対策延長・強化、小学校以外の学校の対策強化（～2/18）
2/16	まん延防止等重点措置の延長要請
	Stage4 県内全域（全市町村）でまん延防止等重点措置の延長（～3/6）

資料：「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページ）及び「茨城版コロナ Next Stage の推移」（茨城県ホームページ）



第5章 町民ニーズの動向

1 アンケート調査結果

□実施概要

- ・実施方法：紙媒体による回答（学校を通じた配布・回収）及びWEBによる回答
- ・調査対象者：小学校5年生（398名）・中学校2年生（374名）の保護者（計772名）
- ・有効回収数及び回収率：
保護者合計数 624 票（紙：331 票、WEB：293 票）／772 票 【有効回収率：82.0%】
－小学校5年生の保護者 337 票（紙：177 票、WEB：160 票）／398 票 【有効回収率：84.7%】
－中学校2年生の保護者 287 票（紙：154 票、WEB：133 票）／374 票 【有効回収率：76.7%】
- ・調査期間：令和3年11月5日（金）～令和3年11月10日（水）
- ※前回回収率：小学生保護者約85.9%、中学生保護者約73.9%

（1）保護者へのアンケート結果の概要

①新型コロナウイルス禍における生活や学習等への影響

- ・（問4）休校時の家庭での学習がうまく進まなかった、部活動などの運動する機会が減ったなど、学習や運動面において影響がでていることがうかがえます。
- ・（問5）お子さまの生活や学習でお困りのことや不安に思っていることは、生活のみだれや運動不足、肥満になるや体調を崩しやすくなったことや、自宅でのタブレットの時間やゲームの時間が増えたことなどがあります。

②家庭での生活について

- ・（問6）家庭での生活で特に気をつけていることについては、「規則正しい生活（早寝・早起き、食事など）」（60.0%）が突出して高く、次いで「テレビ・ゲームの時間のルール化」、「家庭学習の習慣化」などとなっており、生活のリズムに関する項目が高くなっている傾向にあります。
- ・（問7）スマートフォンやタブレット等の通信端末を利用することについては、「家族・友人との連絡」や「外出時の防犯」、「調べ物や勉強にも利用できて便利」が50%以上と必要性が非常に高い一方で、「ネットトラブルの不安」や「ネット閲覧制限対策が必要」などの不安要素も高いことから、通信端末の正しい利用に関する対策の取組も必要です。「できることなら持たせたくない」や「学校で統一した夜間の使用禁止などの制限が必要」などは約20%となっています。
- ・（問8）教育や学校生活について特に気になることは、「友人関係」や「学校の成績」が50%以上と高くなっています。前回調査と比べ、「子供の友人関係」が23.7ポイント増加し、「しつけの仕方」が21.0ポイント減少しています。
- ・（問9）教育に不安を感じた時に相談する相手については、「家族（83.1%）」や「友人（55.0%）」「先生（32.5%）」など身近な相談相手が多くなっています。一方で「相談したいが、周りに相談できる相手がいない（4.1%）」などが少数であるが、フォローアップが必要です。前回調査と比べ、「学校の先生」が7.4ポイント増加し、「友人」が4.7ポイント減少しています。

③学校生活について

- ・(問 10)「とても楽しそう(30.2%)」「どちらかというと楽しそう(34.3%)」「普通(26.1%)」を合わせると 90.6%となっています。「とても楽しそう」は、前回調査と比べて 5.4 ポイント減少しています。

教職員アンケートの「学校に通うことを楽しいと感じているか」では、93.3%が「ほとんどの児童生徒が楽しいと感じている(22.1%)」、「多くの児童生徒が楽しいと感じている(71.2%)」と感じていると回答しています。

- 年代別にみると、「30 歳代(31.8%)」「40 歳代(31.3%)」と高い一方で、「50 歳代(23.0%)」、「60 歳代(0%)」などと、若い世代ほど「楽しそう」と感じています。
- ・(問 11) 授業の理解度については、「よく理解していると思う」と「まあまあ理解していると思う」を合わせ 72.9% (前回 79.1%) となっています。
- ・(問 12)「宿題」を「いつもする」71.4% (前回 80.2%)、「予習・復習」を「いつもする」11.8% (前回 9.8%)、学校以外の学習を「いつもする」20.2% (前回 20.5%) となっています。宿題を「いつもする」は、前回に比べて 8.8 ポイント減少しており、小学校保護者では 84.0%、中学校保護者では 57.8%となっています。
- ・(問 13) 学校での指導について、共感する(「そう思う」と回答)保護者の方は「先生が子どもとの信頼関係を築こうとしている」が 29.4%、「熱心に指導をしている」が 19.7%などと高くなっている一方で、「児童一人一人にあった学習・指導」や「基礎学力が向上している」などは 10%を切っており、学習・指導の部分の評価が低くなっています。

④学校教育について

- ・(問 14) 児童生徒一人に一台のタブレット端末を配付して授業で活用していることについて、「情報活用能力を向上させるため、授業で積極的に活用」や「情報モラル教育についてもしっかりとしてほしい」が高くなっています。
- ・(問 15) 満足度が高い項目は、「学校給食・食育」「読書活動や図書室の充実」などとなっており、一方で満足度の低い項目は、「補習等の学習支援」や「国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成」「キャリア教育」などとなっています。
- ・重要性が高い項目は「命を大切にすることを育む教育」「いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」「通学路の安全確保」、「緊急時の保護者との連絡体制」などの心の教育、安全対策などに関する重要性が高くなっています。
- ・(次頁参照)CS分析(満足度と重要性の散布図)において、「最優先改善項目(満足度が低く・重要性が高い)」は、「国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成」や「いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」、「物事を多様な観点から論理立てて考える学習」、「基礎的な学力を確実に身につける学習」、「児童生徒が教育相談等を受けることができる体制」などとなっている。
- ・(問 16) 今後の教育環境の変化に対応していくため、「先生や支援スタッフの人的配置」や「児童生徒数のバランスが取れた適正な規模の学校づくり」が約 50%、「スクールソーシャルワーカーの充実」、「防災、防犯などの安全・安心に配慮した教育環境づくり」が約 40%と高くなっており、支援スタッフや教育環境の改善などへの取組が求められています。

教職員アンケートでは、「先生や支援スタッフの人的配置」が 86.3%と突出して高く、「スクールソーシャルワーカー」が 57.1%、「適正な規模の学校づくり」が 43.4%などとなっています。

年代別にみると、「学校の先生や支援スタッフの人的配置の充実」や「ICT教育推進のための情報機器の充実」などは、「50 歳代」や「60 歳代」で若干高い傾向があります。

⑤地域活動との関わりについて

- ・(問 17) 地域の子供たちとの接し方について、「困っているような時は声をかける」や「道で会ったら、挨拶を交わす」が約 70%と高くなっています。
- ・(問 18) 地域と家庭、学校の連携・協力体制については、前回結果同様に、50%程度の方が「よく整っている」「整っている」と思っています。

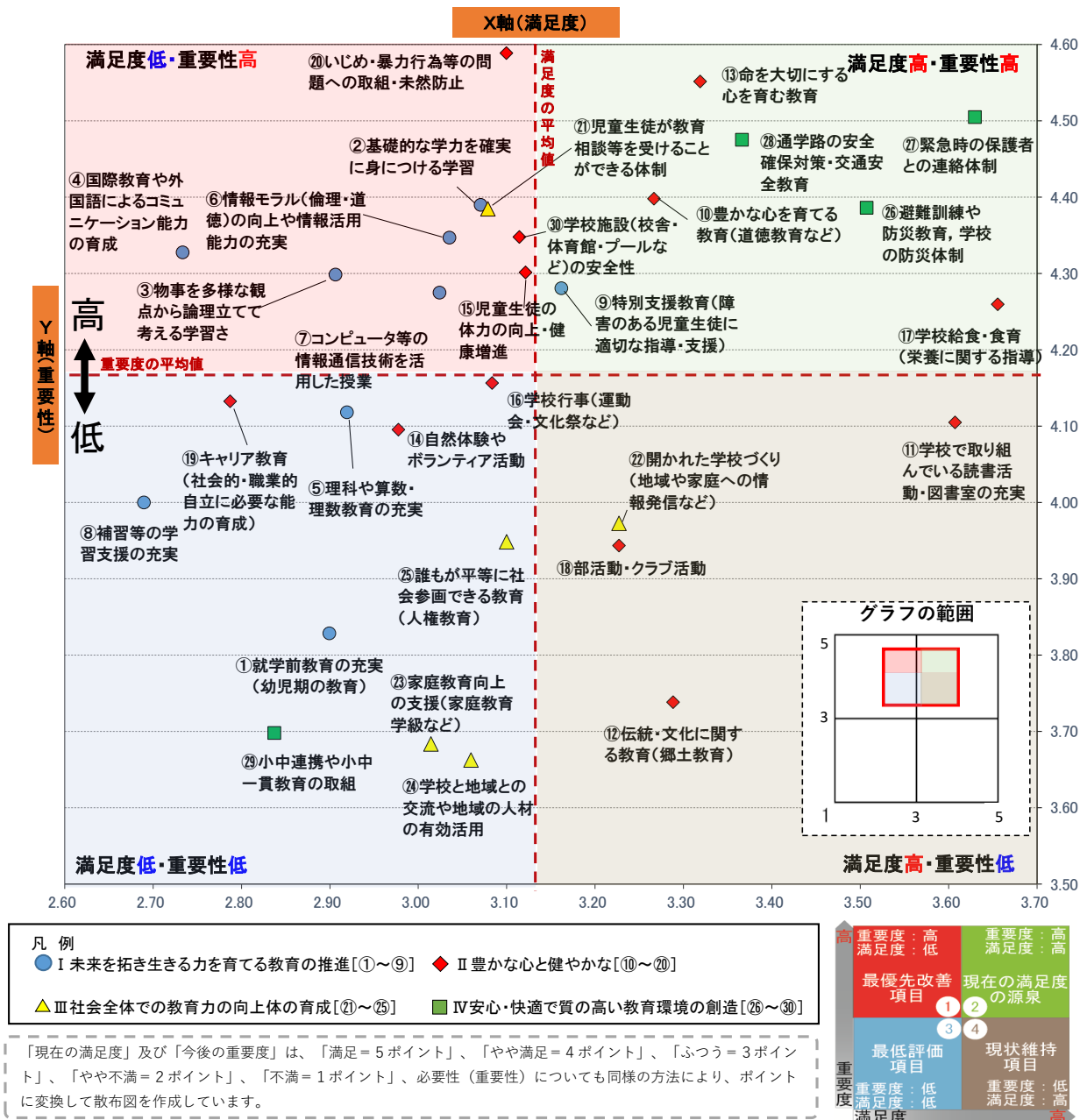
教職員アンケートでは、「整っていると思う」が 68.6%、「あまり整っているとは思えない」が 16.4%となっています。

また、地域における子育ての観点から「子供の安全確保（防犯・交通安全）」が約 90%と前回同様突出して高いことから、引き続き、地域で力をいれていく必要があります。

⑥持続可能な開発目標（SDGs）

- ・SDGs については、13.7%の方が既に自分のことから取り組んでおり、26.9%の方が「知らない」と回答しています。

図：CS分析（満足度と重要性の散布図）



(2) 教職員へのアンケート結果の概要

□実施概要

- ・実施方法：紙媒体による回答（学校を通じた配布・回収）及びWEBによる回答
- ・調査対象者②：小・中学校の教職員（243名）
- ・有効回収数及び回収率：228票（紙：185票、WEB：43票）／243票【有効回答率：93.8%】
- ・調査期間：令和3年11月5日（金）～令和3年11月10日（水）
- ※前回調査の有効回収率 97.2%

①児童・生徒の様子、教育全般について

- ・（問4）学校に通うことを楽しいと感じているかについては、93.3%が「ほとんどの児童生徒が楽しいと感じている（22.1%）」、「多くの児童生徒が楽しいと感じている（71.2%）」と回答しています。勤務先でみると「ほとんどの児童生徒が楽しいと感じていると思う」は、小学校教職員で26.7%、中学校教職員で13.8%と小学校の教職員で高い傾向になっています。
- ・（問5）児童生徒が確かな学力や生きる力を身につけていくために重要なことは、「自ら課題を発見し、解決する力」が45.1%と高く、「コミュニケーション能力」、「社会で自立するための基礎的な力」が約20%などとなっています。職員の経験年数でみると、「自ら課題を発見し、解決する力」は、「3年未満（60.0%）」で突出して高くなっています。
- ・（問6）児童生徒の道徳心の定着や健やかな体や心の育成として、身に付けさせたい力で最も重要なものは、「豊かな心や道徳心」36.3%、「社会的な常識やマナー」24.3%などが高くなっています。
- ・（問7）満足度が高い項目は、「いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」「緊急時の保護者との連絡体制」「学校給食・食育」などとなっており、一方で満足度の低い項目は、「補修等の学習支援」や「小中連携や小中一貫教育の取組」「家庭教育向上の支援」「自然体験などのボランティア活動」などとなっています。
- ・重要性が高い項目は、「いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」「緊急時の保護者との連絡体制」「命を大切にすることを育む教育」などの項目が高くなっています。
- ・（次々頁参照）CS分析（満足度と重要性の散布図）をみると、「最優先改善課題（満足度が低く、重要性が高い）」は、「情報モラル（倫理・道徳）の向上や情報活用能力の充実」や「学校施設（校舎・体育館・プールなど）の安全性」などとなっています。
- ・（問8）教育施策の効果について、効果が「大きい」と「どちらかというと大きい」の合計でみると、「③アクティブラーニングの推進」が81.4%、「⑤インクルーシブ教育の推進」、「④プログラミング教育の推進」が約70%と高くなっています。
- ・（問9）ICT環境整備と併せて検討すべき内容については、「教員のICT活用指導力の向上」、「ICT活用を支える外部専門スタッフの活用」が約80%、「情報セキュリティの確保」が61.5%などとなっています。勤務先別にみると、「ICT活用を支える外部専門スタッフの活用」が「小学校（80.0%）」、「中学校（67.5%）」と小学校で10%ほど高くなっており、教員の経験年数が「20年以上（90.3%）」で他の経験年数に比べて突出して高くなっています。
- ・（問10）今後の教育環境の変化に対応していくため、阿見町はどのようなことに取り組むべきかについては、「学校の先生や支援スタッフの人的配置の充実」が86.3%、「スクールソーシャルワーカー」が57.1%、「適正な規模の学校づくり」が43.4%などとなっています。

②学校組織・勤務環境について

- ・(問 11) 職務上の悩みを誰に相談するかについては、「職場の同僚」が 75.2%、「職場の管理職」、「家族」が約 50%となっています。教員の経験年数でみると、「職場の同僚」では「5 年未満」や「10 年未満」が約 80%、「友人」では「3 年未満」が 52.0%などと、経験年数が少ないほど高い傾向がうかがえます。
- ・(問 12) 職務について忙しいと感じているかについては、「大変忙しい (48.9%)」が前回 (66.8%) から約 18 ポイント減少しています。勤務先でみると「小学校 (51.4%)」、「中学校 (43.8%)」と小学校の教員が若干高く、阿見町での教員の経験年数でみると「15 年未満 (55.0%)」が高くなっています。
- ・(問 13) 忙しいと感じる原因については、「事務処理が多い」、「報告書類の作成」が約 60%で「授業の準備」が 47.8%などとなっています。性別でみると、「報告書類の作成」で「男性 (72.9%)」「女性 (52.3%)」、「部活動の指導」で「男性 (24.7%)」「女性 (12.9%)」、「行事の準備」で「男性 (43.5%)」、「女性 (30.3%)」などが男性で高い項目となっています。
- ・(問 14) 職務の忙しさを改善するために、何か取り組んでいることは、「TODOリストの作成」、「役割分担、協力」、「仕事に優先順位をつける」、「すぐに上司に相談する」などの取組の他に「休日に出勤して仕事を分散」などの時間外の部分で改善や、「業務量が根本的に多すぎ」などの改善を図ることが難しいなどの意見がありました。
- ・(問 15) 生徒指導をする上での課題は、「生徒指導にける時間が十分に取れない」が 38.5%、「指導をしているが効果が表れない」が 30.5%、「保護者の協力が得られない」が 23.9%などとなっています。勤務先でみると「指導をしているが効果が表れない」では「小学校 (37.7%)」、「中学校 (17.5%)」と小学校で高くなっています。
- ・(問 16) 学習指導をする上での課題は、「個に応じた学習指導力の不足」や「教育用コンピュータなどを使いこなす ICT 活用能力の不足」や約 50%と高くなっています。勤務先でみると、「児童生徒のコミュニケーション能力を育成する力の不足」では小学校が高く（「小学校 (32.9%)」、「中学校 (17.5%)」）、「ICT 教育に対応したネットワークやタブレット端末などの不足」では、中学校で高く（「中学校 (23.8%)」「小学校 (14.4%)」）なっています。

③教員の資質向上について

- ・(問 17) 教師として特に必要な能力は、「教科の指導力」が 61.1%、「豊かな人間性」が 48.2%などとなっています。勤務先でみると、「教科の指導力」（「小学校 (56.2%)」、「中学校 (70.0%)」）では中学校で高く、「豊かな人間性」（「小学校 (51.4%)」、「中学校 (42.5%)」）では小学校で高くなっています。
- ・(問 18) 教職員の資質向上のために必要な研修について、「必要だと思う」で「教科の指導力を高める研修」や「子供の理解・学級経営の指導力を高める研修」、「ICT を活用した教育の研修」、「特別支援教育に関する研修」などが約 60%と高くなっています。
- ・(問 19) 保護者との対応で今現在悩んでいることは、「ある程度ある（対応できる範囲）」が 36.7%となっていますが、「たくさんある（対応できる範囲を超えている）」が 5.3% (12 名) います。教員の経験年数でみると「20 年未満 (11.5%)」、「20 年以上 (7.5%)」などと経験年数が少ないほど「たくさんある（対応できる範囲を超えている）」の割合が高い傾向にあります。

④地域と学校の連携について

- ・(問 20) 地域と家庭、学校の連携・協力体制が整っていると思うかについては、「整っていると思う」が 68.6%、「あまり整っているとは思えない」が 16.4%となっています。勤務先でみると、「整っていると思う」では、「中学校 (73.8%)」、「小学校 (65.8%)」と中学校が若干高くなっています。
- ・(問 21) 学校・地域・家庭が連携協力するのに必要なことは、「学校からの情報提供 (ホームページ、お知らせ等)」が 64.2%と特に高くなっており、前回調査と比べて、41.3 ポイントと大きく増加しています。勤務先でみると、「PTA活動の活性化」(「中学校 (41.3%)」、「小学校 (25.3%)」)と中学校で高くなっています。

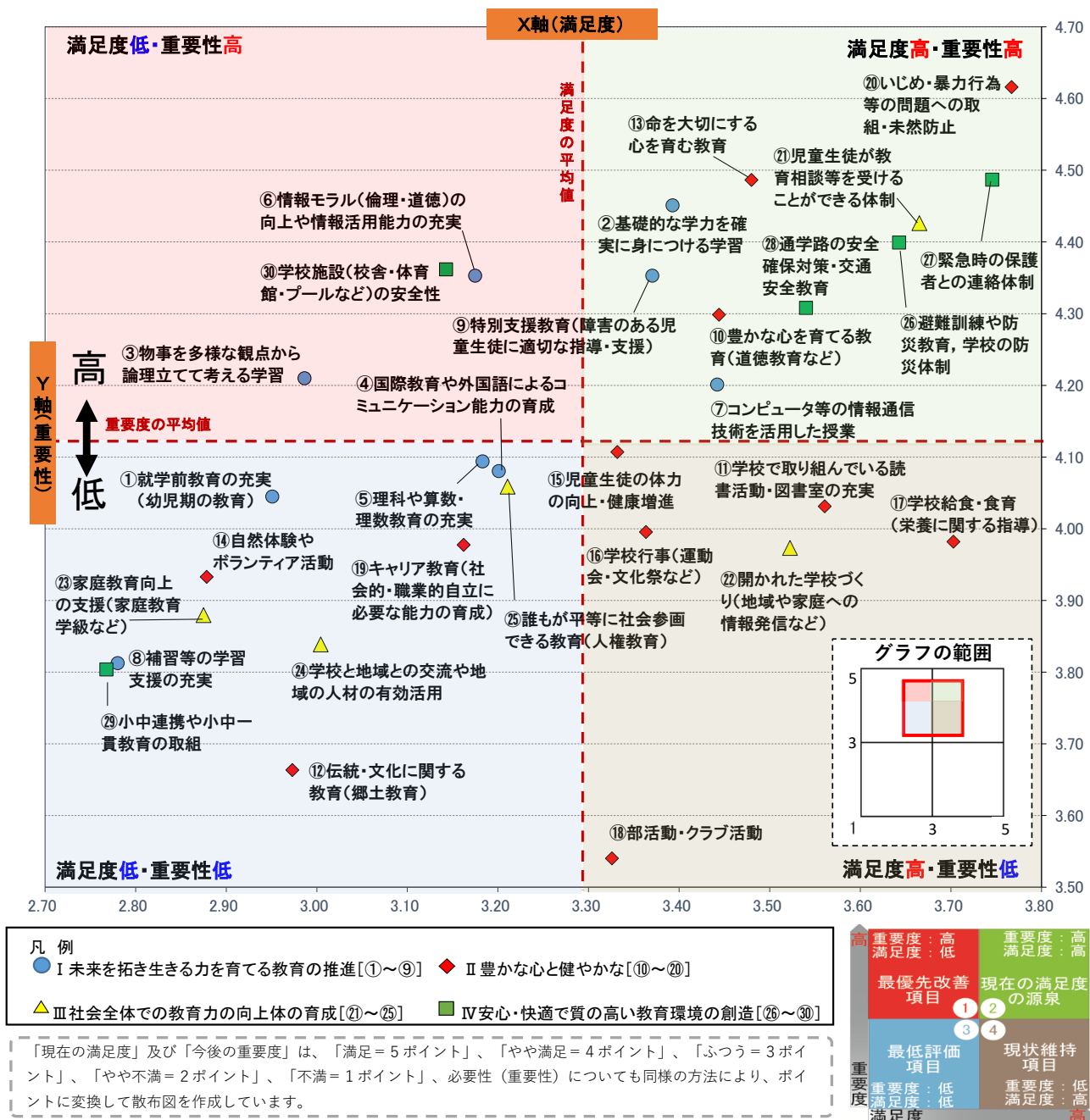
⑤学校の施設、安心・安全な環境について

- ・(問 22) 学校の施設や設備等について充実や改善してほしいものは、「授業で使う備品の更新 (楽器、体育器具など)」や「机や椅子などの備品の更新」が約 50%と高くなっています。「トイレの改修 (便器の洋式化)」では小学校が、「特別教室の冷暖房設備」では中学校がそれぞれ高くなっています。
- ・(問 23) 学校の安全な教育環境づくりで、特に力を入れる必要があるものは、「登下校時の見守り等の防犯体制」が 45.1%、「自転車の乗り方などの交通安全教育」や「災害等緊急時の保護者との連絡体制」が 40%近くなど高くなっています。
- ・(問 24) 児童生徒が安心して学校生活を送れる取組として、特に力を入れてほしいものは、「学校・家庭・地域が連携して児童生徒の自律と社会性を育成する取組」や「スクールカウンセラーの派遣などのサポート体制の強化」が約 50%、「生徒指導教員が中心となった校内の指導体制の充実」が 39.8%などとなっています。

⑥持続可能な開発目標 (SDGs) について

- ・(問 25) SDGs の教育の目標である「質の高い教育をみんなに」を踏まえて、教育の質を高めていく上で、今後何が必要かについては、「生まれた地域や家庭環境により、受けられる教育に格差を生じさせないこと」が 61.9%で最も高く、勤務先でみると、「中学校 (53.8%)」、「小学校 (66.4%)」と小学校で高くなっています。
- 「世界で活躍できるようなグローバルな人材を育てること」では、「中学校 (20.0%)」、「小学校 (12.3%)」と中学校で高くなっています。

図：CS分析（満足度と重要性の散布図）



2 ヒアリング調査結果

□実施概要

- ・ 実施方法：オンラインにより実施
- ・ 調査対象者：5団体（阿見町PTA連絡協議会／阿見町立小学校長／阿見町立中学校長／阿見町教育相談センター／阿見町子ども会育成連合会）
- ・ 調査期間：令和3年12月1日(水)・12月2日(木)

(1) ヒアリング結果の概要

①小中＋幼保連携（9年＋α）が今後の課題

- ・ 小・中学校の9年間を通した切れ目のない教育の推進は、情報の交換や対策等はすごく細かく図られていますが、幼保を含めて、小・中学校＋幼保連携となるのが課題です（小学校長会）。

②学校教育だけでなく、関係各課、関係機関等との横断的な連携が必要

- ・ 教育ニーズが多様化・個別化しすぎて、1つの学校ではなかなか対応しきれない状況になってきていることから、学校教育のみならず、都市計画課や生活環境課、福祉部局等との強力な連携が今後とも必要になってきます（小学校長会）。
- ・ 福祉・警察・少年相談員・民生委員、そういった関係機関とのさらなる連携も必要です（小学校長会）。

③不登校生徒へのさらなる支援充実が必要

- ・ 不登校生徒が増えてきてしまっていますが、不登校の生徒が通える支援室として、不登校支援教室（通称：集いの部屋）をつくっていただき、それがきっかけになって、学校に足が向くようになってきた子が数名ずつ出てきています。教室があると無いとでは大違いです（中学校長会）。
- ・ 不登校については、今は子どもたちが学校に行かなくてはいけないというのはなくなってきているので、そういう意味では、町の方でセカンドスクールみたいなものをつくってはどうか（子ども会）

④支援員のさらなる充実が必要

- ・ 支援員（会計年度任用職員）の採用について、本町は他市町村に比べて充実しており、ここ数年間でますます充実してきています（小学校長会）。
- ・ 発達障害の子どもも増えてきています。どうしても個別指導が必要になり、マンツーマンの体制を取らざるを得ないのが現状です（相談センター）。
- ・ 保護者の方、お子さんを合わせると中々予約が取れない状況となっているため、スクールカウンセラーを増やしていただきたいです（相談センター）。
- ・ スクールカウンセラーというか、臨床心理士の配備をできたらお願いしたいです（中学校長会）。
- ・ 子どもに対するケアと同時に親に対するケアも必要だと思います（PTA）。

⑤先を見据えたオンライン事業の環境整備

- ・ 学校の無線LAN（Wi-Fi）環境というか、まだまだ課題が大きい。接続の状況がうまくいかないと、家庭環境というか、経済的格差が学力格差になってはいけません（小学校長会）。
- ・ コロナ禍における学校教育においてICTの取組は大きく進展したが、Wi-Fi環境が整っていない家庭があり、オンライン事業を一斉にまだできる状況でないというのが課題です（小学校長会）。

- ・フリーWi-Fiも役場の中と交流センターしか飛んでいません。子どものオンラインの学びが家庭で環境が整っていなくてもそういった所を利用することができます（小学校長会）。
- ・町として公的機関にもっとフリーWi-Fiに接続できる所を広げていただいて、そこに見守り番としてどなたか1人いてくだされば、子どもの放課後のICT学習等もできます（中学校長会）。
- ・家庭でもリモート授業が実践できるように、モバイルルーター等の貸し出し等も積極的に進めていかなければならないと思います（中学校長会）。

⑥子どもと地域の交流の場が必要

- ・コロナで学校行事が減っているというところで、PTAの活動と地域の皆さんとの交流する場というのなくなってきたため、PTAや学校、地域、行政等みんなが連携して、子どもたちと地域が関われる場を取り戻せるかが大きな課題となっています（PTA）。

⑦コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を見据えた地域との繋がり

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、町の助言・指導のもとで環境整備等も含めて、町と学校で調整しながら進めていきたいです（小学校長会）。

⑧部活動改革（外部指導者等）が必要

- ・球技大会とかバドミントン大会とかいろいろ計画してきましたがこのコロナ渦の影響で二年ぐらい何も出来てない状況です（子ども会）。バドミントンとか、柔道・剣道のように特徴的な種目があるので、そういうものが伸びていけるような施設を作っていただきたいです（中学校長会）。
- ・部活動の統廃合、外部指導者、部活動の指導員の問題など、学校だけでは解決できない事になってくる。町主導で本格的に部活動改革（部活動の地域移行）への本格的な議論が必要です（中学校長会）。

⑨共生社会の環境整備が必要

- ・児童・生徒だけでなく教員も含めて性的マイノリティ（LGBTQ）に対する対応というのは、早急な対応が必要です（小学校長会）。
- ・トイレの整備やプールの時の着替えの場所などについて、整備がなかなか進んでいない状況です（中学校長会）。
- ・車イスでの学校生活やLGBTなどについて、多目的トイレの設置など、対応が必要な状況が沢山ある。また、洋式トイレの早急な整備もお願いしたいです（小学校長会）。
- ・プールの老朽化に伴う維持管理費用や環境整備について、水泳学習の外部委託等を含めて検討してはどうでしょうか（中学校長会）。

⑩子どもの安全確保・子どもの生活環境における問題

- ・通学路の見直しを保護者の意見を取り入れて町と協力して進めていきたいです（PTA）。
- ・登下校の見守りなどの活動とそれを支える保護者等の負担に地域差があります（PTA）。
- ・スマートフォンによる知らない人との交流、ちょっとしたLINEの打ち間違いによるいじめの発生など、そのような意識の中に潜む危険があります（PTA）。
- ・学校が楽しさやいじめの有無を分析できるQUテストなどを取り入れていってはどうでしょうか（子ども会）
- ・全力で遊べるような遊具について、古い遊具の安全管理を進めながら、新しい遊具も検討していただきたいです（PTA）。
- ・PTA（Parent-Teacher-Association）活動は“P”（Parent）だけでなく、もっと地域、行政、学校、保護者ともっと一体感を持って進めたいです（PTA）。

⑪人員不足・働き方

- ・学校給食については人的資源、人数が少ないと感じています（小学校長会）。
- ・働き方改革というのは、特に他市町村に比べてかなり色々な施策が打ち出されています。目に見える勤怠システム、ＩＣカード等を出入口でかざすと勤怠の管理ができるシステムの導入が必要です（小学校長会）。

⑫施設のバリアフリー化と全町的な利用できる施設の整備が求められている

- ・体育館のお手洗いを綺麗にしていきたいです（ＰＴＡ）。
- ・相談センターに通われているお子さんでスロープを必要とする車いすのお子さんがいらっしゃる時に対応できない状況でもあります（相談センター）。
- ・町中に大きなホールがあれば、講演会や音楽発表会ができます。また、陸上競技場についても他市町村の施設を借りながらやっている状況です（中学校長会）。

⑬人口減少対策としての教育のビジョンの明確化が必要

- ・小規模特認校や人材、教育ビジョンなどを、どのように位置づけて、差別化し、特徴として打ち出すか。町としてのビジョンが明確になると、他市町村に無い魅力が生まれて人口増や教育を通した色々な施策にも貢献できます（小学校長会）。

⑭人口増加と人口減少に伴う学校の適正配置が課題

- ・朝日中学校の場合、通常学級が今年は３教室増え、来年も３教室増える予定となっており、余裕教室が無くなります。２年、３年後にはもう収まらないことが予測されます。
- ・１番の課題は、来年は全校生徒で５００人を超えそうで、その生徒が体育館に収まらず、始業式も終業式も、１学年だけ体育館に入れて、残りの２学年はリモート（電子黒板）で参加しているような状況となっていることです（中学校長会）。
- ・本郷小学校において、急速な人口流入による、都市化が進み、都市計画が先に進んでいることから学校の在り方が問われています（小学校長会）。

第6章 後期基本計画の達成度

後期基本計画における施策の「進捗率」や「評価」、「目標指標」の達成度について、進捗状況調査により把握を行いました。

1 後期基本計画の施策の進捗状況調査結果

後期基本計画の施策の進捗状況調査について、「施策の進捗度」と「施策の評価」をそれぞれ5段階で評価し、基本方向ごとに進捗状況を把握しました。

□進捗状況調査の評価点

(1) 施策の進捗率（5段階評価）

評価点5	概ね完了した
評価点4	着手しているが完了していない
評価点3	実施予定だが未着手
評価点2	課題があり未着手
評価点1	実施見込みなし・廃止

(2) 施策の評価（5段階評価）

評価点5	期待される成果があがっている
評価点4	目的は達成しているものの課題あり
評価点3	期待された成果があがっていない
評価点2	ほとんど評価できない
評価点1	評価不能

(1) 施策の進捗率

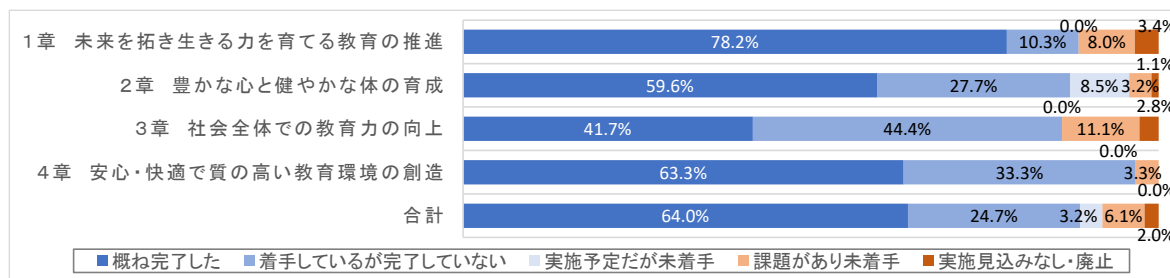
後期基本計画の247施策で「概ね完了した施策」は64.0%（158施策）、「着手しているが完了していない施策」は24.7%（61施策）となっています。

「概ね完了した」施策は、「1章 未来を拓き生きる力を育てる教育の推進」で78.2%（68施策/87施策）と最も高くなっています。次いで、「4章 安心・快適で質の高い教育環境の創造」が63.3%（19施策/30施策）、「2章 豊かな心と健やかな体の育成」が59.6%（56施策/94施策）と「3章 社会全体での教育力の向上」が41.7%（15施策/36施策）となっています。

「未着手（実施予定・課題がある）」の施策は、9.3%（23施策）で、コロナウイルス感染症対策による中止が主な理由となっている「国際交流活動との連携」や「スポーツ大会」、「スポーツ少年団やクラブスポーツとの連携」、「外部指導者の活用と活動支援」、「人権教育の推進」などとなっています。

「実施見込みなし・廃止」の施策は、2.0%（5施策）あり、教育活動の見直し及び働き方改革の観点から廃止した「町音楽会・合唱祭の開催」や学校の働き方改革の一環で、在り方を大幅に見直す「阿見町教育の日の推進」、その他、県事業の廃止に伴うものなどとなっています。

図：施策の進捗率



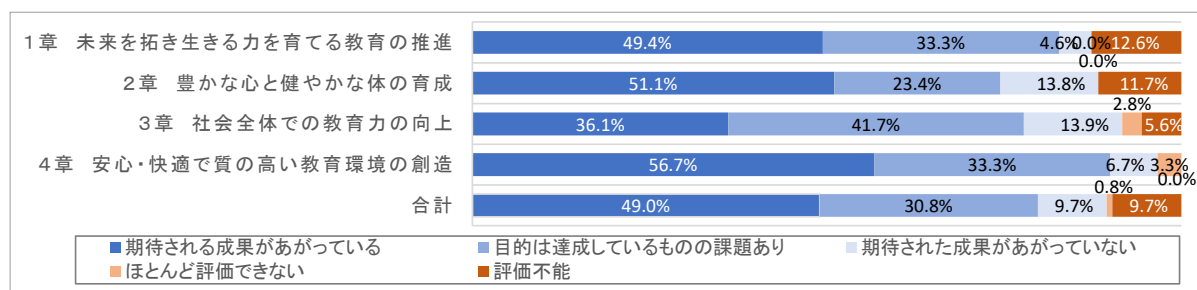
(2) 施策の評価

後期基本計画の247施策で「期待される成果があがっている施策」は49.0%（121施策）、「目的は達成しているものの課題がある施策」は30.8%（76施策）などとなっています。

「期待されている成果があがっている」施策は、「4章 安心・快適で質の高い教育環境の創造」で56.7%（17施策/30施策）と最も高くなっています。次いで「2章 豊かな心と健やかな体の育成」が51.1%（48施策/94施策）、「1章 未来を拓き生きる力を育てる教育の推進」が49.4%（43施策/87施策）、「3章 社会全体での教育力の向上」が36.1%（13施策/36施策）となっています。

「期待された成果があがっていない」、「ほとんど評価できない」、「ほとんど評価できない」、「ほとんど評価できない」は10.5%（26施策）、小・中学校図書館と町立図書館のシステムの連携の見直しが必要な「学校図書館の充実支援」やコロナ禍における体験活動や外部との連携が難しい「体験活動を通じた環境教育の推進」「霞ヶ浦をテーマにした環境教育の充実」「図書館ボランティアの支援と積極的活用」などとなっており、「評価不能」は約1割（24施策）で、主にコロナ禍により核となる事業が中止となったものが主となっています。

図：施策の評価



表：具体的施策ごとの進捗度及び評価の一覧表

基本方針	具体的施策	施策の着手状況 (進捗率)		施策の成果 (評価)		町民満足度 (アンケート調査)	
		ランク	%	ランク	%	保護者	教職員
						%	%
1章 未来を拓き生きる力を育てる教育の推進		○	89.9	○	80.7	—	—
1阿見町の教育の基本理念の普及・啓発	1)9年間を通した切れ目ない教育の推進	◎	92.3	○	87.7	—	—
2幼児教育の推進	1)幼・保・小連携の促進	◎	100	○	80.0	—	—
	2) 幼児教育の支援	○	86.7	○	86.7	58.0	59.0
3確かな学力の定着を目指した教育の推進	1)基礎・基本の確実な習得と活用する力の育成	○	86.7	○	76.7	61.4	67.9
	2) 学習意欲の向上	◎	100	○	90.0	—	—
	3)言語活動の充実	◎	100	○	86.7	58.1	59.7
	4)外国語教育の推進	◎	91.4	○	74.3	54.7	64.0
	5)理数教育の充実	○	84.0	○	76.0	58.4	63.7
4時代に対応した教育の推進	1)情報活用能力を育てる教育の充実	○	90.0	○	88.0	60.7	63.5
	2)環境教育の充実	○	88.0	△	68.0	—	—
	3)多文化共生の推進	○	76.0	△	68.0	—	—
5学力を支える教師力の向上	1)教員の資質向上	◎	93.3	○	85.0	—	—
	2)多様な学習支援の充実	△	60.0	△	40.0	53.8	55.6
6自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	1)個々の教育的ニーズに対応した指導の充実	◎	100	◎	95.0	—	—
	2)就学前からの支援充実と発達障害に対する理解促進	◎	100	◎	95.0	63.2	67.4

基本方針	具体的施策	施策の着手状況 (進捗率)		施策の成果 (評価)		町民満足度 (アンケート調査)	
		ランク	%	ランク	%	保護者	教職員
						%	%
2章 豊かな心と健やかな体の育成		○	81.9	○	73.7	—	—
1豊かな心を育み命の尊さを伝える教育の充実	1)道徳教育の充実	◎	100	◎	94.3	65.3	68.9
	2)読書活動の推進	○	85.7	△	70.0	72.1	71.2
	3)郷土教育の推進	○	84.0	○	78.0	65.8	59.5
	4)文化・芸術活動の推進	○	83.3	○	76.7	—	—
	5)平和・命の教育の推進	○	80.0	◎	93.3	66.4	69.6
	6)主権者教育・消費者教育の充実	◎	100	◎	100	—	—
	7)体験活動・ボランティア活動の推進	○	80.0	○	80.0	59.5	57.6
2健やかな体の育成	1)学校体育の充実	○	73.3	△	46.7	—	—
	2)学校保健・健康教育	◎	100	◎	100	62.4	66.6
	3)食育の推進と安全な学校給食	◎	100	◎	100	73.1	74.1
	4)運動部活動の促進	○	73.3	△	44.4	64.5	66.5
3勤労観・職業観を育てる教育の推進	1)キャリア教育・職業教育の充実	△	53.3	△	40.0	55.7	63.2
4生徒指導の充実	1)積極的な生徒指導	◎	100	◎	96.0	—	—
	2)相談体制の充実	◎	100	◎	100	61.6	73.3
	3)教育相談センター(やすらぎの園)の充実と活用	◎	100	◎	96.0	—	—
3章 社会全体での教育力の向上		○	81.6	○	78.3	—	—
1開かれた学校づくりの推進	1)地域人材の積極的な活用	○	80.0	△	70.0	61.2	60.1
	2)地域に向けた情報の発信	◎	100	◎	100	64.5	70.4
2家庭の教育力の醸成・向上	1)家庭教育の充実	○	80.0	△	70.0	60.3	57.5
	2)乳幼児期からの家庭教育の支援	△	70.0	△	65.0	—	—
3地域の教育力の醸成・向上	1)子ども会育成会との連携	○	71.4	○	74.3	—	—
	2)青少年健全育成・体験活動	△	60.0	△	70.0	—	—
	3)学校教育への支援体制の充実	○	90.0	○	83.3	—	—
4誰もが平等に社会参画できる教育の推進	1)人権教育の推進	○	75.0	△	70.0	62.0	64.2
	2)男女共同参画社会の形成	◎	100	◎	100	—	—
4章 安心・快適で質の高い教育環境の創造		○	89.0	○	84.9	—	—
1安全・安心な教育環境の整備・強化	1)危機管理体制の確立	○	85.0	○	85.0	—	—
	2)防災教育の強化	◎	100	◎	100	70.1	72.9
	3)耐震等施設整備の充実	◎	93.3	◎	93.3	—	—
	4)防犯・交通安全対策の強化	◎	98.2	◎	92.7	67.3	70.8
2質の高い教育環境の整備充実	1)学校情報化の推進	○	80.0	○	80.0	—	—
	2)学校施設・設備の充実	○	88.0	○	84.0	62.3	62.9
3時代の進展に対応した教育環境の整備	1)小・中学校の教育環境と適正配置の検討	○	80.0	○	80.0	—	—

・「具体的施策」の5段階評価を割合に換算して平均値をランクとして表記している。(例:5段階評価が4.3ポイントの場合:4.5ポイント×20=90%)

・ランクについて、◎=達成度が91%以上 ○=達成度が71~90%、△=達成度が70%以下

2 後期基本計画の目標指標調査結果

後期基本計画の目標指標の進捗状況調査について、下記の4段階で個別の指標ごとに評価し、進捗状況を把握しました。

□目標指標調査の評価

- (1) 目標値を上回った場合
(目標値（令和4年）に対して100%以上の実績値（令和3年）を達成した場合）
- (2) おおむね目標値どおりの場合
(目標値（令和4年）に対して100%未満、80%以上の実績値（令和3年）を達成した場合）
- (3) 目標値を下回った場合（目標値（令和4年）の80%未満の実績値（令和3年）の場合）
- (4) 未実施などにより達成状況が不明の場合

(1) 目標値を上回る指標

- ・授業の理解度（小学校算数・中学校数学）や特別支援教育支援員の配置数の増加が顕著となっています。また、社会貢献に対する意識「人の役に立つ人間になりたい」、自己肯定感「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の割合も増加しています。
- ・学校給食で茨城県産食材の占める割合についても90%以上と食育の推進について目標を上回る値となっています。

(2) おおむね目標値どおりの指標

- ・授業の理解度（小学校国語・中学校国語）や、小中一貫教育に関する研修や授業等、事業の実施回数、メディアリテラシー講習会の実施などが目標どおりに進められています。
- ・いじめはどんな理由があってもいけないことだと答えた児童生徒の割合、「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた児童の割合（小6・中3）、人が困っている時は進んで助けていると答えた児童生徒の割合など、いじめ防止基本方針などの策定やスクールカウンセラーの配置や相談体制などにより、目標どおりに進んでいます、さらなる改善も必要です。
- ・また、緊急メールの登録率や防災避難訓練の実施（3回/年以上）、防犯教室等の実施率（100%）、長寿命化計画の策定率（策定）、普通教室への空調施設の設置率（100%）、学校施設の耐震化率・屋内運動場などの吊り天井落下防止対策などの学校施設の安全対策が進んでいます。

(3) 目標値を下回る指標

- ・不登校児童生徒の割合（策定時1.7%が令和3年度には2.7%まで増加）が年々増加している状況にあります。
- ・小学校における幼児との交流事業（回数）や幼児期の教育と小学校教育の連携・接続事業自然体験やボランティア活動への参加、国際理解教育（コミュニケーション能力育成）、職業体験協力事業所数などのコロナウイルス感染症の影響を受けやすい人との接触（交流や参加など）がある事業において目標値が下回っている状況となっています。
- ・小・中学校のスポーツテスト（A+B）の割合についても、コロナ禍におけるステイホーム期間中の子どもたちの運動不足（令和2年未実施）などにより、目標値が下回っていることが考えられます。

(4) 未実施などにより達成状況が不明な指標

- ・「他者尊重・他者理解」と「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもつ生徒の割合（中3）」については、全国学力・学習状況調査で把握していないため、達成状況が不明となっています。

表:基本方向ごとの目標指標

基本方向	(1)目標値を上回る指標	(2)おおむね目標値どおりの指標	(3)目標値を下回る指標	(4)未実施などにより達成状況が不明な指標
1章 未来を拓き生きる力を育てる教育の推進	3 指標	5 指標	6 指標	0 指標
2章 豊かな心と健やかな体の育成	6 指標	6 指標	6 指標	0 指標
3章 社会全体での教育力の向上	2 指標	0 指標	4 指標	2 指標
4章 安心・快適で質の高い教育環境の創造	0 指標	6 指標	1 指標	0 指標
合計	11 指標	17 指標	17 指標	2 指標

表:目標指標の一覧

目標指標(未来の姿を実現するための指標)	平成 28 年度 (策定時)	令和 3 年度 (実績値)	令和 4 年度 (目標値)
1章 未来を拓き生きる力を育てる教育の推進			
小中一貫教育に関する研修や授業等, 事業の実施回数	17 回/年	18 回/年	20 回/年
小学校における幼児との交流事業の推進	2回/年	0 回/年	3回/年
幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の推進	2回/年	1 回/年	3回/年
授業の理解度(小学校国語)	82.3%	84.3%	85.0%
授業の理解度(小学校算数)	68.5%	84.6%	70.0%
授業の理解度(中学校国語)	82.8%	80.2%	85.0%
授業の理解度(中学校数学)	64.5%	74.7%	70.0%
メディアリテラシー講習会の実施	1 回/年	1 回/年	1 回/年以上
コンピュータ等の情報通信技術を活用した教育(保護者アンケート)	63.8%	31.6%	72.0%
自然体験やボランティア活動への参加(保護者アンケート)	22.1%	22.1%	32.0%
国際理解教育の推進「保護者アンケート」	16.5%	19.1%	26.0%
教職員の指導に対する児童生徒の意識調査(実績値令和元年)	81.7%	小学生 91.4% 中学生 84.4%	85.0%
指導室による学校訪問指導	各校 1 回/年	各校 1 回/年	各校 1 回/年以上
特別支援教育支援員の配置	23 人	32 人	25 人
2章 豊かな心と健やかな体の育成			
年間 50 冊以上の本を読んだ児童の割合(小学校4年~6年)	54.4%	44.0%	60.0%
学校図書館の貸し出し冊数	33.1 冊/人	39 冊/人	34.0 冊/人
読書は好きだと答えた児童生徒の割合(実績値令和元年)	67.1%	小学生 74.1% 中学生 66.8%	70.0%
いじめはどんな理由があってもいけないことだと答えた児童生徒の割合	96.3%	小学生 96.8% 中学生 95.8%	100.0%
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた児童の割合(小学校 6 年)	87.8%	83.4%	90.0%
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた生徒の割合(中学校 3 年)	84.4%	81.1%	87.0%

目標指標(未来の姿を実現するための指標)	平成 28 年度 (策定時)	令和 3 年度 (実績値)	令和 4 年度 (目標値)
学校の決まりを守っていると答えた児童生徒の割合 (実績値令和元年)	95.9%	小学生 90.6% 中学生 96.2%	97.0%
人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合	93.4%	小学生 95.5% 中学生 95.0%	95.0%
人が困っている時は進んで助けると答えた児童生徒の割合 「全国学力・学習状況調査」	88.6%	小学生 88.7% 中学生 88.4%	90.0%
小学校スポーツテスト(A+B)の割合	45.0%	36.6%	50.0%
中学校スポーツテスト(A+B)の割合	63.8%	56.6%	67.0%
虫歯のない児童生徒の割合	49.7%	小学生 59.7% 中学生 70.8%	53.0%
肥満である児童生徒の割合	10.6%	4.0%	9.5%
学校給食で茨城県産食材の占める割合	42.4%	98.4%	50.0%以上
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	80.5%	小学生 80.3% 中学生 68.6%	85.0%
職業体験協力事業所数(実績値令和元年)	平均 31 事業所	平均 37 事業所	平均 50 事業所
不登校児童生徒の割合(生徒指導等問題行動調査)	1.7%	2.7%	1.2%以下
「自分にはよいところがある」と答えている児童生徒の割合	61.2%	小学生 76.9% 中学生 76.2%	65.0%
3章 社会全体での教育力の向上			
地域の方が参加できる学校公開日の平均日数	平均 10 日/年	平均 4 日/年	平均 12 日/年
地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもつ生徒の割合(中学校3年)(実績値令和元年)	72.4%	62.4%	75.0%
今住んでいる地域の行事に参加していると答えた児童生徒の割合	65.0%	小学生 57.9% 中学生 43.2%	70.0%
家庭教育座談会の参加者数	3,113 人/年	2,456 人/年	3,300 人/年
家庭教育講演会の参加者数(実績値令和2年)	23 人	100 人	50 人
達人バンク(人材バンク)の活用件数(実績値令和2年)	86 件/年	328 件/年	100 件/年
学社連携事業数の開催回数	201 回/年	3 回/年	225 回/年
他者尊重・他者理解	93.0%	項目なし	95.0%
4章 安心・快適で質の高い教育環境の創造			
緊急メールの登録率	95%	99%	100%
防災避難訓練の実施	3回/年以上	3 回	3回/年以上
防犯教室等の実施率	100%	100%	100%
長寿命化計画の策定率	未策定	策定済	策定済
普通教室への空調施設の設置率	45%	100%	100%
学校施設の耐震化率・屋内運動場などの吊り天井落下防止対策率	0%	100%	100%
学校再編計画による再編後の小学校数	8校	7 校	5校



第7章 阿見町の教育課題（強みと弱み）の整理

第1章から第5章の時代潮流や上位計画、教育の現況、アンケート調査、ヒアリング調査、後期計画の達成状況の調査の結果を踏まえて、本町における教育課題（強みと弱み）を整理しています。

【人口推移】

- ・令和4年10月1日時点（常住人口）の人口は49,657人となっており、第2期総合戦略・人口ビジョンにおいては、長期的視点において人口見通し50,000人を目指しています。
- ・県内の増加率（平成27年-令和2年）は、つくば市、守谷市に次ぐ3番目に高い値となっています。
- ・平成12年から令和4年までに約2,700人増加しています。人口増減率（平成7年-平成27年）の分布図では、本郷小学校やあさひ小学校などのJR常磐線の荒川沖駅に近いエリアなどで人口増加が顕著となっており、荒川本郷地区と阿見吉原地区においてまちづくりの事業が進められています。
- ・平成12年から約20年間の人口動向はほぼ横ばいとなっていますが、年少人口（0～14歳）では、減少傾向（20年間で約10%減少）にあります。

【園児数及び児童生徒数の推移】

- ・園児数は、平成28年からの6年間で約半数に減少しており、令和3年度では定員の約39%の園児数となっています。
- ・平成28年以降の認定こども園の園児数の推移は、ほぼ横ばいとなっています。
- ・児童数は、平成30年度から本郷小学校と阿見小学校、あさひ小学校の児童数は増加傾向し、阿見第一小学校と阿見第二小学校、舟島小学校、君原小学校においては減少傾向となっています。
- ・平成30年3月に閉校した吉原小学校では、校舎の一部を活用し、多世代が交流できるコミュニティセンターとして利用されており、実穀小学校においても同様にコミュニティセンターとして整備する計画を進めています。また、君原小学校では令和2年度から小規模特認校制度を導入しています。
- ・生徒数は、阿見中学校と竹来中学校では減少傾向にありますが、朝日中学校においては増加傾向となっており、今後学校規模を超える可能性が想定されることから、地域ごとの人口動向を勘案した教育環境の整備が求められています。

【学校生活】

- ・学校に通うのが楽しそうかについては、保護者においては「とても楽しそう」が前回調査と比べて若干減少しており、若い世代ほど楽しそうと感じている割合が高い傾向にあります。教職員では、前回調査と同様の結果となっていますが、中学校教職員に比べて、小学校教職員の方が楽しいと感じている割合が高い傾向にあります。
- ・授業の理解度「よく理解している」、宿題を「いつもする」は、前回に比べて減少しており、小学校保護者に比べ中学校保護者で大きく減少しています。

【学習環境】

- ・確かな学力や生きる力を身につけていくために重要なことは、「自ら課題を発見し、解決する力」や「コミュニケーション能力」、「社会で自立するための基礎的な力」が高くなっています。
- ・生徒指導をする上での課題では、「生徒指導にかける時間が十分に取れない」や「指導をしているが効果が表れない」などが高くなっており、小学校で「指導をしているが効果が表れない」が中学校教員と比べて高くなっています。
- ・学習指導をする上での課題は、「個に応じた学習指導力の不足」や「教育用コンピュータなどを使いこなすICT活用能力の不足」が高くなっており、小学校では「児童生徒のコミュニケーション能力を育成する力の不足」が、中学校では「ICT教育に対応したネットワークやタブレット端末などの不足」が高くなっています。

【令和の日本型学校教育】

- ・令和の日本型学校教育の構築を目指して、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の実現に向けた「子供の学び」、「教職員の姿」、「子供の学びや教職員を支える環境」などが示されています。
- ・今後の予測困難な時代に子供たちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。
- ・学習指導要領において、小学校中学年から「外国語教育」の導入や、小学校における「プログラミング教育」を必修化するなど社会の変化を見据えた新たな学びが進められています。

【学校教育での取組】

- ・学校教育で取り組んでいる項目で重要性が高い項目は「いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」や「命を大切にすることを育む教育」、「緊急時の保護者との連絡体制」などが保護者と教職員ともに高くなっています。
- ・また、満足度が低くかつ重要性が高い項目は、保護者で「いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」や「児童生徒が教育相談等を受けることができる体制」、「国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成」、「物事を多様な観点から論理立てて考える学習」、「基礎的な学力を確実に身につける学習」など生きる力を育てる教育の推進の項目が多く分布しています。
- ・教職員では、「情報モラル（倫理・道徳）の向上や情報活用能力の充実」や「学校施設（校舎・体育館・プールなど）の安全性」、「物事を多様な観点から論理立てて考える学習」などとなっています。

【教育環境づくり】

- ・安全な教育環境づくりでは、登下校時の防犯体制や交通安全教育、災害等緊急時の保護者との連絡体制づくりなどが求められています。
- ・小・中学校の旧耐震基準の建築物の耐震化工事や普通教室における空調設備の整備が全て完了したことから、引き続き、洋式トイレの整備や多目的トイレの設置など、学校施設のよりよい環境づくりを進めていくことが必要です。

【共生社会の環境整備】

- ・児童生徒だけでなく教員も含めた性的マイノリティ（L G B T Q）へのきめ細やかな対応が求められています。

【持続可能な社会の創り手の育成】

- ・SDGsについては、13.7%の方が既に自分のことから取り組んでおり、26.9%の方が「知らない」と回答しています。SDGsは、誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、目標4に【教育】「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」が掲げられていることから、本町においても質の高い教育の実現に向けて取り組むことが重要であります。

【オンライン環境整備】

- ・学校のみならず家庭においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現できるよう「GIGAスクール構想」が進められ、義務教育段階における学習者用端末1台当たりの児童生徒数は1.0人となりました。本町においては、無線LAN（Wi-Fi）環境が整っていない家庭があるなどオンライン事業を一斉にできる状況ではないため、公民館等の公共施設での無線LANの利用の整備やモバイルルーター等の貸し出し等の検討などが求められています。

【学校・地域の繋がり】

- ・子どもたちと地域が関わる場を取り戻せるかが大きな課題であり、PTA活動を地域、行政、学校、保護者とともに一体感を持って進めることが必要です。
- ・地域と家庭、学校の連携・協力体制については、「よく整っていると思う」「整っていると思う」を合わせて保護者では51.5%、教職員では74.4%などとなっています。連携協力に必要なことは、「PTA活動の活性化」が中学校教員（41.3%）で高くなっています。

【横断的な連携】

- ・小・中学校の連携に幼保も含めて、小・中学校＋幼保連携となるのが今後の課題であり、また、教育ニーズが多様化・個別化しすぎて、学校だけでは対応しきれない状況が増え、学校教育だけでなく、関係各課、関係機関等との横断的な連携も必要となっています。

【不登校児童生徒等への対応】

- ・令和2年の国と茨城県におけるいじめの認知件数（前年比）は減少していますが、不登校児童生徒数は、増加傾向にあり、特に小学校で増加率が高くなっています。
本町においても、不登校児童生徒の割合が年々増加している状況にあります。中学校で行っている不登校支援教室の取組をきっかけに学校に足が向くようになってきた生徒が出てきていることから、小・中学校や教育センターにおける不登校生徒への様々な支援の充実が求められています。
- ・発達障害の子どもの増加により、マンツーマンの体制を取らざるを得ないのが現状にあり、スクールカウンセラーの予約がなかなか取れない状況となっています。スクールカウンセラーの増加とともに、子どもに対するケアと親に対するケアが求められています。また、臨床心理士の配備についても求められています。

【支援スタッフのさらなる充実】

- ・今後の教育環境の変化に対応していくため、「先生や支援スタッフの人的配置」や「児童生徒数のバランスが取れた適正な規模の学校づくり」、「スクールソーシャルワーカーの充実」などが保護者・教職員ともに高くなっており、支援スタッフや教育環境の改善などへの取組が求められています。

【コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進】

- ・学校が地域住民等とビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するコミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、町と学校で調整しながら進めたい

【学校における働き方改革の推進】

- ・教員勤務実態調査における教職員の長時間勤務の是正は喫緊の課題となっており、教職員定数の改善をはじめ、部活動指導員に外部人材の活用、目に見える勤怠システムの導入など、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革が求められています。
- ・職務上の悩みを誰に相談するかについては、「職場の同僚（75.2%）」や「職場の管理職（52.2%）」、「家族（50.9%）」などとなっています。職務について忙しいと感じているかについては、「大変忙しい（48.9%）」が前回（66.8%）から約18ポイント減少しています。勤務先でみると「小学校（51.4%）」、「中学校（43.8%）」などとなっています。

【ニューノーマルに対応した教育の環境】

- ・ニューノーマルにおける教育の姿として、一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せの実現に向けて、教育のデジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換することが求められています。本町においては、達成度状況において「未着手の施策」や「期待された成果があがっていない」、「ほとんど評価できない」についても新型コロナウイルス感染症対策による中止が主な理由となっています。また、交流事業や自然体験やボランティア活動、コミュニケーション能力育成、職業体験などの新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい事業目標値が下回っています。

第 2 編 基本構想



第 1 章 基本理念

本町の子どもを取り巻く環境を見ると、霞ヶ浦を始めとする水と緑の豊かな自然環境、地域で継承されている伝統芸能や町民総参加の「まい・あみまつり」など独自の町民文化に恵まれ、地域資源を生かした環境教育や郷土教育の機会が充実しています。また、予科練平和記念館を通して行われる平和教育は命、平和の大切さを学ぶ機会として重要な役割を担っています。さらに、本町に立地する茨城大学（農学部）、茨城県立医療大学、東京医科大学など高等教育機関との連携・協力により、質の高い多様な学習機会が提供されることも、本町の教育環境の大きな特徴となっています。

このような教育環境を背景に、本町では平成 25 年に「阿見町教育振興基本計画」を策定し、「学びあい 支えあい 共に輝く人づくり」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。この理念には、「生きる力の醸成」や「家庭や地域の教育力の低下」などの課題に、学校はもとより、まちぐるみ、地域ぐるみで取り組んでいこうという思いが込められました。

本計画に基づき、「学びあい」を通して知・徳・体を育む教育を推進するとともに、地域全体での「支えあい」を通して家庭・地域の教育力を高めていくことで、子どもたちの輝く未来の実現を目指してきました。また、少子化による教育環境の変化と人口増によるバランスの変化に対応し、地域の実情を勘案しながら学校再編や小規模特認校制度の導入などを図り、均衡ある教育環境の充実に取り組んできたところです。

しかしながら、計画策定から 10 年が経過するなかで、子どもたちを取り巻く社会背景には様々な変化が起きました。Society5.0 社会の到来によるデジタル化の進展、グローバル化の進展、持続可能な開発目標の達成を目指す SDG s などの新たな潮流に加え、新型コロナウイルス感染症拡大、災害の激甚化、不安定な世界情勢など、先行きの予測が困難な時代となっています。

このような状況を踏まえ、本町では、豊かな自然環境に育まれ培われてきた阿見町の風土・歴史・伝統に根差したまちぐるみ、地域ぐるみで育てる教育を原点とし、時代とともに変化する教育課題に的確に対応しながら、「阿見町生涯学習推進計画」とも通ずる「学びあい」「支えあい」の実践を通して「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実により「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指していきます。

また、これまで進めてきた「共に輝くひとづくり」を深め、多様な子どもの心に寄り添い、誰ひとり取り残すことのない教育を推進していくために、「チャレンジする心」、「未来を描き想像する心」、「自己肯定感が備わったポジティブな心」、「命を大切にする心」、「多様性を受け止める心」、「コミュニケーションを大切にする心」など、子どもの「心を育む人づくり」を新たな理念として掲げ、未来に誇れる「阿見町らしい教育」を目指していきます。

これらのことから、阿見町の教育の基本理念を次のように定めます。

学びあい

支えあい

心を育む人づくり



阿見町からみた霞ヶ浦と筑波山の風景



第2章 施策の基本方向

本町の教育の基本理念の実現に向けて、施策の柱となる5つの基本方向を定めます。

■基本方向1 確かな学びを育む

幼児教育から学校教育の連携・接続を強化するとともに、小・中学校が連携した教育の推進により、子どもの発達や学びの連続性を保障し、子どもたちが将来に夢と希望をもち、その実現に向かって着実に進んでいけるよう資質・能力の育成に努めます。

阿見町で学ぶすべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指すとともに、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用する力を育成し、学習意欲の向上や言語活動の充実が図られるよう、確かな学力の定着を目指します。

そのためには、教師が自らの授業を磨き、人間性や創造性を高めることにより、子どもたちに対して効果的な教育ができるよう、教師の資質の向上を目指します。また、地域人材を活用したサポート体制の充実に努めるなど、教員に対する多様な学習支援を展開します。さらに、教師の勤務体制の改善や子どもたちの指導にあたる時間の確保を図るため、学校の働き方改革に積極的に取り組めます。



■基本方向2 豊かな心と健やかな体を育む

一人一人の子どもたちの豊かな心と命を大切にする心を育むため、道徳教育の充実を図るとともに、町の地域性を生かした郷土教育や文化・芸術活動の推進、予科練平和記念館等を活用した平和・命の教育を進めます。また、社会性や豊かな人間性を育むための体験活動やボランティア活動の推進に努めます。

健やかな体を育成するため、体力づくりと学校給食の充実に力を入れていきます。具体的には、学校体育の充実による体力づくりを目指すとともに、地域と連携してスポーツを楽しむ機会の創出に努めます。また、学校保健・健康教育による健康の増進、大学や企業、農業生産者、関係機関等と連携した食育の推進や安全な学校給食を提供します。

生徒指導については、個々の学校に適した指導体制を確立し、子どもたちの置かれている様々な状況にきめ細かく対応できるよう取組の強化に努めます。また、相談体制については、スクールカウンセラーの効果的な活用や日常的な相談の充実に努めます。さらに、いじめや不登校、問題行動等に対しては、未然防止・早期発見に努めるとともに、中学校における不登校支援教室の取組など、町独自の安心して教育を受けることができるセーフティネットの充実に努めます。

特別支援教育については、支援を必要とする児童生徒が個々の教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう、指導の工夫や充実に努めるとともに、就学から卒業までの切れ目ない支援を継続します。



■基本方向3 時代の変化に対応する能力を育む

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響などにより、社会全体で ICT 化が進展し、教育分野においても ICT 環境の整備が進められました。今後も情報活用能力を育てる教育や情報モラル教育など、時代の変化に対応する能力を育む教育を推進します。また、教師の ICT に関する指導力の向上や、教科における ICT の活用、インターネットを活用した学力向上支援システム・コミュニケーションシステムの導入、ICT 環境の整備充実など、教育のデジタル化を積極的に推進します。

地域の課題を自らの課題として考え、地球規模の対策として取り組める社会の創り手を育成します。そのためには、児童生徒が進路を主体的に選択する資質・能力を育むキャリア教育・職業教育の推進、社会を生き抜く力としての主権者教育・消費者教育など、社会の変化に対応できる子どもの育成を目指した教育を推進します。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs（Sustainable Development Goals）の考え方も取り入れ、誰もが差別されることなく平等に参画できる社会を目指した人権教育やジェンダー平等を推進するとともに、多様性を認める教育、多文化共生などにより、一人一人の個性を尊重した教育を推進します。



■基本方向4 多様な連携でまちの教育力を高める

社会全体での教育力の向上を目指し、阿見町の既存の地域コミュニティとの連携や地域住民との多様な交流、地域人材の積極的な活用を継続します。また、学校から地域に向けた情報発信、学校教育への支援体制の充実などにより、地域と一体となった開かれた学校づくりを進めます。

庁内各課の連携や、本町の立地企業及び施設、学校等の連携を通して、乳幼児期からの家庭教育の支援に努めるなど、家庭の教育力や地域の教育力の向上を目指します。

さらに、保護者と連携して青少年の健全な育成を推進します。



■基本方向5 安全で安心して学べる教育環境を創る

本町には、住宅地や田畑広がる地域、工場がある地域など、多様な地域が広がっており、地域によって教育環境にもそれぞれの特性があります。

これまでも小・中学校の統合や防災対策、交通安全対策など様々な取組を地域ごとの実情に合わせて進めてきました。

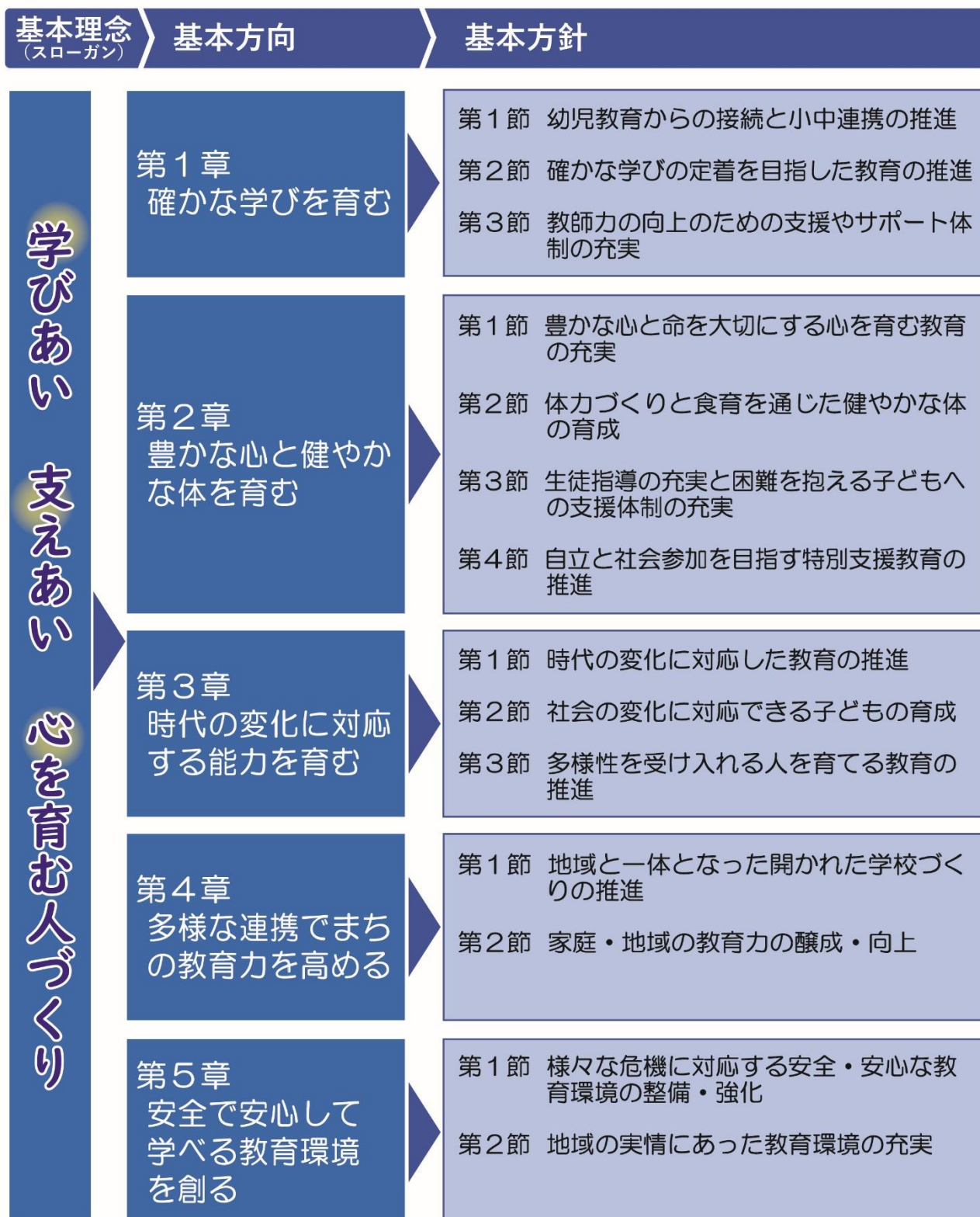
今後も災害等を想定した学校ごとの危機管理体制の確立や総合的な防災教育、防犯・通学路の交通安全対策の強化及び感染症対策等の健康危機管理に取り組み、安全で安心して学べる教育環境を目指します。

小・中学校の望ましい教育環境の検討や学校施設の安全性の強化、学習効果を高める学校施設・設備の充実などを常に意識し、時代の変化に対応した学校施設・設備の充実を目指します。





第3章 施策の体系



SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGs（持続可能な開発目標）は、発展途上国だけでなく、先進国も含めた全ての国々や人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本町においては、令和2年3月に策定した「第2期阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生 総合戦略」において、SDGsの理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）のもと、経済・社会及び環境の統合的向上とその普及促進に取り組むため、関連するゴールを定めるなど、取組を進めています。

本計画における施策は、SDGsの17のゴールの中の多くのゴールと関連がありますが、「4 質の高い教育をみんなに」を基本としながら、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「16 平和と公正をすべての人に」等の達成に貢献するとともに、将来にわたって子どもたちが夢を持って生きていける持続的な社会の実現を目指し、誰一人取り残すことのない教育の構築を推進します。



図：SDGsの17のゴールのアイコン（国連総合広報センター）

第 3 編 前期基本計画

第 1 章 確かな学びを育む

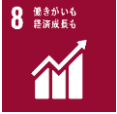


第1章 確かな学びを育む

目指す姿

- ◆就学前児童は、入学前からのサポートのもと安心して進学することができ、楽しく学校生活をスタートしています。また小・中学校の教員や児童生徒の日常的な交流活動を通して、学びの連携が進んでいます。
- ◆子どもたちは夢と希望をもち、実現したい未来に向かって着実に、力強く学んでいます。
- ◆教師は、子どもと触れ合う時間を優先できる環境になり、一人ひとりに寄り添いながら学びあう教育を進めています。

1. 施策の体系

基本方針	具体的施策の内容 (SDG s の目標)
第1節 幼児教育からの接続と小中連携の推進	1. 小中連携教育の推進 2. 幼児教育の支援 3. 幼保小連携の強化  
第2節 確かな学びの定着を目指した教育の推進	1. 基礎・基本の確実な習得と活用する力の育成 2. 学習意欲の向上 3. 言語活動の充実（読書活動の充実） 4. 外国語教育の推進 5. 理数教育の充実  
第3節 教師力の向上のための支援やサポート体制の充実	1. 教員の資質向上 2. 多様な学習支援の充実 3. 学校の働き方改革の推進  

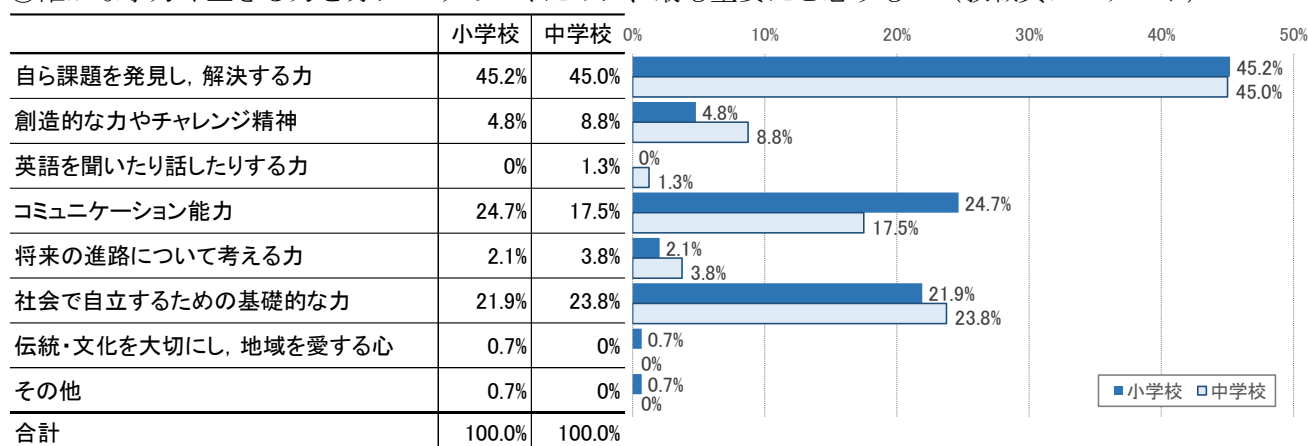
2. 現況（町民ニーズ）

「第2次阿見町教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査（令和3年）

①阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての重要度ランキング〔本章に係る項目〕

	1位	2位	3位
小学生保護者アンケート	基礎的な学力を確実に身につける学習	国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成	物事を多様な観点から論理立てて考える学習さ
中学生保護者アンケート	基礎的な学力を確実に身につける学習	国際教育や外国語によるコミュニケーション能力の育成	物事を多様な観点から論理立てて考える学習さ
教職員アンケート	基礎的な学力を確実に身につける学習	物事を多様な観点から論理立てて考える学習さ	理科や算数・理数教育の充実

②確かな学力や生きる力を身につけていくために、最も重要だと思うもの（教職員アンケート）



3. 重点事項

- 阿見町の教育理念に基づいた切れ目のない教育の推進と、幼保小中の多様な連携
- 個別最適な学びと協働的な学び（令和の日本型学校教育の実現）の推進により、一人ひとりに寄り添いながら学びあう教育
- 世界とつながる人づくりに資する国際教育・外国語教育の推進と、英語を着実に身に着ける教育の推進
- すべての学習の基礎となる言語を豊かに学ぶため、読書環境の整備や児童生徒の読書意欲の向上
- 教師自らが授業を磨くとともに、子どもと触れ合う時間を大切にする学校の働き方改革の推進

4. 基本方針

第1節 幼児教育からの接続と小中連携の推進

■取組方針■

未来に誇れる阿見らしい教育を目指し、教育の基本理念である「学びあい 支えあい 心を育む人づくり」をまちぐるみで共有し、実践していきます。

また、幼児期の教育からの小学校教育への接続や連携を進めながら、義務教育期間9年間を通した切れ目ない教育を推進するとともに、子育ての負担軽減のための支援充実を図ります。

さらに、家庭、地域の教育力の向上を目指し、子どもたちを地域で支える意識の醸成を図ります。

■目標指標（目指す姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	小中一貫教育に関する研修や授業等、事業の実施回数 《学習面・生活面・小中連携した行事等の3点において計画した内容を実施》	18回/年	20回/年
2	幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の推進 《幼児期の教育と小学校教育の連携・接続を行った回数》	1回/年	3回/年
3	第2子以降の給食費無償化の実施	未実施	実施

具体的施策 1 小中連携教育の推進

①阿見町の教育の基本理念の周知・啓発

- 町広報紙・ホームページに「阿見町教育振興基本計画」の概要を掲載するなど、計画の周知に努めます。
- 本町の教育の方向性などを広く周知するために、「阿見町教育の基本理念」、「阿見町教育目標」、「阿見町の学校教育目標」等を、町広報紙・ホームページだけでなく、学校要覧その他のメディアを活用しながら、広く町民に知らせる広報活動を行います。
- 現在の教育の動向、指導要領の目指す姿など、教育に関する広報活動を分かりやすく、かつ広く行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教育の基本理念の広報・啓発	「阿見町教育振興基本計画」及び「阿見町の教育」を町ホームページに掲載し、教育の基本理念の普及・啓発を図る。 「阿見町学校教育指導方針」を毎年度更新・作成するとともにその内容について周知を図る。	学校教育課 指導室

②「阿見町教育の日」の推進

- 「いばらき県教育月間（11月）」に合わせて、「阿見町教育の日（毎年11月第1土曜日）」を設けて、町民がみんなで子どもたちの教育について考え、学校・家庭・地域がそれぞれの「教育における役割」を見つめなおす機会を提供します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教育の日開催事業	共に育む「教育の日」講演会では、家庭教育力の向上や、現代の子どもたちを取り巻く環境などを中心とした多様なテーマを取りあげ、意識啓発を図る。	生涯学習課

③阿見町独自の小・中9年間を通した具体的かつ実践的な教育

- 小1プロブレム※1、中1ギャップ※2等の問題の解消を図り、9年間を通した切れ目ない一貫した指導が行われるよう、すべての小・中学校の連携による指導体制を構築します。
- 小・中学校の児童生徒の交流活動を通して、異年齢間の関係づくりを行い、心身の成長を図ります。
- 小・中学校の教員同士の交流活動を通して、学習指導法や生活指導法について、認識共有を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	授業を見合う会	中学校区毎に「授業を見合う会」を実施し、小・中学校の教諭が相互に授業参観することにより、児童生徒の発達段階を具体的に把握し、指導法に反映する。	指導室

※1 小1プロブレムとは、小学校に入学した1年生が、教室で集団行動ができない等の状況のこと。近年ではこれが長期化する傾向にある。

※2 中1ギャップとは、中学校への進学に伴う学習内容や生活リズムの変化に対応することが出来ない生徒が増加しており、いじめや不登校などが発生する現象のこと。

④学習の連続性を重視した進級時の学習サポートシステム

- 学習は連続的・反復的に行われるものであることから、児童生徒がスムーズに次の学年へ進級できるよう、県の学習診断テストの結果に基づき復習等に力を入れた学習指導を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	進級時の学習サポート	県の学力診断テストの結果をもとに学習をサポートし、当該学年での学習内容の定着を図る。	指導室

⑤スタートカリキュラムの推進

- 小1プロブレムに対応するために、小学校入学時に教科横断的な教育課程を設け、児童が義務教育の始めにスムーズに適応していけるようなカリキュラムを実施します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	小1 特別スタートカリキュラム	新1年生が小学校生活にスムーズに適応できるよう、入学時に特別な教育課程を設ける。	指導室

⑥要援護者への経済的支援

- 経済的理由で就学困難な要保護及び準要保護となっている家庭の児童生徒に対して、学用品・修学旅行費・校外活動費・通学用品費・学校給食費・政令で定める疾病の医療費の負担・援助に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	要保護準要保護児童生徒就学援助	町就学援助規則に基づき、経済的理由で就学困難な要保護及び準要保護となっている家庭の児童生徒に対して、学用品、修学旅行費、給食費などの支援を行う。	学校教育課
2	生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援	生活困窮世帯の児童生徒を対象とした学習支援「いば・きら塾」（県事業）を活用し、学習習慣の確立や、学習意欲の向上を図る。	社会福祉課

⑦遠距離通学者への支援

- 学校再編などで、通学のためのスクールバスが必要となる児童生徒を対象にスクールバスを運行します。
- 片道6km以上の自転車通学者や片道4km以上のバス通学者に対しては、補助金を交付し経済的負担の軽減に努めます。
- 小学校児童の通学手段である路線バスについては、その運行を存続させるよう、路線バスの運行事業に要する経費を負担します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	遠距離通学者補助金	中学生で通学距離が片道6キロ以上の自転車通学者に補助金を交付する。	学校教育課
2	ヘルメット購入補助金	中学生の自転車通学者がヘルメット購入時に、補助金を交付する。	学校教育課
3	路線バス運行事業補助金	従来の路線バス廃止に伴い、バス事業者の運行経費を一部補助し、運行継続を図ることで、町民の交通利便を継続的に確保する。	学校教育課
4	スクールバス運行事業	学校再編により遠距離通学となる児童生徒のスクールバスを運行する。	学校教育課

⑧保護者負担の軽減

- 少子化を克服し、安心して子育てができる社会を実現するためには、子育て世代を応援することが不可欠です。小学校及び中学校の新入学生に入学お祝い品を贈呈することや、第3子以降の児童生徒の給食費を無償にすることで、保護者負担の軽減を図ります。
- 給食費の無償については、現在の第3子以降から第2子以降に対象拡大することを目指します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	新入生入学お祝い品事業	小学校新入学生にランドセル、中学校新入学生に学校用衣料品等を入学お祝い品として贈呈する。	学校教育課
2	給食費の無償化	18歳以下の兄弟姉妹が3人以上いて、第3子以降が町立小中学校に在学している場合、その児童生徒の給食費を無償にする。	給食センター

具体的施策 2 幼児教育の支援

①家庭や地域の教育力の再生・向上

- 家庭教育の基礎の上に、職業観や人生観、創造力、企画力が培われることから、家庭教育学級や三世代交流、子育て支援センターの活動など保護者がその責任を自覚し、幼児期から子どもとの接し方や教育の仕方を身につけていけるような、学習機会を提供します。
- 地域に向けた情報の発信により、保護者や地域住民等の学校に対する理解を深めるとともに、家庭・地域の教育力を高めるため、地域の人材の育成と確保に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	家庭教育講演会	家庭における教育力の向上を目指し、家庭教育講演会を実施する。	生涯学習課
2	三世代交流事業	ふれあい地区館事業を通じて、昔遊びやゲーム大会など、子ども・保護者・高齢者が地域の中で相互の親睦を深める機会を提供する。	中央公民館
3	家庭教育啓発事業	子どもとの接し方や教育の仕方を身につけられるよう、4か月・3歳6か月児健診時や幼稚園や認定こども園・保育園・保育所にチラシを配付、出生届提出者へパンフレットを配付する。	生涯学習課

具体的施策 3 幼・保・小連携の強化

①幼・保・小連携による幼児教育の充実

- 町内の幼稚園、認定こども園、保育所と小学校が情報交換等を密に行うことで、それぞれの指導法や指導技術を共有し、幼児教育の充実を図ります。
- 発達や学びの連続性を踏まえた指導や、児童が小学校に無理なく対応できるよう、入学当初に生活科を中心とした合科的な指導（スタートカリキュラム）の充実を図ります。また、実施にあたっては、学校の実態に応じて継続的に見直ししながら進めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	就学相談	教育的配慮が必要な子どもをもつ保護者を対象に、一人ひとりの状態や発達段階、適性などに応じて、個性や能力が発揮できる教育環境や支援についての就学相談を行う。	指導室

第2節 確かな学びの定着を目指した教育の推進

■取組方針■

確かな学力の定着により、基礎・基本の確実な習得と活用する力を育成します。また、自ら課題解決する資質や能力の向上を目指し、主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善や学習への関心・意欲を高めるための指導に努めます。

町立図書館と学校図書館の連携や機能の充実、強化など、読書環境の整備を進めるとともに、思考力・判断力・表現力などを育むための読書活動の充実や、発達段階に応じた言語活動の充実を図ります。

グローバル化に対応し国際社会で活躍できる人材を育成するため、外国語教育の充実を図るとともに、近隣の高等教育機関と連携した理科教育の充実により、将来の科学・技術を支える人材の育成に努めます。

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	阿見町の小学校国語の授業の理解度 《国語の授業がわかる、だいたいわかると答えた児童》 「全国学力・学習状況調査」	84.3%	85.0%
2	阿見町の小学校算数の授業の理解度 《算数の授業がわかる、だいたいわかると答えた児童》 「全国学力・学習状況調査」	84.6%	85.0%
3	阿見町の中学校の国語の授業の理解度 《国語の授業がわかる、だいたいわかると答えた生徒》 「全国学力・学習状況調査」	80.2%	85.0%
4	阿見町の中学校の数学の授業の理解度 《数学の授業がわかる、だいたいわかると答えた生徒》 「全国学力・学習状況調査」	74.7%	75.0%
5	年間50冊以上の本を読んだ児童の割合（小学校4年生～6年生） 《年間50冊以上の本を読んだ小学4～6年生数／小学4～6年生総数 ×100》県教育委員会調べ	44.0%	55.0%
6	阿見町における学校図書館の貸し出し冊数 《児童生徒一人当たりが、年間に学校図書館から借りる本の平均冊数》 「阿見町第6次総合計画」指標	39冊/人	40冊/人

具体的施策 1 基礎・基本の確実な習得と活用する力の育成

①分かる授業による国語・算数・数学・英語の基礎・基本の定着

- 教員の指導力の向上を図り、児童生徒が「分かった」、「できた」と実感できる授業を行います。特に国語・算数・数学や、外国語（英語）の確かな定着を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	授業力の向上（学力向上推進事業）	町内すべての小・中学校において、阿見町の授業スタンダード（課題提示の工夫、身につけた学習内容の振り返り、適用練習の時間の確保）による授業改善を実施する。	指導室

②主体的に取り組む家庭学習の工夫改善

- 児童生徒の学力向上には、家庭学習等の主体的な学習への取組が必要です。児童生徒が自ら課題をもち、その解決のために計画的・主体的に学習を進めることができるように、個に応じた学習課題を設定します。
- ホームページ等から気軽に家庭学習の情報を取りこめるよう、web版の教育プログラムなどを積極的に紹介していきます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	家庭学習の支援（学力向上推進事業）	町内の各学校が創意工夫をしながら家庭学習の習慣化を図るための取組を実施する。保護者に向けて、家庭学習の手引き等を作成し、学校・家庭との連携を図りながら個に応じた支援を行う。	指導室
2	I C Tによる家庭学習（I C T活用推進事業）	オンライン学習ソフトを活用し、家庭学習を通じた学力向上支援を図る。	指導室

③基礎学力向上のための個に応じた指導法の改善

- 基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力の向上を目指し、児童生徒一人ひとりの実態に応じてより効果の上がる指導法を工夫します。
- きめ細やかな指導を行うため、複式学級においてはティームティーチング（TT）講師を配置し、児童の学習支援を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	授業力の向上（学力向上推進事業）（再掲）	町内すべての小・中学校において、阿見町の授業スタンダード（課題提示の工夫、身につけた学習内容の振り返り、適用練習の時間の確保）による授業改善を実施。また、夏季学力向上研修を実施する。	指導室
2	ティームティーチング（TT）講師配置	複式学級における学習指導上のデメリットを解消するため、ティームティーチング（TT）講師を配置してきめ細やかな指導を実施する。	指導室

具体的施策 2 学習意欲の向上

①小学校高学年における教科担任制の導入

- 教員の専門性を生かした学習指導を行うことで、児童生徒にとって、より分かりやすく学習効果の上がる学習指導をすることができ、学校内での教員の学習指導に対する研修の機会ともなることから、小学校高学年における教科担任制の導入を推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	小学校教科担任制	小学校において教員の専門性を生かしたより分かりやすい授業展開とするため、教科担任制を実施する。	指導室

②学習への関心・意欲を高めるための指導法の工夫

- 児童生徒が意欲をもって学習に取り組むことで、学力の向上が期待されることから、主体的に学習に取り組む態度や対話的で深い学びができる学習環境を目指し、教員の指導方法の工夫・改善に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	指導の工夫・改善（学力向上推進事業）	町教育委員会主催の研修の実施など、主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善に取り組む。	指導室

具体的施策 3 言語活動の充実（読書活動の充実）

①多様な言語活動を取り入れた授業の展開

- 「読んだり書いたりする楽しさを味わわせる」（思考力・判断力・表現力）、「伝えたいことを明確にし、書いたり話したりする」（主体的に学習に取り組む態度）などの活動を小学校の低学年から取り入れた授業を展開していきます。
- 思考力・判断力・表現力の向上には、記録・要約・説明・論述などの知識・技能の活用を図る「言語活動」が有効であることから、発達の段階に応じて、学習活動のなかに「言語活動」を十分に取り入れた指導を進めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	各教科における言語活動の活用（学力向上推進事業）	各教科において、児童生徒が調べたことや考えたことを、互いに伝え合ったり、考えを深めたりする対話的な学習を取り入れ、思考力・判断力・表現力を育成する。	指導室

②学校図書館の充実と効果的活用、読書環境の整備

- 言語活動の充実のためには、様々な文章や資料を読む機会を増やすなど、言語に関する環境の充実が欠かせないことから、学校図書館の蔵書数の拡充や学校図書館司書によるレファレンス活動の充実に努めます。
- 小・中学校の学校図書館の図書の計画的な整備充実を図るため、学校図書館図書標準に基づき、学校図書館に整備すべき蔵書数として定めた基準の充足率 100%を目指します。(例：小学校 24 クラスの場合は 11,560 冊が標準蔵書冊数)
- 小・中学校に学校図書館司書を配置し、児童生徒の読書活動や学習活動を支援します。
- 県で進めている「みんなにすすめたい一冊の本事業」に積極的に参加します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校図書館運営	学校図書館管理システムを導入し、事務の効率化を図るとともに、レファレンス活動の充実に努める。	学校教育課
2	学校図書館司書配置	児童生徒の読書活動を推進するため、すべての小・中学校に図書館司書を配置する。	学校教育課
3	みんなにすすめたい一冊の本事業	児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに自己を見つめ、自らの生き方を考えるよう、小学校で年間50冊以上、中学校で年間30冊以上の本を読むことを目指した読書推進活動を展開する。	指導室

③学校図書館の充実支援

- 児童生徒の多様な興味関心に対応した蔵書の充実を図るとともに、学校図書館の学習・情報センター機能と読書センター機能の役割が果たされるよう環境整備に努めます。
- 児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成する場として、学校図書館の充実を支援していきます。
- 町立図書館及び他の公立図書館との連携を深め、学校図書館と管理データを共有できる体制整備を目指しながら、地域に開かれた学校図書館を目指します。
- 司書教諭及び学校図書館司書の資質向上や新たな図書の購入・選書・入れ替えを行うとともに、学習センターとしての機能向上を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校図書館システム運営	学校図書館業務をコンピュータで行うシステムの導入に伴い、児童生徒への学習支援の充実を図るとともに、管理データを活用し学習・情報センター機能の充実を図る。	学校教育課
2	学校図書館司書の配置	すべての小・中学校に学校図書館司書を配置し、児童生徒の読書活動の充実を図る。	学校教育課

④町立図書館と学校図書館の連携

- 町立図書館から学校図書館への貸出、読み聞かせの協力、運営に関する助言等を行うことで、読書活動を推進します。
- 町立図書館と学校図書館の連携を深め、学校への団体貸出、ブックレット「本は心の栄養です」の作成配付、図書館のお薦め本紹介、小学新1年生に「図書館利用案内」の配付など、子どもたちが学校で読書に親しむ機会及び学校図書館活動の支援を図ります。
- 町立図書館で借りた本のタイトルが通帳形式で記帳される読書記録帳を小中学生に配付します。
- 児童生徒の読書活動、調べ学習及び総合的な学習の時間への支援をするため、町立図書館が必要な資料の整備に努めるとともに、学校団体貸出用の児童書の購入整備や町立図書館の除籍本を学校で再利用するなど、読書環境づくりの支援を行います。
- 学校図書館司書と町立図書館の連携について、学校図書館担当者会議を開催し、学校が児童生徒の教育活動並びに読書活動を一層充実できるように取り組みます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	団体貸出の実施 (町図書館・学校図書館連携事業)	授業で活用したり、読み聞かせで使用したりするための図書を、毎週、学校へ搬送する団体貸出を行なう。	図書館
2	ブックレット・図書館利用案内の活用 (町図書館・学校図書館連携事業)	ブックレットや図書館利用案内などを、毎年定期的に配付し、子どもたちの読書への興味関心を醸成するとともに、配付資料が効果的に活用されるように、周知徹底を図る。	図書館
3	学校図書館担当者会議(小・中学校図書館司書会議)	学校図書館担当者会議を年2回開催し、学校と図書館の連携を図り資料の整備に努める。	図書館
4	図書の修理・再利用 (小・中学校図書館司書会議)	学校図書館担当者会議の実施と合わせ、除籍本を提供し、再利用体制の構築に努める。また、図書修理等の実務的研修の時間の確保に努める。	図書館
5	読書記録帳事業	町立図書館で借りた本のタイトルを通帳形式で記帳し、子どもたちの読書活動の推進を図る。	図書館

⑤学校ぐるみの読書活動の推進

- 豊かな心の育成、情操教育、基礎的・基本的な知識の習得等に読書活動は欠かせないことから、児童生徒が読書に親しみ、自ら読書を行うように、読書活動を推進する様々な方策を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	みんなにすすめたい一冊の本事業(再掲)	児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに自己を見つめ、自らの生き方を考えるよう、小学校で年間50冊以上、中学校で年間30冊以上の本を読むことを目指した読書推進活動を展開する。	指導室

⑥図書館ボランティアの支援と積極的活用

- 子どもの読書活動を推進するために、読み聞かせや図書の貸し出しなどの多岐にわたる活動を行う図書館ボランティアを積極的に活用します。
- 子どもの読書活動の推進のためには、より多くの町民の協働や担い手が必要なことから、図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせ会、かみしばい会、クリスマス会、ブックスタート、映画会の開催、学校団体貸出搬送業務などの施策を実施します。
- 図書館ボランティアを育成・支援するため、ボランティア講座、ボランティア交流会の開催、ボランティアポイントカードの発行などにより、包括的な支援と積極的な活用を推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	図書館ボランティア活動支援	読み聞かせや図書の搬送など図書館ボランティアを積極的に活用する。各種の活動を定期的開催し、子どもの読書活動の推進を図る。	図書館
2	図書館サポーター交流会	年2回、定期的に図書館サポーター交流会を開催し、図書館ボランティアとの連携強化に努める。	図書館

具体的施策 4 外国語教育の推進

①小学校における外国語教育の充実

- グローバル化により異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性が高まるなか、国際社会で活躍できる人材を育成するために小学校中学年からの外国語活動及び低学年からの外国語科の充実を図ることとし、専科指導の充実や外部人材の活用などに取り組みます。
- 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度を育むとともに、我が国と外国の言語や文化について体験的に理解を深めていきます。
- 小学校の外国語活動及び外国語科と中学校の外国語科との円滑な接続を図るため、指導の工夫・改善を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	小学校での外国語教育（外国語指導助手配置事業）	児童の英語の発音や国際理解の向上を目的として、小学校のすべての外国語活動の授業に外国語指導助手（ALT）を派遣する。	指導室
2	英語検定3級取得の推進	英語検定3級（中学卒業程度）を取得している児童生徒の増を目指す。	指導室

②外国語指導助手(ALT)の活用

- 児童生徒の英語学習を援助し国際的な視野を学ぶ機会を確保するためには、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度を育むことや、外国語に慣れ親しむこと、我が国と異なった言語や文化について体験的に理解を深めることが大変効果的であるとの観点から、外国語指導助手（ALT）を配置し、小・中学校で授業の補助を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	外国語指導助手（ALT）の活用（外国語指導助手配置事業）	児童生徒の英語学習を援助し国際的な視野を学ぶ機会を確保するため、すべての小・中学校に一人ずつ外国語指導助手（ALT）を配置し、授業の補助を行う。	指導室

③英語コミュニケーション能力の育成

- 小学校段階では、コミュニケーション活動や英語に慣れ親しむことを重視し、英語への関心を喚起します。
- 中学校段階では、県事業を活用しながら、正しい発音等を身につけさせるとともに、生徒の聞く力、書く力などの英語力向上を図り、意欲をもって英語学習に取り組めるよう指導します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	中学生の英語発信力向上事業	中学校2年生を対象に、タブレットの録音機能を使用して一人ひとりの発音を分析し、発音力の向上を図る。	指導室
2	英語プレゼンテーションフォーラム	・県事業への町内中学生の参加促進を図り、英語のコミュニケーション能力の向上を図る。	指導室

具体的施策 5 理数教育の充実

①理科及び算数・数学の授業力向上

- 学習への関心・意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る教員の指導力向上を図ります。阿見町の授業スタンダード（課題提示の工夫、適用問題に時間の確保）による授業の改善を通して、「分かった」、「できた」と実感できる授業を展開します。
- 理科の免許保有者が担任に代わり理科の授業を行います。専門的な知識や技能を有する理科担当者が授業を行うことで、児童の科学への興味・関心をより高めることを目指します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	小学校理科・算数教科担任制	小学校理科・算数教科担任制、中学校の教員免許保有者による教科担任制を拡充する。	指導室

②近隣の高等教育機関と連携した理科教育の充実

- 茨城大学教員による理科授業の観察・実験の実技研修や茨城大学教育学部附属学校の教員による出前授業等を通して、理科教育の充実を図ります。
- 茨城県立医療大学による小学生児童を対象とした科学体験教室「アイラボキッズ」を通して、専門研究者による理科教育の充実を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	アイラボキッズ科学教室	県立医療大学による「医療と科学の体験教室」を実施し、児童の科学や医療への興味関心を高め、自然科学、物理、医療など幅広い分野の教育充実を図る。	指導室

③科学研究作品展等への参加促進

- 「小学校理科教育推進事業（県事業）」により茨城大学の教員や大学院生等による科学自由研究の指導が夏季休業中に受けられることを活用し、科学研究作品展や発明工夫展への積極的な参加を促進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	科学研究作品展等への参加促進（小学校理科教育推進事業）	夏季休業中の科学自由研究の相談会を活用し、児童の町の科学研究作品展及び発明工夫展、科学の甲子園ジュニア等への参加促進を図る。	指導室



アイラボキッズ科学教室

第3節 教師力の向上のための支援やサポート体制の充実

■取組方針■

児童生徒の学力向上を図るためには、教員の指導力が重要であることから、教員の年齢や能力に応じた研修の充実など教員の資質向上を図るとともに、授業研究などの取組支援や、阿見町を知ってもらうための取組などを推進します。

さらに、教員の働き方改革ガイドラインを策定し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができる環境整備を推進します。

また、教員が一人ひとりの児童生徒と向き合う機会を大切にする観点から、地域の人材、ボランティアなどの協力による多様な学習支援の充実に努めます。

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	町独自の学校の働き方改革ガイドラインの策定率 《学校の働き方改革ガイドラインの策定状況》	未策定	策定済

具体的施策 1 教員の資質向上

①年齢や能力に合わせた教員研修の効果的な実施

- 教員の専門的資質能力の向上を目指し、教頭研修会、教務主任研修会、学年主任研修会、初任者研修会、生徒指導主事研修会等の充実を図ります。
- 海外研修制度、大学での研修制度など県が実施している制度を積極的に活用します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	各種研修会	教員の資質の向上を図るため、各種研修会において教育長、指導室長より講話、指導、助言等を行う。	指導室
2	県教育研修センターが行う教員研修	県研修センターや大学、研究所へ、ミドルリーダーとして管理職登用を期待される教員等を派遣する。	指導室

②教員の視点にたった教育環境の整備

- 児童生徒の学力、教員の教育技術向上を図るため、必要な教材備品等を整備し授業に活用します。
- 健診・保健に関する情報提供等を実施し、教員の健康の保持増進を図ります。
- 飲料水・プール水・空気・照度・ダニ検査を実施し、環境衛生の管理を行います。
- 校務支援システムによる学籍管理や成績処理の効率化を図り、教員が一人ひとりの児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。
- 学校現場において、教員の働き方を改革し、教員の担うべき業務に専念できる環境の整備を目指します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教育振興事務事業	児童生徒の学力向上や教員の教育技術向上を図るために必要な物品、教材備品を整備する。	学校教育課
2	教員の健康管理（学校保健事業）	教員が自らの体調を理解・管理するため、教員健康診断及びストレスチェックを実施する。	学校教育課
3	学校環境の衛生管理（学校保健事業）	環境衛生の管理のため、飲料水・プール水・空気・照度を年2回、ダニ検査を年1回実施する。	学校教育課
4	校務支援システム	校務支援システムによる指導要録の電子化等、成績処理の効率化を図り、事務作業の軽減を図る。	学校教育課
5	ICT支援員の配置	最適なICT環境を実現するため、授業支援や機器設定、ICT化による教員の業務負担軽減を図るためにICT支援員を配置する。	学校教育課

③町独自の教員支援制度

- 町教育研究会が実施している授業研究や部会ごとの発表会などの活動について、教員の働き方改革を進めながら支援します。
- 小・中学校における研究の支援に努めるとともに、その成果を多くの教員が共有できるよう、町教育委員会による教育研究発表会を開催します。
- 教科ごとの指導教員を小・中学校に計画的に派遣し、授業参観などを通して、指導法等についての指導・助言を行い、教員の資質向上を図ります。
- 町教育論文を募集し、優秀者を表彰するとともに、その論文を町内教員が供覧することにより、意識の醸成と啓発に繋がります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教育研究会補助金	町教育研究会の研究発表会を支援する。	指導室
2	教科研究発表会補助金	教員の資質向上及び授業力向上のため、教育委員会指定の研究校による公開授業を実施する。	指導室
3	教科領域指導員交付金	教科領域指導員が各学校に訪問指導を行う。授業参観、協議を行い、指導、助言を通して授業力の向上を図る。	指導室
4	教育論文表彰	教員が教育実践の成果を教育論文としてまとめ、優秀者を表彰する。	指導室



授業参観

④阿見町に愛着をもって教育を推進する教員の育成

- 転入してきた教員に対しては、地域の特性を知るために町内施設の見学を実施し、勤務地である阿見町の自然・産業・史跡等についての理解を促します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	社会科見学	転入してきた教員に対し、町教育研究会社会科部の主催による町内施設の見学を実施し、地域への理解を深める。	指導室

具体的施策 2 多様な学習支援の充実

①地域の人材による学校支援の充実

- 学校が必要とする支援を行うために、地域住民ボランティアが活動しやすいよう受け入れ体制を整えます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	社会人による学習支援事業	町の人材バンクやネットワークと連携し、地域の人材を学習支援に活用する。	指導室

具体的施策 3 学校の働き方改革の推進

①町独自の働き方改革ガイドラインの策定

- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、社会に開かれた教育課程の実現等を目指す新学習指導要領の対応など、学校では教育の一層の改善・充実が求められ、教員が担う業務は質・量ともに増加しています。教員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性を持って教育活動に専念できるように、町立学校の働き方改革を推進します。
- いじめ防止・アレルギー・学校安全・新型コロナウイルス感染症といった様々な問題への対応、特別な配慮が必要な子どもや日本語指導が必要な子どもへの対応など、増え続ける学校現場の役割を削減し、業務改善を目指します。
- 町立学校の働き方改革を計画的に推進し、教員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保できるように、町教育委員会が学校と連携・協力しながら、働き方改革推進のためのガイドライン策定に取り組みます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校の働き方改革の推進	町独自の学校の働き方改革ガイドラインを策定する。	指導室

第 2 章 豊かな心と健やかな体を育む



第2章 豊かな心と健やかな体を育む

目指す姿

- ◆児童生徒の情操が育まれ、友達や家族を思いやり故郷を大切に思っています。また、予科練平和記念館を活用した教育の経験が生かされ、平和と命の尊さを深く理解しています。
- ◆児童生徒は、地場産の食材を使ったおいしい学校給食や茨城大学（農学部）や生産者、関係機関等と連携した食育授業、学校体育、部活動、スポーツ活動を通して健康と体力を身に付けています。
- ◆全ての児童生徒は、家庭・学校・地域で温かく見守られ、いきいきと学んでいます。

1. 施策の体系

基本方針	具体的施策の内容 (SDG s の目標)
第1節 豊かな心と命を大切にする 心を育む教育の充実	1. 道徳教育の充実 2. 郷土教育の推進 3. 文化・芸術活動の推進 4. 平和・命の教育の推進 5. 体験活動・ボランティア活動の推進    
第2節 体力づくりと食育を通じた 健やかな体の育成	1. 学校体育の充実 2. 学校保健・健康教育 3. 食育の推進と安全な学校給食 4. 地域と連携した運動部活動の促進   
第3節 生徒指導の充実と困難を抱える子どもへの支援体制の 充実	1. 積極的な生徒指導 2. 相談体制の充実 3. 教育相談センター（やすらぎの園）の充実と活用   
第4節 自立と社会参加を目指す特 別支援教育の推進	1. 個々の教育的ニーズに対応した指導の充実 2. 就学前からの支援充実と発達障害に対する理解促進  

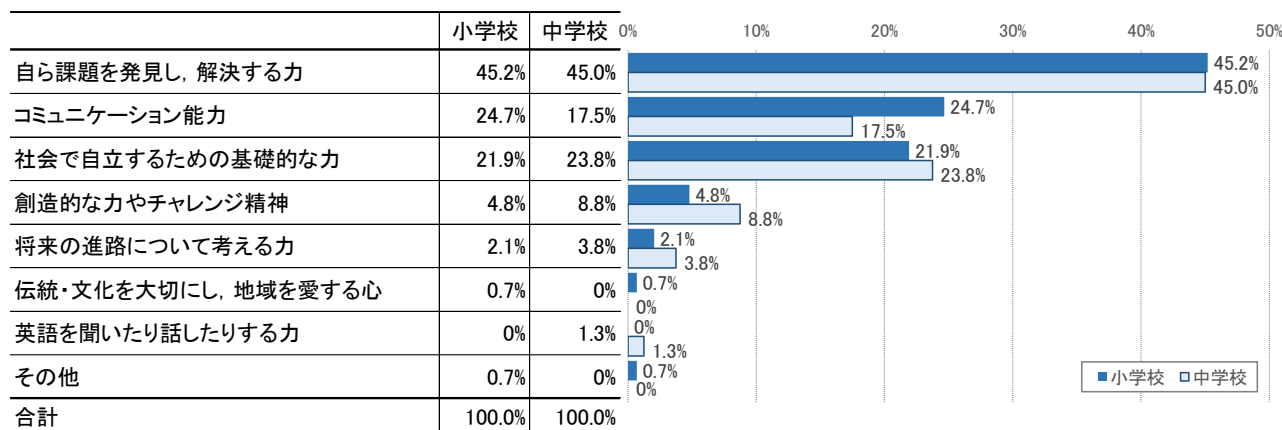
2. 現況（町民ニーズ）

「第2次阿見町教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査（令和3年）

①阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての重要度ランキング〔本章に係る項目〕

	1位	2位	3位
小学生保護者 アンケート	いじめ・暴力行為等の問題への 取組・未然防止	命を大切にする心を育む 教育	豊かな心を育てる教育（道 徳教育など）
中学生保護者 アンケート	いじめ・暴力行為等の問題への 取組・未然防止	命を大切にする心を育む 教育	豊かな心を育てる教育（道 徳教育など）
教 職 員 アンケート	いじめ・暴力行為等の問題への 取組・未然防止	命を大切にする心を育む 教育	児童生徒が教育相談等を 受けることができる体制

②道徳心の定着や健やかな体や心の育成として、身に付けさせたい力で最も重要だと思うもの（教職員アンケート）



3. 重点事項

- 「生きる力」を培うため、体力の向上と健康増進に資する健康教育の充実など命を大切にする教育の推進
- 地場農産物を使ったおいしい給食と学校給食を通じた食育の推進による、児童生徒の健やかな成長
- 多様な関係者の連携強化・相談体制の拡充や、子どもの貧困対策への取組など子ども一人ひとりの教育の推進
- 特別な配慮が必要な児童生徒へのきめ細やかな支援による誰一人取り残さない教育

4. 基本方針

▶第1節 豊かな心と命を大切にする心を育む教育の充実

■取組方針■

児童生徒の健やかな成長と豊かな心を育み命の大切さを伝える教育を目指し、道徳教育や、読書活動を推進します。また、ふるさとを大切にする心や児童生徒の創造性の向上、豊かな情操を育成するため、郷土教育、文化・芸術活動を推進します。

さらに、命の大切さを伝える平和教育を推進するとともに、体験を通じた地域との交流により広い視野を育てるため、学校内外における体験活動・ボランティア活動を推進します。

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と答えた阿見町の児童生徒の割合 《いじめに対する児童生徒の意識》「全国学力・学習状況調査」	小学生 96.8% 中学生 95.8%	小学生 100% 中学生 100%
2	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた阿見町の児童(小学校6年生)の割合《学校の魅力の向上》「全国学力・学習状況調査」	83.4%	90.0%
3	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた阿見町の生徒(中学校3年生)の割合《学校の魅力の向上》「全国学力・学習状況調査」	81.1%	85.0%
4	「人の役に立つ人間になりたい」と答えた阿見町の児童生徒の割合 《社会貢献に対する意識調査》「全国学力・学習状況調査」	小学生 95.5% 中学生 95.0%	小学生 96.0% 中学生 96.0%
5	「人が困っている時は進んで助けている」と答えた阿見町の児童生徒の割合 《思いやりに対する児童の意識調査》「全国学力・学習状況調査」	小学生 88.7% 中学生 88.4%	小学生 90.0% 中学生 90.0%

具体的施策 1 道德教育の充実

①小・中学生の発達段階に応じた道德教育の推進

- 豊かな心を醸成し、人間としての生き方の自覚を促し、道德性を育成することをねらいとして、道德教育を推進し、教科化への対応を図ります。
- 道德の特別教科化にあたり、道德的価値を自分のこととして理解し、多面的、多角的に深く考えたり、議論したりする道德教育の充実を図ります。
- 道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、全体計画に基づいて、それぞれの教育活動の特質に応じた道德教育を着実に実施していきます。
- 児童生徒の発達段階に応じて重視すべきことを取り上げた道德授業づくりを推進します。
- 道德教育を通して、いじめ問題について考える機会を提供します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教科化への対応（道德教育推進事業）	各学校が円滑に道德の教科化に対応できるよう、各小・中学校の取組を指導及び支援する。	指導室
2	全体計画・別葉の作成（道德教育推進事業）	学校の教育活動全体を通して行うことを全職員で共通理解できるように「全体計画」及び「別葉」を作成する。	指導室

②家庭・地域の教育力を生かした道德教育の推進

- 日常生活における道德的実践を促すためには、家庭や地域社会との連携が不可欠であることから、保護者や地域の人々の協力による道德教育の充実が図られるよう、情報を発信するなど、十分な連携を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	あいさつ・声かけ運動	各小学校において、地域の大人同士、子ども同士が円滑なコミュニケーションを図りながら、あいさつ・声かけ運動を実施する。	生涯学習課
2	道德授業の発信（道德教育推進事業）	各種通信を活用して、道德の授業の様子を発信し、家庭や地域でも道德教育が充実できるよう支援する。また、学校の実状に合わせ、道德の授業を公開する。	指導室

③道德教育に関する研修への参加促進

- 道德教育の教育効果を向上させるためには、教員の指導力の向上を図ることが欠かせないことから、効果を上げている道德教育や、先進の研究等についての知識を深めるため、積極的に研修会等への参加を促進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	研修会の実施（道德教育推進事業）	各校の道德教育推進教師が中心となり、道德教育パワーアップ研究協議会を実施する。	指導室

具体的施策 2 郷土教育の推進

①地域への愛着を醸成するための郷土教育の充実

- 地域に伝わる昔話や伝承など、郷土に残る文化的遺産や資料などを活用することで、郷土の伝統と文化への愛着を高める教育を推進します。
- 「阿見町史」や「阿見と予科練」、「町内名所 100 選」など、郷土資料を活用し、地域固有の資源に対する意識の醸成と啓発を図ります。
- 予科練平和記念館を活用した郷土の歴史理解と平和教育の振興に努めます。
- 小学校3・4年生を対象として、社会科副読本「わたしたちのあみ」を効果的に活用した郷土教育を図ります。
- 「まちづくり探検隊事業」や「ふるさと文芸検討委員会事業」を通して、郷土を改めて見つめなおし、子どものふるさと意識の醸成を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	予科練平和記念館への町内小・中学生見学	町内すべての小・中学生を対象に、予科練平和記念館の見学を実施する。「阿見と予科練」などの冊子や記念館の収蔵資料を展示紹介し、海軍とともに発展してきた歴史や戦史について学んでもらう機会を提供する。	予科練平和記念館
2	いばらきっ子郷土検定	中学2年生を対象に茨城県の伝統や文化等を学ぶことができる機会を作り、子どもたちの郷土への愛着心や誇りを育む。	生涯学習課
3	社会科副読本改訂事業	4年に一度、社会科副読本「わたしたちのあみ」の改訂作業を行い、子どもたち自身が住む阿見町の様子や人々の暮らし、仕事、歴史を学ぶ資料として効果的な活用を努める。	指導室
4	まちづくり探検隊	小学生を対象に夏休みを利用してまちを探検した内容を作品にまとめる「まちづくり探検隊事業」を実施し、子どものふるさと意識の醸成を図る。	生涯学習課
5	ふるさと文芸検討委員会	読書感想文・感想画コンクールなどの作品を審査する「ふるさと文芸検討委員会事業」を実施し、子どものふるさと意識の醸成を図る。	生涯学習課



まちづくり探検隊



「君島ひょっこ」の練習

②地域との連携による祭り・伝統行事への参加促進

- 地域との連携を深め、地域の伝統的な行事や郷土芸能などに子どもたちが積極的に参加し体験することで、郷土に対する愛着を高めます。
- 地域コミュニティや関連団体との連携を推進し、伝統行事やイベントへの参加促進を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	伝統文化推進事業	地域の伝統文化を継承していくため、町民が行事や伝統芸能に触れる機会として、伝統芸能まつりを開催する。	生涯学習課
2	文化協会事業	舞踊発表会・チャリティー舞踊まつりの開催など、文化協会の事業を支援する。	生涯学習課

③図書館における郷土資料の充実

- 郷土に関する資料の集約を行い、調べ学習などの探究的な学習に生かします。
- 郷土資料は、町の過去や現状を知り、将来を考える上で有効な財産であると同時に、地域社会の貴重な記憶であることから、散逸、消滅しないようその収集・保存に努めます。
- 地域社会の記憶を後世に伝え継承させ、広い視野をもって新たな文化を創造するための基礎づくりとして、郷土資料の充実に取り組みます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	資料選定購入事業	新刊本や寄贈本の所蔵に努め、利用者のニーズに対応するとともに、今後は、さらに利用しやすい配架に努める。また、館内にコーナーを設けて町内外の資料も継続的に収集保存していく。	図書館

具体的施策 3 文化・芸術活動の推進

①町音楽会・合唱祭の開催

- 各中学校において実施する合唱祭については、各学校の独自性を尊重し、その内容の充実に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	合唱祭	各中学校の計画により、独自性を尊重した合唱祭を開催する。	指導室



金冠バンド

②児童生徒作品展・文化祭の開催

- 町内の児童生徒が作成した美術作品等を展示、鑑賞する機会として児童生徒作品展を開催します。
- 各学校において実施する文化祭・学芸会については、各学校の独自性を尊重し、その内容の充実に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	児童生徒作品展事業	児童生徒の豊かな感性を育む創作活動の成果を発表する機会として、児童生徒作品展を開催する。	生涯学習課

③広域的な活動への参加

- 県で実施する茨城県小中学校芸術祭（小中学校美術展覧会、小学校合唱合奏大会、中学校合唱合奏大会）へ積極的に参加します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	県芸術祭	各小・中学校の代表児童生徒の県芸術祭への参加を勧奨する。	指導室

④文化部活動の推進

- 中学生が文化・芸術に触れる機会の拡大を図るため、文化部活動の充実支援に努めるとともに、外部指導者の活用を進めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	文化部活動の支援	吹奏楽部、美術部、科学部に活躍の場を提供するなど、充実支援に努める。	指導室



児童生徒作品展

具体的施策 4 平和・命の教育の推進

①人権教育、国際理解教育、道徳教育などを通した平和を尊重する心の育成

- 中学校生徒を広島平和記念式典に派遣し、原爆被爆死没者への追悼の意を表するとともに、戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する施策の実施・人材育成を行います。
- 学校の教育活動全体を通して、平和や生命の大切さを尊重する心を育成します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	平和記念式典派遣事業	中学生を広島平和記念式典に派遣し、原爆被爆死没者への追悼の意を表するとともに、戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する施策の実施・人材育成を行う。(平和教育の一環として、毎年、各中学校2名の生徒を広島平和記念式典に派遣し、その体験を各校の全校生徒に向けて発表する。)	指導室
2	人権教育講演会	社会に残存する差別を正しく受け止め、人権尊重のための知識、技術及び態度を養うための講演会を開催する。	生涯学習課

②予科練平和記念館を活用した平和教育の推進

- 予科練平和記念館を活用して、戦争と平和について考える機会をつくります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	広報事業	記念館は町の戦史を展示して理解を深めてもらうとともに、命の尊さや平和の大切さを考えてもらう施設として運営していることなど、予科練平和記念館の役割を広くPRする。	予科練平和記念館
2	戦争と平和について考える講演会	小・中学生等を対象とした、戦争と平和について考え講演会を実施する。	予科練平和記念館
3	予科練平和記念館見学	予科練平和記念館を見学し、平和の尊さ、命を大切にする感性豊かな心を育成する。	指導室



予科練記念講演

具体的施策 5 体験活動・ボランティア活動の推進

①多様なボランティア活動への参加促進

- 総合的な学習の時間や各教科領域において、異年齢・異世代の人々との交流や勤労体験・奉仕体験等の体験活動の充実に努めます。
- 子ども会で実施している分別収集や、福祉部局などで実施しているボランティア体験活動事業等を通して、多様なボランティア活動に参加する機会を提供します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	交流活動事業	地域の高齢者から伝統芸能を学んだり、福祉施設や豊学校と交流したりする体験活動を実施する。	指導室
2	ボランティア活動事業	総合的な学習の時間や道徳、特別活動において、地域のゴミ拾いなど、様々なボランティア活動に取り組む。	指導室

②自然にふれあう体験活動の充実

- 総合的な学習の時間や各教科領域において、自然体験などの体験活動の充実に努めます。
- 小・中学校の授業において、地域住民や団体の支援による自然体験（野外体験、観察会など）や社会体験（ボランティア、職場体験など）などで体験活動の場を提供します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	体験活動事業	子ども会育成連合会を通して、児童福祉の増進を図ることを目的とし、子どもたちの社会参加や地域の人々とのふれあいを深め、心身ともにたくましく育成する体験活動事業を実施する。	生涯学習課
2	自然に触れ合う体験学習（総合学習・理科）	総合的な学習の時間や生活科、理科の学習において、自然に触れ合う体験的学習を実施する。	指導室
3	自然にふれあう体験活動（学社連携事業）	学社連携事業により、各学校で自然体験（野鳥観察、昔遊び体験）、社会体験（田植え、稲刈り、イモ苗植え）など、学びの中で自然にふれあう体験活動の充実に努める。	生涯学習課
4	ふれあい地区館事業	いつでも、どこでも、だれでも参加できるような届ける生涯学習事業を実施する。	中央公民館

③地域との交流活動の推進

- 地域社会と連携しながら、異年齢・異世代・地域の人々との交流の場を積極的につくります。
- 子ども会活動やふれあい地区館事業などを通して、地域の交流活動を推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	三世代交流事業 (再掲)	ふれあい地区館事業を通じて、昔遊びやゲーム大会など、児童生徒・保護者・高齢者が地域で相互の親睦を深める。	中央公民館
2	自然にふれあう体験活動（学社連携事業）(再掲)	学社連携事業により、各学校で自然体験（野鳥観察、昔遊び体験）、社会体験（田植え、稲刈り、イモ苗植え）など、学びの中で自然にふれあう体験活動の充実を図る。	生涯学習課
3	ふれあい地区館事業 (再掲)	いつでも、どこでも、だれでも参加できるような届ける生涯学習事業を実施する。	中央公民館

第2節 体力づくりと食育を通じた健やかな体の育成

■取組方針■

児童生徒が、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎をつくるため、学校体育の充実に努めます。

また、児童生徒の健康な体づくりを目指し、学校保健、健康教育の充実に努めるとともに、食に対する正しい知識の定着と食習慣の改善を目指し、食育を推進します。

さらに、児童生徒が楽しくスポーツに取り組むことにより、体力や技術の向上が図られるよう、地域と連携した運動部活動の促進やトップアスリートによる指導の機会の提供などに努めます。

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	阿見町の小学校スポーツテスト(A+B)の割合 《県で実施しているスポーツテストの総合評価(A～E)で上位のA及びBと判定された児童生徒の割合》県「体力・運動能力調査」	36.6%	50.0%
2	阿見町の中学校スポーツテスト(A+B)の割合 《県で実施しているスポーツテストの総合評価(A～E)で上位のA及びBと判定された児童生徒の割合》県「体力・運動能力調査」	56.6%	67.0%
3	阿見町の学校給食で茨城県産食材の占める割合 《茨城県産食材品目数/学校給食食材品目数×100》県「学校給食における地場産物活用状況調査」	98.4%	99.0%以上
4	虫歯のない阿見町の児童生徒の割合 《歯科検診において虫歯のない児童生徒の割合の増加を目指す》茨城県「学校保健統計調査」	小学生 59.7% 中学生 70.8%	小学生 60.0% 中学生 75.0%
5	肥満である阿見町の児童生徒の割合 《身体測定結果において肥満である児童生徒の割合の減少を目指す》茨城県「学校保健統計調査」	4.0%	3.5%

具体的施策 1 学校体育の充実

①体力づくりの推進

- 健康でたくましく生きるための体力の向上を目指し、日常的な運動・スポーツ活動への取組を促進します。そのため、体力づくりを効果的に行うためにスポーツテストや記録会を活用します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	体力アップ推進事業	各学校において、体力アップ推進プランを作成し、学校教育全体を通して、体力の向上に努める。	指導室

②各種スポーツ大会の開催

- 児童生徒が楽しく取り組み、運動に対する親しみを増すことができるような各種のスポーツ大会を開催します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	町民マラソン大会事業	町総合運動公園を主会場としたマラソン大会を実施し、青少年の健全育成や、町民の体力増強を図り、健全かつ強固なスポーツ精神を養う。	生涯学習課
2	青少年健全育成事業	子ども会育成会による、バドミントン大会やドッジボール大会等の開催を支援する。	生涯学習課
3	あみスポーツフェスタ事業	町民のニーズに沿った種目を取り入れながら、様々なスポーツが体験できる自由参加型のイベントを開催する。	生涯学習課



町民マラソン大会

③スポーツ少年団やスポーツクラブとの連携

- スポーツ少年団や地域のスポーツクラブとの連携を図り、児童生徒の交流や指導者の指導技術などの向上を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	いきいきクラブ事業 (総合型地域スポーツクラブ)	子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加し運動やスポーツに親しむことができる機会を提供する。	生涯学習課
2	スポーツ協会・スポーツ少年団事業	スポーツを通して町民の生活を豊かにするため、町民スポーツの振興と、各競技団体の育成強化を図る。	生涯学習課

具体的施策 2 学校保健・健康教育

①健康な体づくりの推進

- 小・中学校児童生徒の定期健康診断や、新1年生の就学時健康診断などを実施し、医療機関の受診や精密検査を促します。
- 飲料水・プール水・空気・照度・ダニ検査を実施し、環境衛生の管理を行います。【再掲】
- 児童生徒の健康の保持増進を図るため、食生活や社会環境の変化などにより多様化する健康課題の把握とその解決に向けた取組を推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	児童生徒健康診断業務	児童生徒の健康診断・新1年生の就学時健康診断を実施するとともに、医療機関受診を促し、児童生徒の健康増進を図る。	学校教育課
2	学校環境衛生管理業務	児童生徒の健康保持のため、飲料水・プール水・空気・照度・ダニ検査を実施し、環境衛生の管理を行う。	学校教育課

②健康相談、保健指導など学校保健の充実

- 多様化する児童生徒の健康課題に対応するために、健康相談や保健指導、各種健診が効果的に実施されるよう養護教諭の資質向上を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校保健担当者会議	教育委員会保健担当者及び小・中学校養護教諭において情報共有をし、今後の健康診断等の効果的な実施に努める。	学校教育課
2	いきいき学校保健委員会事業	健康診断、疾病予防、食生活向上といった児童生徒の健康実態を把握するとともに、学校医や専門家から助言をいただき、保健衛生の習慣化と健康の保持増進を図る。	指導室

③思春期保健の充実(性に関する意識啓発の促進)

- 性に関する講演会や教員に対する研修会などを実施することで、児童生徒の性に関する知識の定着を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	性教育講演会	思春期の子どもたちが性に関する適正な知識を身につけられるよう、各小・中学校において、性に関する授業や講演会を行う。	指導室

④薬物・飲酒・たばこなどに対する意識啓発

- 薬物乱用防止教室の開催などにより、薬物・飲酒・たばこなどに対する意識を啓発します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	薬物乱用防止教室	各小・中学校において、薬物乱用防止教室を開催し、意識啓発を行う。	指導室

具体的施策 3 食育の推進と安全な学校給食

①食に関する指導の充実・食を大切にする意識の醸成

- 食に関する授業（各小・中学校全学年）を行うとともに、給食時指導や保護者への啓発に努めます。
- 児童生徒の望ましい食習慣の形成と食を大切にする意識を醸成するため、栄養教諭や養護教諭等との連携・協力により食に関する指導の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携して食育の推進を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	保護者参加型授業（食育事業）	全小・中学校へ栄養教諭を派遣し、保護者参加型の授業等を実施し、啓発に努める。	指導室
2	年間計画作成と巡回指導（食育事業）	年間計画を作成するとともに、栄養教諭がすべての学校に訪問し、食に関する指導を行う。	指導室
3	学校農園事業	町内小学校ごとに学校農園で地元の特産作物を栽培・収穫し、生産体験による食育を推進する。	学校教育課
4	食育事業	栄養教諭を中心として、食に関する教育（食育）を全小・中学校で実施する。	給食センター 学校教育課

②給食を通じた食育の推進

- 給食を通して、食生活が食に係わる人々の様々な活動に支えられていることや、自然の恩恵の上に成り立っていることの理解を深めます。
- 給食を摂りながら、実際の場面で、会食のマナーや感謝の気持ちを育てます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	食育推進事業	学校給食を通して食料の生産流通や地域の食文化及び適正な食生活の理解を深めるため給食だよりを発行する。	給食センター
2	給食指導事業	学級活動の時間に給食センターの調理員や町農業振興課、農協の職員、茨城大学農学部の教員・学生をゲストティーチャーとして招き、発達段階に応じた食に関する指導を行う。	指導室



食育指導

③安全で美味しい給食の提供

- 町給食センターにおいて、食品検査・ふきとり検査の実施（年2回）、衛生研修会の実施（年2回）、学校給食施設等定期検査の実施（年3回）、食材及び調理品（1日2品目）の放射能検査を実施し、安全で安心な給食を提供します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	給食衛生管理業務	安全・安心な給食提供のため、各種検査を実施し衛生管理を行う。	給食センター

④学校給食における地産地消の推進

- 地域の産物を学校給食に取り入れ、給食の時間等に食に関する指導を実施し、地域の食文化や地域の食料生産、流通、消費などに対する児童生徒の理解を醸成します。
- 茨城県産の食材使用率 99.0%以上を目指し、地場産物の使用品数の拡大を図るとともに、地場産野菜などの収穫時期を生産者と協議し、地産地消を献立を提供します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	地産地消事業	地場産物を活用した学校給食を実施し、児童生徒に生産者の理解や食に関する親しみを醸成する。	給食センター

具体的施策 4 地域と連携した運動部活動の促進

①運動部活動の推進

- 中学校の生徒が関東大会以上の大会に出場する際は、経費の一部を町が補助するなど、生徒のスポーツ技能向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図ります。
- スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活を豊かにする運動部活動の充実を図るとともに、スポーツにより健全な心技体を育成し、運動部活動を取り巻く環境の整備に努め、魅力ある運動部活動となるよう努めます。
- 外部指導者の活用や部活動の地域移行等により、運動部活動の支援・充実を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	中学生アスリート支援事業 (大会出場補助金)	関東大会以上の公式大会に出場した中学校に対して大会参加経費の一部を支援（補助）する。	学校教育課
2	運動部活動推進事業	連帯感や責任感を育み、健全な精神を育成するとともに、学校の働き方改革を推進するために複数顧問を配置する。	指導室
3	地域部活動検討委員会	運動部活動の地域移行に向けた検討を行い、段階的な地域移行に取り組む。	生涯学習課

②指導者の育成と資質向上

- 生徒の体力・技術の向上とともに、運動に対する意識の向上や運動を通して身につけるべき望ましい態度・マナー等の定着のために、指導者の資質の向上と育成を図ります。
- 生涯学習支援ボランティアの育成と合わせて、スポーツ協会やスポーツ少年団などの関連団体と連携して指導者の育成を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	スポーツ推進委員支援事業	町の生涯スポーツの現状について検討・協議を諮り、更なるスポーツ事業の推進を図る。	生涯学習課
2	スポーツ協会・スポーツ少年団事業 (再掲)	スポーツを通して町民の生活を豊かにするため、町民スポーツの振興と、各競技団体の育成強化を図る。	生涯学習課

③外部指導者の活用と活動支援

- 学校が必要とする支援を行うために、地域住民ボランティアが活動しやすいよう環境を整えます。
【再掲】
- 地域人材の活用を図り、外部指導者の発掘とその活動に対する支援を行います。
- 学校のニーズを的確に把握して、関連団体と連携した外部指導者の活用を図ります。
- スポーツに対する児童生徒の意識向上やスキルアップを図るため、トップアスリートによる指導を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	スポーツ教室事業	スポーツに対する児童生徒の意識向上やスキルアップを図るため、各種スポーツ教室を開催する。	生涯学習課
2	人材バンク事業	人材バンクを活用して、専門的な知識をもつボランティアを活用する。	生涯学習課

第3節 生徒指導の充実と困難を抱える子どもへの支援体制の充実

■取組方針■

社会経済情勢の変化に伴い子どもたちが抱える問題は複雑化・多様化しています。児童生徒が抱える様々な課題や問題に対応できるよう、生徒指導の体制充実に努めるとともに、子どもの貧困対策なども含め児童生徒へのきめ細やかな支援により、誰ひとり取り残さない教育を目指します。

また、いじめや不登校などの問題に対しては、不安や悩み、ストレスなどの緩和を図ることが大切であることから、学校、スクールカウンセラー、教育相談センター（やすらぎの園）の連携により、相談体制の充実を図ります。

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	「自分にはよいところがある」と答えている阿見町の児童生徒の割合 《児童生徒の自己肯定感》「全国学力・学習状況調査」	小学生	小学生
		76.9%	80.0%
		中学生	中学生
		76.2%	80.0%

具体的施策 1 積極的な生徒指導

①個々の学校に適した指導体制の確立

- 時代の変化により、複雑化・多様化する様々な課題に対応するため、その地域・学校の実態に即して学校の方針・規準を明確にした指導の体制を確立します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	組織的な指導体制の構築（生徒指導推進事業）	各学校長の経営方針のもと、児童生徒の実態に沿った組織的な指導体制を構築する。報告・連絡・相談・記録などを適切に行うことで、組織として明確な対応ができるよう努める。	指導室

②個々の児童生徒の問題に対応したきめ細かい生徒指導

- 児童生徒一人ひとりの特性や成長に応じて、それぞれの抱える問題に対応し、きめ細かい指導を行います。
- 児童生徒の実態に応じて、個別の対応ができる教員の指導力向上と、学校の組織的な指導体制の確立を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	支援計画・指導計画の作成（生徒指導推進事業）	個別の支援計画・指導計画を作成し、全職員で共通理解しながら、声かけを行う。個別の指導計画や支援計画を基に支援が必要な児童生徒のケース会議などを行い、全職員で共通理解して指導を行う。	指導室
2	不登校対策指導員配置事業	各中学校に不登校支援教室を開設するとともに指導員を配置し、不登校生徒が学校生活に復帰するためのサポートを行う。	指導室

③健全な学級運営・学校運営の支援

- 健全でスムーズな学級運営・学校経営を支援するため、複数の教員によるきめ細かな指導を行うなど、学級・学校の実態に合わせて、助言・指導や人的整備を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	生徒指導主事加配事業	少人数指導やチームティーチング（TT）、不登校や生徒指導加配など、学校の課題に対応して教員の配置を行い、一人ひとりの児童生徒に指導助言を行う。	指導室

④家庭・学校の連携強化

- 学校、家庭、地域社会、関係機関などが連携して、児童生徒一人ひとりの特性や成長に合わせた支援を行います。
- 近年、核家族化や共働き、ひとり親家庭の増加により、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）が増加していることから、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、保健福祉部の協力を得ながら実態把握に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	家庭教育学級事業	各小・中学校において、子育てについて学んだり話し合ったりする機会をつくり、家庭教育を支援する。	生涯学習課
2	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための、情報交換や支援を行う。	子ども家庭課

具体的施策 2 相談体制の充実

①町独自で採用するスクールカウンセラーの効果的活用と相談体制の充実

- 公立小・中学校スクールカウンセラー配置事業として、県事業によるスクールカウンセラー配置のされない町立学校すべてに、町独自で採用したスクールカウンセラーを定期的に派遣できる体制を充実させます。
- 児童生徒、保護者、教員がスクールカウンセラーに相談しやすいよう、効果的な活用を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	スクールカウンセラー配置事業	各中学校にスクールカウンセラーを配置する。 小学校は月に1回以上スクールカウンセラーを派遣して、カウンセリング等を行うとともに、中学校のスクールカウンセラーへ適宜相談できるようにするなど、効果的な活用を促す。	指導室

②学校における日常的な相談体制の充実

- 教育相談に関する教員研修の充実により、各学校における日常的な教育相談の体制の強化を図ります。
- いじめや不登校など、児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図るため、日常的な相談体制の充実を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教育相談センター研修事業	教育相談センター主催の研修（年間2回）に教員の積極的な参加を促し、教育相談のスキルアップを図る。	指導室
2	生活アンケートの実施	すべての学校で定期的なアンケートを実施し、いじめ、不登校等の問題行動の早期発見に努める。	指導室

③教育相談センター（やすらぎの園）との連携強化

- 各学校と町教育相談センター「やすらぎの園」との連携を強め、個に応じた対応と早期発見・早期対応に努めます。また、教育相談センター指導員の各種研修会への参加を促進し、研修を深めることにより、その成果を町内各学校へ提供していきます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教育相談センター相談員訪問事業	教育相談センターの職員が各学校を定期的に訪問し、教員との連携を図りながら、いじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見に努める。また県教育委員会の研修にも積極的な参加を促す。	指導室

具体的施策 3 教育相談センター（やすらぎの園）の充実と活用

①支援が必要な児童生徒の早期発見と早期対応

- 学校との連携を深め、支援が必要な児童生徒を早期に発見し、個に応じた適切な支援を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	生徒指導主事研修会	毎月の生徒指導主事研修会に教育相談センターの所長も同席し、情報の共有、早期発見に努める。	指導室

②スクールソーシャルワーカーの配置と効果的な活用

- 社会福祉などの専門性を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣し、支援を必要としている児童生徒、保護者に対する支援を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	スクールソーシャルワーカー派遣事業	要請のあった学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなど、福祉的な視点や手法による支援を行う。	指導室

③相談体制の充実と関係機関の連携強化

- 電話による相談、来所相談、家庭訪問による相談、学校との連携など多様な相談機能を生かすとともに、医療関係や各種の関係諸機関との連携を強化します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教育相談センター検討委員会	対応が困難な児童生徒の事案については、教育相談検討委員会を開き対応を検討する。教育相談センターのスーパーバイザーとして精神科の医師に出席していただき、効果的な支援の仕方について助言を受ける。	指導室

④教育相談センター機能の周知

- 町広報紙・ホームページに教育相談センターの情報を掲載し、その機能について広く周知を図ります。
- 教育相談センターのパンフレットを作成し、小・中学校に配付します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教育相談機能の周知（教育相談センター事業）	町ホームページを活用して、電話やメールで相談できることなど、センターの機能について周知を図る。また、センターのパンフレットを小・中学校に配付する。	指導室

第4節 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

■取組方針■

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム※1の構築を目指し、支援を必要とする幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導ができるよう、関係機関との連携を図りながらきめ細かな指導に努めます。

また、就学前からの切れ目ない支援体制が重要であることから、保健・福祉部門との連携を図りながら就学前児童の相談体制の充実に努めます。さらに、特別支援教育の理念や発達障害に対する正しい理解の普及・促進に努めます。

※1 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重を強化し、障害者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを目的に障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みのこと

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	特別支援教育支援員の配置《町内の学校要望数に対するカバー率》	68.0%	80.0%

具体的施策 1 個々の教育的ニーズに対応した指導の充実

①特別支援教育支援員を対象とした障害の特性や支援方法についての研修の実施

- 「特別な配慮を要する子どもに対する具体的な対応」について、発達障害の理解に視点をおきながら、特別支援学校の教員を講師に招き、研修を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	特別支援教育支援員配置事業	個別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、必要に応じて特別支援教育支援員を派遣する。	指導室
2	特別支援に関する研修	特別支援学級担当者研修会において、特別支援学校や茨城県教育研修センター特別支援課の専門家を招いた効果的な研修を行う。	指導室

②特別支援教育に関する校内委員会の定期的な開催

- 学校においては、校内委員会などを定期的に開催し、「気になる子・配慮を要する子」に対する具体的な支援方法について話し合いをもち、課題解決にあたります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	校内教育支援委員会	各学校において、個別の支援が必要な児童生徒についての共通理解や今後の指導についての検討などを行うため、定期的に「校内教育支援委員会」を開催する。	指導室

③特別支援学校、特別支援教育コーディネーターの活用

- 各学校において教員の理解を促進するため、特別支援学校の巡回相談の積極的な活用を図ります。また、特別支援教育コーディネーターを校内研修の企画、校内の教員の相談役、関係機関との連携調整など、校内の特別支援教育の推進役として活用します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	専門家派遣事業	特別支援学校の巡回相談や県の「専門家派遣事業」の活用を図り、特別支援教育に対する教員の理解を促進する。	指導室

④特別支援教育支援員の配置

- 小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、教員の補助として児童生徒の学校生活支援を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	特別支援教育支援員配置事業（再掲）	個別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、必要に応じて特別支援教育支援員を派遣する。	指導室

具体的施策 2 就学前からの支援充実と発達障害に対する理解促進

①支援を必要とする就学前児童に対する切れ目ない相談・支援体制の充実

- 保健・福祉部門による幼稚園・保育所などへの巡回指導による情報と、教育委員会との情報の共有化・連携により継続した相談・支援体制の充実を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	関連部門との連携による相談・支援	就学に不安を感じている保護者とスムーズに面談できるよう、保健・福祉部門と情報共有を行うなど、相談体制の充実を図る。また、相談支援ファイルなどを活用し、情報を共有することで継続した支援を行う。	指導室

②県が実施する発達障害に関する研修などへの参加促進

- 教員が、特別支援教育の理念や発達障害などの特性、支援方法について理解することによって、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるように研修を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	特別支援教育の研修	各学校への計画訪問時に、全職員に向けて特別支援教育についての指導を行う。	指導室

③相談支援ファイルの作成

- 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援に役立てるために、支援の必要なお子さんの情報を記したファイルを保護者に作成していただき、学校や専門機関でのスムーズな引継ぎや情報伝達に活用していただけるよう、情報を共有するファイルの作成を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	相談支援ファイル	「相談支援ファイル」を活用し、乳幼児期からのお子さんの情報を記録することで継続的な支援を行う。	指導室



町教育委員会による計画訪問

第 3 章 時代の変化に対応する能力を育む



第3章 時代の変化に対応する能力を育む

目指す姿

- ◆児童生徒は、情報活用能力を効果的に使って学校生活を過ごしています。
- ◆児童生徒は、地域の自然・郷土をよく知り愛着をもって暮らしています。また、社会の一員としての役割をよく理解しています。
- ◆児童生徒は、多様性を認め合い、新たな価値を創造していく力や、社会の持続可能な発展を担う力を身につけています。

1. 施策の体系

基本方針	具体的施策の内容 (SDG s の目標)
第1節 時代の変化に対応した教育の推進	1. 情報活用能力を育てる教育の充実 (ICT の活用) 2. 教育 ICT 環境の整備 3. 学校情報化の推進 (校務のデジタル化) 4 質の高い教育をみんなに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
第2節 社会の変化に対応できる子どもの育成	1. 環境教育の充実 2. キャリア教育・職業教育の推進 3. 主権者教育・消費者教育の充実 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう
第3節 多様性を受け入れる人を育む教育の推進	1. 人権教育の推進 2. 男女共同参画社会の形成 3. 多文化共生の推進 1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を實現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に

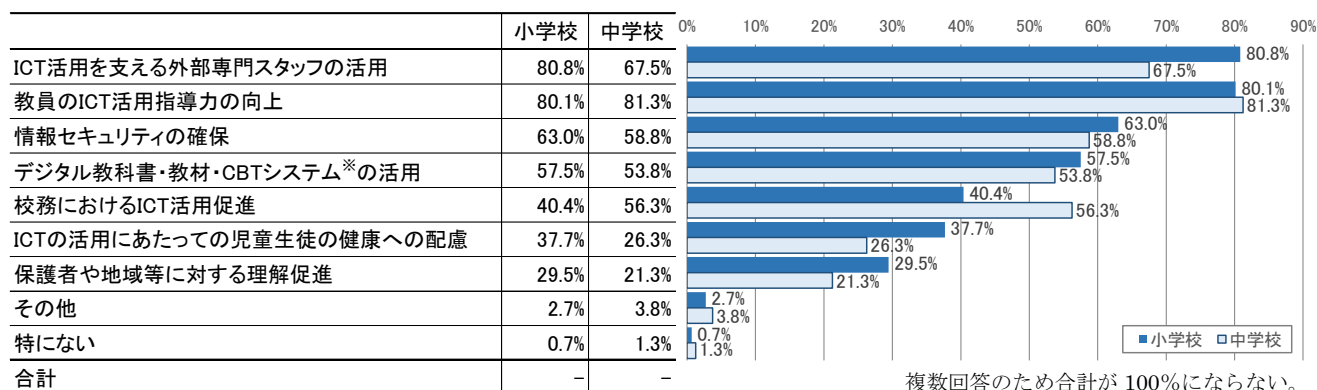
2. 現況（町民ニーズ）

「第2次阿見町教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査（令和3年）

①阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての重要度ランキング〔本章に係る項目〕

	1位	2位	3位
小学生保護者アンケート	情報モラル(倫理・道德)の向上や情報活用能力の充実	コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業	自然体験やボランティア活動
中学生保護者アンケート	情報モラル(倫理・道德)の向上や情報活用能力の充実	コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業	キャリア教育(社会的・職業的自立に必要な能力の育成)
教職員アンケート	情報モラル(倫理・道德)の向上や情報活用能力の充実	コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業	誰もが平等に社会参画できる教育(人権教育)

②ICT環境整備と併せて検討すべき内容だと思うもの（教職員アンケート）



3. 重点事項

- これからの時代の学びを支える教育現場におけるデジタル化の推進（GIGA スクール構想※1の実現・学校におけるICT環境の整備・ICT支援員の充実・ハイブリッド型授業・校務の効率化）
- 新しい生活様式に対応しながら、子どもの職業観・働く意味を学ぶ機会の醸成、キャリア形成を図るために必要な能力や態度の育成の充実（地元企業との産学官連携・デジタルコンテンツを活用したキャリア教育）
- 環境教育などを通してSDGsの目標を理解し、実践していく教育（霞ヶ浦などの地域資源を活用した環境教育・交流事業の推進）
- 一人一人の違いを認め、個性を生かし、誰もが差別されることのない共生社会に向けた環境整備（ジェンダー平等を目指す教育や性的マイノリティへのきめ細やかな対応）

※1 GIGAスクール構想とは、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと

4. 基本方針

第1節 時代の変化に対応した教育の推進

■取組方針■

新型コロナウイルス感染症により、これまで進まなかった分野、領域においても、デジタルの活用が広がってきたことを受け、このような変化の激しい時代に対応できる児童生徒を育てるため、教育現場におけるデジタル化を積極的に推進し、時代とともに求められる技術・技能の習得を促します。

また、進展するICT社会に対応していくため、情報セキュリティの強化に努めながら、積極的な学校情報化を推進します。

■目標指標（目指す姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	メディアリテラシー講習会の実施 《各学校で開催される、情報モラルに関する講習会の実施回数》	1回/年	1回/年
2	コンピュータ等の情報通信技術を活用した教育 《コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業への満足度》 「令和3年度保護者アンケート」	31.6%	35.0%
3	自然体験やボランティア活動への参加 《学校教育における自然体験やボランティア活動への満足度》 「令和3年度保護者アンケート」	22.3%	32.0%
4	国際理解教育の推進 《国際教育や外国語によるコミュニケーション能力育成に対する満足度》 「令和3年度保護者アンケート」	19.1%	26.0%

具体的施策 1 情報活用能力を育てる教育の充実（ICTの活用）

①メディアリテラシー対策の強化・情報モラル教育

- メディアリテラシー対策の強化を図るため、小・中学校の情報担当教員を対象とした実技研修会を開催します。
- 情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を育成する情報モラル教育、情報手段を適切に活用する教育の充実を図ります。
- 児童生徒が正しくICTを活用できるよう、インターネットやスマートフォンを利用する上での危険性について、児童生徒及び保護者を対象にメディアリテラシー教育を実施します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	スマホ・ネット安全教室	すべての小・中学校において、外部講師を招聘してのインターネット・スマートフォンの安全教室を実施する。保護者に向けては、家庭でのルールづくりを促す。	指導室

②ICTに関する指導力の向上

- 学習に対する興味・関心・理解を促し、個に応じた学習を支援するため、教科指導におけるICT活用の推進を図ります。
- 様々なコンテンツを円滑に運用するため、教員に対し導入時の適切な研修を実施するとともに、継続的な研修の実施に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	授業へのICTの導入（ICT活用推進事業）	デジタル教科書、電子黒板、タブレット等を用いてICT活用を推進する。	学校教育課

③教科におけるICTを効果的に活用した授業の展開

- 小・中学校にICT支援員を派遣し、ICTを活用した授業の支援等を行います。
- 教科指導において、ICTを活用することは、学習に対する興味・関心・理解を促し、個に応じた学習を支援するために非常に有効であるため、様々な教育用のコンテンツを活用していきます。
- コンピュータの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	ICTを活用した授業（ICT活用推進事業）	デジタル教科書を導入し、学習に対する興味・関心を高める。また、プログラミング教育用コンテンツを活用し、プログラミング的思考の育成を図る。	指導室
2	ICT支援員の配置（再掲）	最適なICT環境を実現するため、授業支援や機器設定、ICT化による教員の業務負担軽減を図るためにICT支援員を配置する。	学校教育課

④学力向上支援システム・コミュニケーションシステムの導入検討

- インターネットを活用して、学校・家庭で、自主的な学習を進めることのできる学力向上支援のためのシステムの導入を検討し、小・中学校児童生徒の学習機会の拡大を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	ICTによる家庭学習（ICT活用推進事業）（再掲）	オンライン学習ソフトを活用し、家庭学習を通じた学力向上支援を図る。	指導室

具体的施策 2 教育 ICT 環境の整備

①学校の ICT 環境の整備充実

- 児童生徒一人ひとりの反応を踏まえた双方向型の一斉授業を行いながら、一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習を行い、全ての児童生徒が情報の編集を経験しながら多様な意見にも即座に触れられる環境を実現するため、1人1台端末の環境維持に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	ICT環境の整備 (ICT活用推進事業)	児童生徒一人ひとりがそれぞれに1人1台端末を活用できるよう、タブレットの配備及び大容量通信が可能な環境整備を行う。	学校教育課

具体的施策 3 学校情報化の推進 (校務のデジタル化)

①情報セキュリティ対策の推進

- 児童生徒や保護者に関する情報など、学校で知り得た個人情報のコンピュータネットワーク上での使用については、機密性が重要であることから、情報の漏洩がないようシステム上の管理、運用上の管理の徹底を図ります。
- 小・中学校教員がセキュリティ上安全な状態を確保した上で、学校以外の場所で業務を行えるよう、機器・システムを整備します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	情報セキュリティ対策事業	学校情報セキュリティポリシーの導入により、ウイルス対策、フィルタリングの設定、無線 LAN のセキュリティ対策、セキュリティキーの採用などの必要な情報セキュリティ対策を実施する。	学校教育課
2	連絡ツールアプリ導入 (連絡手段のデジタル化) 事業	学校と保護者をつなぐ連絡手段をデジタル化する連絡アプリの導入を図る (学校からのお便りやプリント、緊急連絡などをスマートフォン等で受け取れる)。	学校教育課



配備したタブレット

第2節 社会の変化に対応できる子どもの育成

■取組方針■

持続可能な脱炭素社会に向けて、霞ヶ浦などの地域資源を活用し、地域の課題や身近な課題を体験的に学ぶ環境教育を推進します。

また、産業・経済の構造変化や雇用の多様化などが進む中、より早い段階で勤労観、職業観を醸成するとともに、児童生徒一人ひとりが自らの責任でキャリアを選択していくことができるよう、地域の特色を生かした職業体験などを通した職業教育、キャリア教育を推進します。

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	将来の夢や目標をもっている阿見町の児童生徒の割合 《将来の夢や目標をもっている児童生徒》「全国学力・学習状況調査」	小学生 80.3% 中学生 68.6%	小学生 85.0% 中学生 75.0%
2	職業体験協力事業所数 《各中学校で実施する職業体験への協力事業所の平均》	平均 37 事業所 (令和元年度)	平均 40 事業所

具体的施策 1 環境教育の充実

①体験活動を通じた環境教育の推進

- 体験を通して環境についての学びを深めるため、自然体験・リサイクル活動などに取り組むとともに、地域の環境に関する施設や地域の協力者と連携を深めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	校外学習・社会科見学	生活科や総合的な学習の時間などにおいて、町クリーンセンターの見学や、多様な自然体験活動に取り組む。	指導室

②霞ヶ浦をテーマにした環境教育の充実

- 地域の宝である霞ヶ浦をテーマとして、浄化に係わる体験学習など、地域の課題や身近な課題と関連づけた取組を推進します。また、霞ヶ浦環境科学センターの活用など、関係機関との連携を深めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	身近な河川の水質調査体験教室	小学校において、町生活環境課と連携を図り、身近な環境学習への取組や発達段階に応じた校外学習等で霞ヶ浦環境科学センターや霞ヶ浦周辺の自然、地層の見学を実施する。	生活環境課

③学校で取り組む環境対策

- 環境教育の充実を図るために、自分たちでできる環境対策として、新エネルギーやエコ、5R、などについての教育（ESD）を進めます。
- 地球規模課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	環境教育	主に社会科や理科、技術・家庭科等の授業において、再生可能エネルギーや再利用、ESDに関する教育を実施する。	指導室

④環境教育のリーダーとなる教員の養成

- 国や県の研修会、講習会に環境教育のリーダーとなる教員を派遣するなどして、環境教育の指導法の充実を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	環境学習指導者講座	教員に向けて、文部科学省や茨城県教育研修センター主催の研修への参加を推進する。	指導室

具体的施策 2 キャリア教育・職業教育の推進

①キャリア発達に繋がる多様な体験学習の充実

- 小・中学校における特別活動や自然体験活動、職場体験活動、ボランティア活動などの多様な体験学習を充実させることで、キャリア教育を推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	キャリア教育推進事業	年間指導計画に基づき、各学校において多様な体験学習を取り入れたキャリア教育を行う。（職業についての調べ学習、多様な職業の方の話を聞く会、職場体験学習など）	指導室

②中学生社会体験事業の推進

- 中学生の社会体験として、地域の職場、商工会などとの連携を図り、職場体験学習を充実・推進します。
- 町内及び近隣の事業所からの協力を得て、地元の職業・職場についての関心と理解を高めます。そのなかで、地域社会で他人との係わりや思いやり、社会のルールなどを学ぶ機会をつくります。
- 小学校から高等学校までの学習状況などを児童生徒自身が記述することで、児童生徒自身の学習状況やキャリア形成を見通したり、蓄積した記録を振り返ることができるキャリア・パスポートを導入します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	職場体験学習（中学生社会体験事業）	中学校第1学年において、地域の事業所の協力を得て、職場体験学習を実施する。	指導室
2	職場体験ガイドブックの活用（中学生社会体験事業）	職場体験ガイドブックをもとに、電話の応対やあいさつの仕方など、社会のルールを学ぶ機会の充実を図る。体験活動の内容を共有する場を設けることで、様々な職業への理解を深める。	指導室
3	キャリアパスポート事業	小学校から高等学校までの学習状況などを記録したキャリアパスポートを導入する。	学校教育課

具体的施策 3 主権者教育・消費者教育の充実

①主権者としての自立と社会参画の力の育成

- 児童生徒の発達の段階に応じて、社会の構成員の一員として必要とされる基本的な資質を養うため、教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動などの時間を活用し、主権者教育の充実を図ります。
- 指導にあたっては、政治的中立の確保を図りながら、主権者として必要な知識、能力、態度が身につくよう取り組んでいきます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	議会見学	町議会を児童生徒が傍聴することにより、主権者となる意識の醸成を図る。	指導室
2	生徒会交流事業	3中学校の生徒会が交流を図り、よりよい学校づくりを目指した情報交換を行う。	指導室

②消費者教育の推進

- 児童生徒の発達段階に応じて、買物のしくみや消費者の役割についての理解を図り、計画的な金銭管理や消費者被害への対応等を全教科にわたり指導します。
- 地域の多様な機関などと連携・協働を図り、効果的かつ、質の高い消費者教育を推進します。

第3節 多様性を受け入れる人を育む教育の推進

■取組方針■

すべての人が差別されることのない地域社会を目指し、人権尊重の視点にたった人権啓発に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの人権尊重の精神を育成する人権教育を推進します。

また、男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画の視点にたった学校教育を推進します。さらに、多文化共生の理念を踏まえた国際交流活動、姉妹・友好都市交流を推進します。

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	「自分と異なる意見や少数意見を大切にしている」阿見町の児童生徒の割合《他者尊重・他者理解》「全国学力・学習状況調査」	93.0%	95.0%

具体的施策 1 人権教育の推進

①人権教育の推進

- 児童生徒の実態に応じて計画を作成し、学校の教育活動全体を通して人権教育を推進します。
- 人権尊重や平和尊重の視点から、中学生を対象に平和記念式典派遣事業を継続して実施します。
- 教員の人権教育に対する認識を深め、児童生徒に対する指導力の向上を図ります。
- 教育講演会や人権講演会などの講演会事業を推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	人権教育講演会 (再掲)	社会に残存する差別を正しく受け止め、人権尊重のための知識、技術及び態度を養うための講演会を開催する。	生涯学習課
2	人権室訪問・人権教育推進事業	茨城県人権室の訪問指導を定期的に実施するとともに、各学校において人権教育の全体計画、年間指導計画を作成し、人権教育を推進する。	指導室
3	平和記念式典派遣事業 (再掲)	中学生を広島平和記念式典に派遣し、原爆被爆死没者への追悼の意を表すとともに、戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する施策の実施・人材育成を行う。(平和教育の一環として、毎年、各中学校2名の生徒を町の広島の平和記念式典に派遣し、その体験を各校の全校生徒に向けて発表する)。	指導室

具体的施策 2 男女共同参画社会の形成

①男女共同参画事業の推進

- 性別に係わらずお互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指した教育を推進します。
- 子どものころからの男女平等教育が重要であることから、学校教育全体を通して、男女平等の視点にたった教育の充実が図られるよう、指導の充実に努めます。
- 社会科や家庭科、道徳科、特別活動などにおいて、男女平等、男女共同参画の理解を促す教育の推進に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	男女共同参画センター事業	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会の形成を目指した教育を推進する。	町民活動課
2	男女共同参画の視点にたった教育事業	学校教育活動全体を通して、性別にとらわれずに互いを尊重し合う、男女共同参画社会の形成を目指した教育を推進する。人権教育の年間計画を基に、男女の分け隔てなく、一人ひとりの個性を生かした教育が行われるように、学校全体で取り組む。	指導室

具体的施策 3 多文化共生の推進

①外国人児童生徒等の教育の充実

- 国際化の進展に伴い、帰国児童生徒や外国人児童生徒の受け入れが多くなっていることを踏まえ、一人ひとりの実態を的確に把握して、児童生徒が自己実現を図ることができるように配慮します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	日本語指導支援	日本語の理解が困難な児童に対して、個別の支援を実施する。	指導室
2	グローバルサポート事業	オンライン学習による日本語指導を通じて、日本語初期指導と支援体制を充実させることで、将来、経済的、社会的に自立し、茨城県と母国の懸け橋となるグローバルな人材育成を行う。	指導室

②国際交流活動との連携

- 国際理解を深めることにより、外国人の長所や特性を認め、互いに尊重し合い、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てます。
- 町内の国際交流活動や国際理解教育などと、教育活動との連携を深めます。
- 中学生海外派遣事業を核として、国際交流協会と連携を図っていきます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	国際交流活動	総合的な学習の時間などで国際理解を深めることができる活動を取り入れる。また、中学校では、スーペリア市・柳州市からの訪問団と交流を図る。	指導室 国際交流協会

③国際化への対応

- 中学校生徒の国際理解と姉妹・友好都市交流を深めるため、アメリカ合衆国ウィスコンシン州スーペリア市及び中華人民共和国広西壮族自治区柳州市でのホームステイを実施します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	中学生海外派遣事業	国際理解・諸外国との交流により、社会変化に主体的に対応できる心豊かな生徒を育成する。中学生対象で、隔年でスーペリア市と柳州市においてホームステイを実施する。	指導室 学校教育課

第 4 章 多様な連携でまちの教育力を高める



第4章 多様な連携でまちの教育力を高める

目指す姿

- ◆地域ぐるみの教育が広がり、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育んでいます。
- ◆すべての児童生徒が家庭を、安らぎのある楽しい場所と感じて過ごしており、親も子も、笑顔で毎日を過ごしています。

1. 施策の体系

基本方針	具体的施策の内容 (SDGsの目標)
第1節 地域と一体となった開かれた学校づくりの推進	1. 地域人材の積極的な活用 2. 地域に向けた情報の発信 3. 学校教育への支援体制の充実 17 パートナリシップで 目標を達成しよう 
第2節 家庭・地域の教育力の醸成・向上	1. 乳幼児期からの家庭教育の支援 2. 家庭や地域との連携 3. 青少年健全育成・体験活動 3 すべての人に 健康と福祉を  4 質の高い教育を みんなに  16 平和と公正を すべての人に 

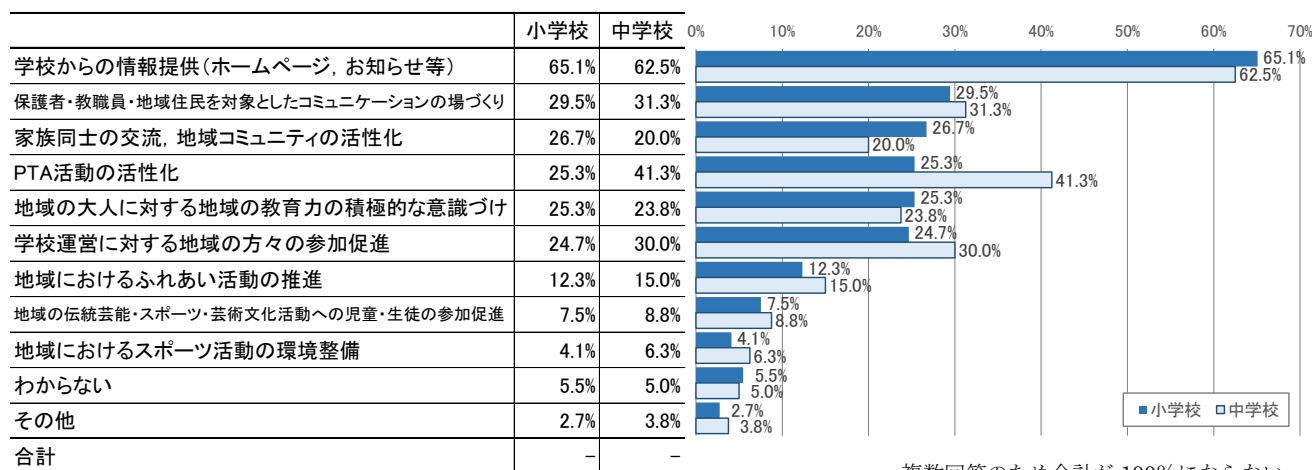
2. 現況（町民ニーズ）

「第2次阿見町教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査（令和3年）

①阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての重要度ランキング〔本章に係る項目〕

	1位	2位	3位
小学生保護者アンケート	緊急時の保護者との連絡体制	開かれた学校づくり(地域や家庭への情報発信など)	学校と地域との交流や地域の人材の有効活用
中学生保護者アンケート	緊急時の保護者との連絡体制	開かれた学校づくり(地域や家庭への情報発信など)	家庭教育向上の支援(家庭教育学級など)
教職員アンケート	緊急時の保護者との連絡体制	開かれた学校づくり(地域や家庭への情報発信など)	学校と地域との交流や地域の人材の有効活用

②学校・地域・家庭が連携協力するのに必要なこと（教職員アンケート）



3. 重点事項

- 阿見町の地域の特徴を活かした、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進
- 家庭教育・就学前教育の重要性を踏まえた、家庭の教育力の強化・支援
- 児童生徒の生き抜く力をサポートする地域力の醸成

4. 基本方針

▶第1節 地域と一体となった開かれた学校づくりの推進

■取組方針■

学校と地域が目標やビジョンを共有し、地域と一体となった学校づくりに努めます。また、学校の地域拠点としての役割を見直すとともに、地域全体の教育力向上を図る観点から、地域に開かれた学校づくりを推進します。

さらに、地域との多様な交流を促進しながら、地域人材の積極的な活用と地域に向けた情報の発信に努めます。

■目標指標（目指す姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	地域の方が参加できる学校公開日の平均日数 《町内の小・中学校で、1年間で行う学校公開日の平均日数》	平均4日/年	平均10日/年
2	「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた阿見町の児童生徒の割合《地域への愛着》「全国学力・学習状況調査」	小学生 57.9% 中学生 43.2%	小学生 65.0% 中学生 50.0%

具体的施策 1 地域人材の積極的な活用

①地域住民との交流促進

- 地域住民との交流と地域人材の活用を図るため、地域住民が主体的に活動を行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会）のサポートや、地域住民の協力を得ながら行う学社連携事業を推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	地域交流活動 (学社連携事業)	ふれあい地区館事業や学社連携事業において、地域住民の協力を得ながら、社会体験活動、スポーツ交流、移動学習など、地域住民との交流促進を図る。また、休業日の学校施設開放を実施する。	中央公民館 生涯学習課
2	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）	学校の抱える諸問題の解決や児童生徒の望ましい成長をより一層支援するために、学校と地域が学校運営の目標・ビジョンを共有し、共に力を合わせて学校運営に取り組めるよう、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を拡充する。	生涯学習課

②学校ホームページの充実などによる情報発信

- 各学校のグランドデザイン（学校経営方針）や学校評価など、学校における様々な情報を積極的に発信します。
- 地区の回覧や学校のホームページを利用して、学校だよりを地域へ発信します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校ホームページ等支援事業	ホームページの更新業務などについては、学校間の格差を是正するため、ICT支援員の配置などにより、現場の負担軽減に努める。	学校教育課 指導室

③教育委員会ホームページによる情報発信の充実

- 町広報紙・ホームページへ町の教育情報を掲載します。
- 町内の各学校の様子や学校評価などを積極的に公開します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	教育情報発信事業	町の教育情報を広報紙・ホームページに掲載する。	学校教育課 指導室

具体的施策 2 学校教育への支援体制の充実

①地域住民による学校支援ボランティアの養成

- 子どもたちの多様な体験活動の推進、コミュニケーション能力の向上や規範意識の醸成を図るため、学校と地域住民や様々なボランティア団体を繋ぎ、地域に根ざした教育を促進します。
- 大学生や地域住民などから学習支援ボランティアを募り、支援を希望する小・中学校に配置します。
- 研修会を企画したり情報交換の場を設定したりしながら、学校支援ボランティアの養成や資質の向上を図ります。
- 退職教員などの人材情報等の提供を積極的行います。
- 未導入校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入に向けて、調査・研究を進めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校支援ボランティアの養成	ふれあい地区館事業の三世代交流・奉仕作業などを通して学校の教育活動を支援する地域の人材を養成する。	中央公民館
2	再任用制度	学校教育を支援する人材を確保するため、退職教員を再任用する。	指導室
3	地域の人材活用（人材バンク）事業	学校における体験活動に、ニーズに応じた地域の人材を紹介するなど活用を図る。	生涯学習課
4	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）（再掲）	学校の抱える諸問題の解決や児童生徒の望ましい成長をより一層支援するために、学校と地域が学校運営の目標・ビジョンを共有し、共に力を合わせて学校運営に取り組めるよう、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を拡充する。	生涯学習課

②人材バンク・学社連携事業の充実

- 人材バンク制度や学社連携事業の充実など、地域の人材を生かした学習支援体制を学校のニーズに応じて推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	人材バンク事業	地域の人のもつ技術・技能・知識などを町民の学習に活用するため、人材バンクの登録を進める。	生涯学習課
2	学社連携事業	豊かな知識や経験を有する地域人材を講師や支援者として学校へ招き、学校教育活動の充実を図るとともに、社会教育との融合を図る。	生涯学習課
3	学校支援ボランティアの養成（再掲）	ふれあい地区館事業の三世代交流・奉仕作業などを通して学校の教育活動を支援する地域の人材を養成する。	中央公民館



学校ボランティア書写

第2節 家庭・地域の教育力の醸成・向上

■取組方針■

家庭を取り巻く社会環境が変化し、家庭の教育力の低下が課題となっていることから、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援及び社会や地域ぐるみの家庭教育支援に取り組むとともに、PTA活動と連携した家庭教育力の向上を図ります。

また、家庭教育の支援は就学前から実施することが望ましいとの観点にたち、乳幼児期からの切れ目ない支援に取り組みます。

さらに、少子高齢化、人口減少が進展し、地域住民が一体となった地域づくりの重要性が高まっていることから、地域の教育力向上の支援を図ります。そのため、PTA活動、子ども会活動などの支援強化に努めます。本町の次代を担う青少年が、地域に貢献し活躍する場の提供や健全育成を推進します。

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	家庭教育学級の開催回数 《子育てについて学んだり話し合ったりする機会をつくる》	—	50 学級/年
2	人材バンクの活用件数 《町の紹介により人材バンク登録者が地域・学校・講座等に活用された件数》	328 件/年 (令和2年度)	300 回/年
3	家庭教育講演会の開催数 《家庭教育の講演会を年1回実施する》	1回/年以上	1回/年以上
4	学社連携事業の開催回数《学社連携事業により町内で行われた連携事業の開催回数(教育委員会関連事業)》	209 回/年 (令和元年度)	230 回/年

具体的施策 1 乳幼児期からの家庭教育の支援

①家庭教育のための学習機会の提供

- 家庭教育に関する学習機会の提供として、講演会や学習会など保護者に対して学びの場、相談の場、または、繋がり場の場を提供します。また、教育月間には、「教育の日」として広く町民を対象に、教育講演会などの学ぶ機会を提供します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	家庭教育講演会 (再掲)	家庭における教育力の向上を目指し、家庭教育講演会を実施する。	生涯学習課
2	家庭教育啓発事業 (再掲)	子どもとの接し方や教育の仕方を身につけられるよう、4 か月・3 歳 6 か月児健診時や幼稚園や認定こども園・保育園・保育所にチラシを配付、出生届提出者へパンフレットを配付する。	生涯学習課
3	教育の日開催事業 (再掲)	共に育む「教育の日」講演会では、家庭教育力の向上や、現代の子どもたちを取り巻く環境などを中心とした多様なテーマを取りあげ、意識啓発を図る。	生涯学習課

②PTA 活動と連携した家庭教育

- 家庭教育の支援として、各小・中学校に家庭教育学級を設置し、PTA活動とそれらを繋げるPTA連絡協議会の活動を支援します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	家庭教育学級事業 (再掲)	各小・中学校において、家庭教育学級など子育てについて学んだり話し合ったりする機会をつくり、家庭教育を支援する。	生涯学習課

③就学前教育への支援

- 家庭教育支援は、小学校に入学する以前から始まっているとの認識にたち、さわやかセンターや地域子育て支援センターとの連携を図りながら、妊娠期から乳幼児期の保護者を対象にした家庭教育に関する講座、講習会、セミナーなどを実施します。
- 妊婦や未就学児の保護者に対して、児童福祉施設などを活用し、育児に関する情報や情報交換の場、学びの場、子育て支援の場（ブックスタート事業）を提供します。
- 障害のある子どもをもつ保護者に対しては、早期療育を目的に必要な指導と相談支援を行います。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	家庭教育講演会 (再掲)	家庭における教育力の向上を目指し、家庭教育講演会を実施する。	生涯学習課
2	家庭教育啓発事業 (再掲)	子どもとの接し方や教育の仕方を身につけられるよう、4 か月・3 歳 6 か月児健診時や幼稚園や認定こども園・保育園・保育所にチラシを配付、出生届提出者へパンフレットを配付する。	生涯学習課
3	ファミリー・サポート・センター事業	地域の育児に関する相互援助活動（預ける人、預かる人両方が会員になり有償で援助するシステム）により、安心して子どもを育てる環境づくりを目指す。	子ども家庭課 社会福祉協議会
4	地域子育て支援センター事業	未就学児対象の子育て支援拠点である地域子育て支援センターにおいて、遊びを通して親子が交流できる場を提供するとともに、育児情報の提供や子育て相談を行う。	子ども家庭課
5	つばみ教室 (障害児療育事業)	障害のある未就学児童の早期療育を支援するつばみ教室を実施する。親子で参加する遊びを通し、子どもの発達に応じて成長できるよう支援する。	社会福祉課
6	マタニティクラス (母子保健事業)	妊婦や、その家族が安心して出産・育児に取り組めるように、妊娠中の過ごし方、出産・育児に関する講義、演習を行う。（さわやかセンターにおいて各3回、年3コースで実施）	健康づくり課
7	ブックスタート事業	乳幼児のころから本に触れる機会をつくることで、本に親しむきっかけとなるよう、4ヶ月児健診時にブックスタートバックの手渡しと絵本の読み聞かせを行う。	図書館

具体的施策 2 家庭や地域との連携

①保護者との連携

- 子ども会育成連合会が開催する講演会や研修会、スポーツ大会などの各種事業を支援し、地域が連携して一体となるしくみを整えます。
- 子ども会や育成会の活動への支援により、地域の教育力向上を図ります。
- 子ども会育成連合会主催の球技大会やバドミントン大会、野外体験活動などの事業を継続して支援し、学校区を越えたネットワークづくりを推進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	球技大会・バドミントン大会（子ども会育成連合会支援事業）	子ども会育成連合会を通して、球技大会、バドミントン大会の開催を行い、地域住民の理解と協力を高めて、児童福祉の増進を図る。	生涯学習課
2	体験活動事業（子ども会育成連合会支援事業）（再掲）	子ども会育成連合会を通して、子どもたちの社会参加や地域の人々とのふれあいを深めるための野外体験活動や心身ともにたくましく育成する活動を支援する。	生涯学習課
3	花壇審査	地域住民や児童生徒の環境美化に対する関心、意欲を高め、きれいな地域づくりを促進するため、花壇審査を実施する。	生涯学習課

②地域の教育力向上のための多様な連携

- 社会教育関係団体、役場、警察署、消防署、地域住民など様々な団体・個人が事業に係わり、連携して地域の教育力の向上を図ります。
- 子どもたちの多様な体験活動の機会を提供するために、「学校と家庭と地域」が連携した事業を展開します。
- 放課後子ども教室について、地域の協力を得ながら全小学校で実施します。
- 地域の人材を活用した授業への協力者数（延べ人数）の拡大を目指します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	体験活動事業（子ども会育成連合会支援事業）（再掲）	子ども会育成連合会を通して、子どもたちの社会参加や地域の人々とのふれあいを深めるための野外体験活動や心身ともにたくましく育成する活動を支援する。	生涯学習課
2	放課後子ども教室事業	地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援することを目的に、小学校児童を対象に「放課後子ども教室」を実施する。	生涯学習課
3	学社連携事業	豊かな知識や経験を有する地域人材を講師として学校へ招き、体験学習や交流事業など多種多様な学習活動を実施して、学校教育活動の充実を図るとともに社会教育との融合を図る。	生涯学習課

具体的施策 3 青少年健全育成・体験活動

①青少年の健全育成

- 青少年相談員による地区巡視、地域住民によるあいさつ声かけ運動など、町民の手による青少年の健全育成活動を支援します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	町内パトロール事業	町内の公園などを青少年相談員がパトロールし、見守り活動を日常的に実践する。	生涯学習課
2	あいさつ・声かけ運動事業（再掲）	各小学校において、地域の大人同士、子ども同士が円滑なコミュニケーションを図りながら、あいさつ・声かけ運動を実施する。	生涯学習課

②体験活動の充実

- 自然体験、創作体験、スポーツ体験など、児童生徒の豊かな体験活動の機会を提供します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	自然観察事業	ふれあい地区館事業を通じて、野鳥観察など、子どもが自然にふれあう体験活動を支援する。	中央公民館
2	少年少女チャレンジ教室	児童を対象とした創作教室を開催する。	中央公民館
3	スポーツ教室事業（再掲）	スポーツに対する子どもたちの意識向上やスキルアップを図るため、各種スポーツ教室を開催する。	生涯学習課

第 5 章 安全で安心して学べる教育環境を創る



第5章 安全で安心して学べる教育環境を創る

目指す姿

- ◆学校は、万が一に備えた危機管理体制が整っており、児童生徒は安心して学校生活を送っています。また、児童生徒も、いざという時は自らの安全を守るために適切に行動できるようになっています。
- ◆地域の特色を生かした学校づくりが実現しています。
- ◆快適で、安心安全に学べる教育環境が実現しています。

1. 施策の体系

基本方針	具体的施策の内容 (SDG s の目標)
第1節 様々な危機に対応する安全・安心な教育環境の整備・強化	1. 危機管理体制の確立 2. 防災教育の強化 3. 防犯・交通安全対策の強化 4. 感染症対策の充実     
第2節 地域の実情にあった教育環境の充実	1. 小・中学校の望ましい教育環境の検討 2. 学校施設の維持管理 3. 学校施設・設備の充実   

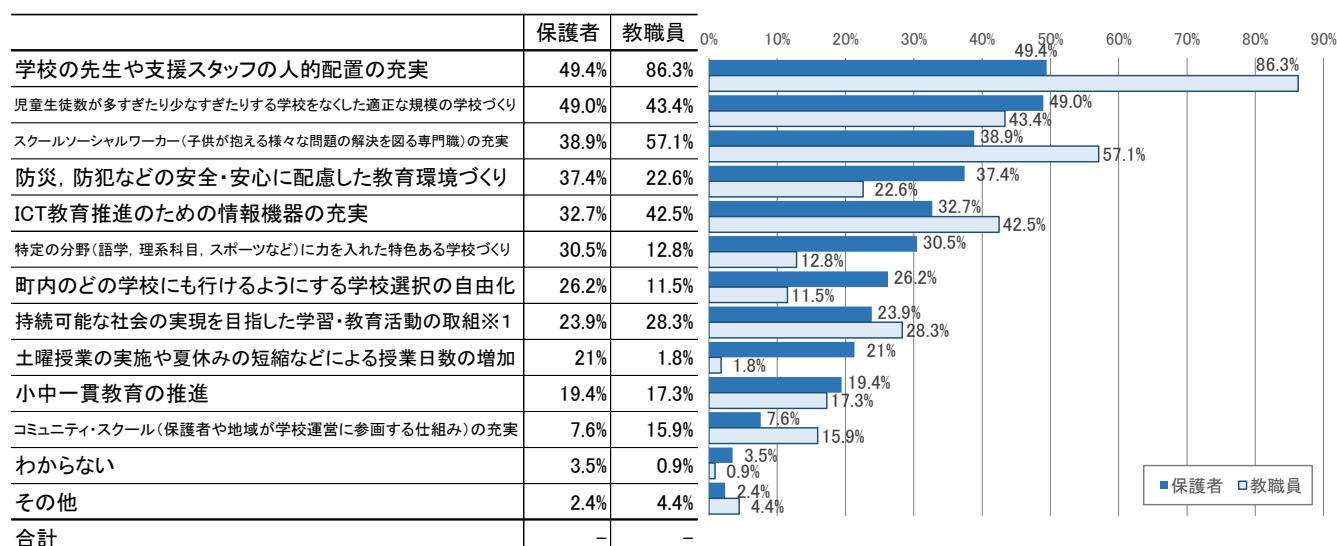
2. 現況（町民ニーズ）

「第2次阿見町教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査（令和3年）

①阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての重要度ランキング〔本章に係る項目〕

	1位	2位	3位
小学生保護者アンケート	通学路の安全確保対策・交通安全教育	避難訓練や防災教育、学校の防災体制	学校施設（校舎・体育館・プールなど）の安全性
中学生保護者アンケート	通学路の安全確保対策・交通安全教育	避難訓練や防災教育、学校の防災体制	学校施設（校舎・体育館・プールなど）の安全性
教職員アンケート	避難訓練や防災教育、学校の防災体制	学校施設（校舎・体育館・プールなど）の安全性	通学路の安全確保対策・交通安全教育

②将来的な子供の減少などによる今後の教育環境の変化に対応していくため、阿見町はどのようなことに取り組むべきか（保護者・教職員アンケート）



3. 重点事項

- 児童生徒の危機管理能力の醸成を図り、防災・防犯・交通安全など児童生徒を取り巻く学校安全の強化（防災・安全教育の充実、ソフト・ハード両面からの通学路の安全確保・防犯対策の推進）
- 新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックによる教育全体への影響を教訓とし、児童生徒の学習環境、健康を守るため、学校における感染症対策の徹底
- 阿見町の地域特性や地域の人口構成などを勘案し、小規模特認校などの町独自の教育の推進
- すべての児童生徒に平等な教育環境が提供できるよう、小・中学校の望ましい教育環境の検討
- 児童生徒がより良い環境のなかで学習できるよう、適切な教育環境の整備と質の高い教育設備・教材等の充実

4. 基本方針

▶第1節 様々な危機に対応する安全・安心な教育環境の整備・強化

■取組方針■

児童生徒の生命を守る安全・安心な学校を目指し、不審者侵入や地震、感染症、食中毒などに対する適切かつ確実な危機管理体制の確立を図ります。

また、児童生徒が災害に対応できる力を身につけるため、総合的な防災教育を推進するとともに、災害時において地域の防災拠点となる学校施設の防災拠点としての整備充実を図ります。児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、学校内外を含めた防犯・交通安全対策の充実に努めます。

■目標指標（目指す姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	防災避難訓練の実施 《町内小・中学校で年間に行う防災避難訓練の回数》	3回	3回
2	防犯教室等の実施率 《各学校における防犯教室等の実施率》	100%	100%
3	緊急メールの登録率 《緊急メールに登録している児童生徒の割合》	99%	100%

具体的施策 1 危機管理体制の確立

①緊急情報システムの充実(スマートフォンを利用した連絡システムの機能強化)

小・中学校や教育委員会から保護者に、より早く正確に防災、防犯、学校に関する情報が届くよう、連絡手段となる連絡アプリの利用率100%を目指すとともに、その充実を図ります。

- 町内各学校に災害時における通信手段確保のための災害時用公衆電話を活用します。
- 各中学校区の小学校で毎年実施している引渡し訓練を継続して実施します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	連絡ツールアプリ導入 (連絡手段のデジタル化)事業 (再掲)	学校と保護者をつなぐ連絡手段をデジタル化する連絡アプリの導入(学校からのお便りやプリント、緊急連絡などをスマートフォン等で受け取る)を図る。	学校教育課
2	阿見町メール配信サービス(あみメール)	災害・防犯情報などの緊急情報や阿見町の様々な行政情報をメールで発信する。	秘書広聴課

②個々の学校の環境に対応したきめ細かい災害対策の検討

- 危機管理体制の充実を図るため、学校毎の防災マニュアルなどの情報を教員、保護者が共有し、有事の際に的確な行動で児童生徒の安全を確保できるよう、周知徹底を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校防災対策事業	学校防災に関する研修会や地域と連携した避難訓練等を実施し、各学校の危機管理体制の充実を図る。	学校教育課

具体的施策 2 防災教育の強化

①防災教育の強化

- 災害の被害を最小限に抑えるため、児童生徒に対して、地震・台風などの自然災害についての十分な知識を身につけさせるとともに、日ごろの備えや、災害時取るべき基本的な行動についての啓発を図るなど、地域と学校が連携した防災教育の強化に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	防災教育	社会科、理科、総合的な学習の時間などにおいて自然災害についての知識を身につけさせ、日ごろの備えや災害時取るべき行動についての理解を深める。	指導室
2	防災避難訓練	学期に1回以上の避難訓練を実施するなど、学校教育活動全体を通して、防災への意識を高める取組を実施する。	指導室
3	合同引渡し訓練	東日本大震災の教訓を生かし、地震等の災害時を想定して児童生徒を確実に保護者へ引き渡せるように、小中合同で引渡し訓練を実施する。	指導室



消防署見学

具体的施策 3 防犯・交通安全対策の強化

①防犯意識の高揚

- 牛久警察署の協力により、避難訓練と合わせて防犯訓練を実施します。
- 各小学校で「こどもを守る 110 番の家」の登録を募り、犯罪や不審者から子どもたちを守ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	防災避難訓練	定期的に避難訓練を実施するとともに、すべての小・中学校で不審者対応の避難訓練を実施する。	指導室
2	こどもを守る 110 番の家	町内の各家庭に「110 番の家」への登録を促し、子どもを守る活動に協力してもらう。	指導室 学校教育課
3	連絡ツールアプリ導入（連絡手段のデジタル化）事業（再掲）	学校と保護者をつなぐ連絡手段をデジタル化する連絡アプリの導入（学校からのお便りやプリント、緊急連絡などをスマートフォン等で受け取れる）を図る。	学校教育課

②学校安全ボランティア活動の推進

- 小・中学校の防犯体制及び登下校時の見守りなど学校安全ボランティア（スクールガード）活動の推進に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	スクールガードリーダー事業	スクールガードリーダーが学校の防犯強化に努める。	指導室

③交通安全教育の推進

- すべての小学校で交通安全教室を行い、交通ルールを指導します。
- 小学校児童に反射シール、中学校生徒に反射タスキを配付し、通学時の安全を確保します。
- 中学校自転車通学者のヘルメット購入費の一部を補助するなど、自転車通学者の安全確保に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	交通安全教室	牛久警察署と町生活環境課の協力のもと、すべての小・中学校で交通安全教室を実施する。	指導室 生活環境課
2	児童生徒の通学対策（通学対策事業）	通学時の安全の確保のため、小学校児童に反射シール、中学校生徒に反射タスキを配付する。自転車通学者の安全確保のため、中学校自転車通学者のヘルメット購入費の一部を補助する。	学校教育課

④学校周辺の交通環境の整備

- 町道の維持・修繕・改築を実施し、良好な道路環境を確保します。
- 安全な交通環境を確保するため、空き地の雑草刈取について、土地所有者に草刈依頼通知を郵送し、適正管理を指導します。
- 児童生徒の登下校時などの安全確保を図るため、阿見町通学路安全推進会議で、通学路の危険箇所の対応などを協議するとともに、危険箇所の改善を図ります。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	通学路の安全対策 (通学対策事業)	通学路交通安全プログラムを策定し、通学路の安全対策に取り組む。牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、小・中学校、役場関係課による合同の通学路安全点検を毎年実施し、安全対策を実施する。	学校教育課 道路課 生活環境課
2	阿見町通学路交通安全プログラム	関係機関の連携し、継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図る。	学校教育課 道路課 生活環境課

⑤防犯設備の適切な管理

- 小・中学校の防犯カメラで録画した映像を適切に管理し、経年劣化が進んだ機器は適時、更新を進めます。
- 小・中学校の非常通報装置が適切に運用できるよう管理します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校施設管理事業	小学校の非常通報装置の保守点検を行う。	学校教育課

具体的施策 4

感染症対策の充実

①感染症対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症によるパンデミックによる教訓を活かし、新たな感染症の流行に備えて、総合的な感染症対策を徹底します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	感染症対策備品の充実	新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症の拡大防止のため、必要な学校備品の充実を図る。	学校教育課

第2節 地域の実情にあった教育環境の充実

■取組方針■

少子高齢化の進展に伴い、児童生徒数が減少する一方、人口増加地区においては児童生徒数が急増している状況を踏まえ、阿見町全体として望ましい教育環境を確保するため、地域や学校区の実情にあった教育環境の検討を進めます。

義務教育施設の再編方針の検討にあたっては、透明性・公平性を担保するための情報提供・きめ細かな意見聴取に努めるとともに、地域会議や有識者を交えた検討組織の意見を十分に聞きながら進めていきます。

また、児童生徒が学校で安全に過ごせるように、学校施設の安全性の強化や防災拠点としての機能充実に努めます。

■目標指標（未来の姿を実現するための指標）■

指標の内容		令和3年度 (現況値)	令和10年度 (目標値)
1	学校再編計画による再編後の小学校数 《学校再編計画に基づき再編を行った後の小学校数》	7校	5校
2	学校施設長寿命化計画による大規模改修工事の実施学校数	0校	4校

具体的施策 1 小・中学校の望ましい教育環境の検討

①適正配置の検討

- 「阿見町立学校再編計画」に基づき、再編対象校の保護者、地域及び教員と子どもたちのより良い教育環境について検討を行います。
- 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）を踏まえ、必要に応じて現行の再編計画の見直しを検討します。
- 人口増加地区においては、児童生徒数の増加による教室不足を回避するために、必要に応じて校舎の増改築を行います。
- 人口減少地区においては、地域の特色を活かした学校運営を行うために、特認校制度などを活用します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校再編事業	再編が決定している小学校は統合準備委員会を設置し具体的な検討を行う。その他の学校は、説明会、意見交換会を実施する。	学校教育課
2	小規模特認校事業	きめ細かな特色ある教育を実践するために、小規模特認校制度を活用して多様な教育環境を提供する。	学校教育課

具体的施策 2 学校施設の維持管理

①学校施設の安全性強化

- 児童生徒が学校で安全に過ごせるよう、計画的な保守点検を行い、小・中学校の各種施設の適正な維持管理に努めます。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校施設管理事業	学校施設の維持のために、各設備の管理を委託する。	学校教育課

②学校の防災拠点としての機能充実

- 災害時の防災拠点として随時運用できるよう小・中学校の防災倉庫を適切に管理します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	災害時用非常電源整備事業	小・中学校に防災倉庫と防災井戸を整備するとともに、全中学校に太陽電池と組み合わせた非常用電源を設置し、災害時の拠点とする。	学校教育課



防災倉庫（避難所開設訓練）

具体的施策 3 学校施設・設備の充実

①学習効果を高める設備の更新

- ライフスタイルの変化といった時代を背景に、社会的要求に対応した施設整備を進めます。
- 児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、学校施設の維持管理を行います。
- 阿見町学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の修繕などを実施します。
- すべての小学校教室などの照明器具のLED化を進めます。
- 学校プールの現状を把握し、今後のあり方を検討します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校施設整備事業	小・中学校の空調設備・トイレ改修工事及びバリアフリーに配慮した多目的トイレを整備するとともに、中学校へのエレベーターを設置する。	学校教育課
2	学校施設維持管理事業	小・中学校施設の維持管理を行う。	学校教育課

②バリアフリー化の促進

- 小・中学校の中長期的な工事計画を策定し、長寿命化計画に基づきバリアフリー化を促進します。

■主な事業

No	事業名	内容	担当課
1	学校施設整備事業 (再掲)	小・中学校の空調設備・トイレ改修工事及びバリアフリーに配慮した多目的トイレを整備するとともに、中学校へのエレベーターを設置する。	学校教育課

第 4 編 計画の推進

1 推進体制

「阿見町教育振興基本計画」の推進にあたっては、国・茨城県の動向を踏まえ、本町の実状を勘案しながら取り組むとともに、子育てや福祉、まちづくりなど関連する部局との連携・調整を図りながら進めるものとします。

また、まちぐるみの教育を推進する観点から、学校、保護者、関係団体、地域はもとより、町内企業やボランティア組織との連携・協力体制のもと、計画を推進します。

2 進行管理

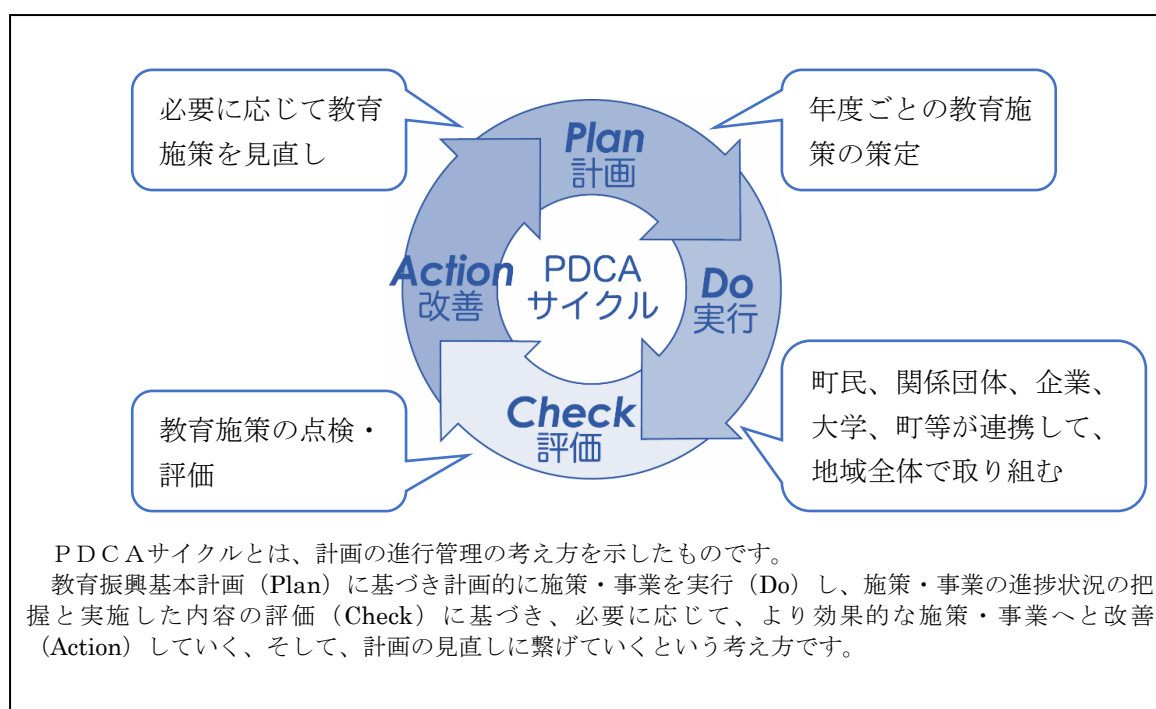
「阿見町教育振興基本計画」に掲げる「目指す姿」を実現するためには、基本計画の着実な進行管理が重要です。

基本計画に位置づける「目標指標」や「具体的施策」、「主な事業」の進捗状況を把握し、その成果を評価するとともに、必要に応じて見直しを図ります。

計画の進行管理は、教育委員会により着実に実施していくものとします。

また、進捗状況及び評価については、毎年度目標を立て「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施するものとし、その結果について、広報紙やホームページなどにおいて広く公表するとともに、町民から意見を募集し、計画の見直しに活用します。

さらに、基本計画の計画期間終了時においては、総合的な見直しを図るものとします。



資料編

1 策定経緯

年月日	会議等	内容
令和3年 8月19日	第1回 阿見町教育振興基本計画策定 ワーキングチーム	・策定方針とスケジュールについて ・計画策定に係るアンケート調査について
8月30日	第1回 教育振興基本計画策定本部会	・計画策定にあたって ・計画策定に係るアンケート調査について
10月8日	第1回 阿見町教育振興基本計画策定 委員会	・委嘱状交付 ・諮問 ・計画策定にあたって ・計画策定に係るアンケート調査について
11月12日～	達成度評価調査の実施	・後期基本計画に係る計画の進捗状況と計画の 目標指標の調査票の作成
11月5日～ 11月10日	教育に係るアンケート調査の実施	【対象者】 ・町立小・中学校に通う児童生徒の保護者(小 学5年生・中学2年生) ・町立小・中学校に勤務する教職員
12月1日・ 12月2日	グループヒアリング	5団体 (阿見町PTA連絡協議会／阿見町立小学校長 阿見町立中学校長／阿見町教育相談センタ ー／阿見町子ども会育成連合会)
令和4年 3月15日	第2回 阿見町教育振興基本計画策定 ワーキングチーム	・策定方針及び前提条件の整理について ・基本構想(骨子案)について
3月16日	第2回 教育振興基本計画策定本部会	
3月24日	第2回 阿見町教育振興基本計画策定 委員会	
4月25日	町長および教育長ヒアリング	【ヒアリング項目】 ・市施行に向けて「阿見市の教育」への思い ・どんな子どもに育てて欲しいか ・子どもたちの教育環境
5月12日	第3回 阿見町教育振興基本計画策定 ワーキングチーム	・基本理念およびスローガンを導き出すワークシ ョップの実施
6月10日～ 6月17日	施策・事業調査(各課原案調査)の実施	
6月28日	第4回 阿見町教育振興基本計画策定 ワーキングチーム	・施策の体系の検討 ・重点事項の検討
7月19日	第3回 教育振興基本計画策定本部会	・基本構想(案)について ・基本計画(骨子案)について(施策の体系・重点 事項)
7月27日	第3回 阿見町教育振興基本計画策定 委員会	
11月17日	第4回 教育振興基本計画策定本部会	・第2次阿見町教育振興基本計画(素案)につ いて
11月25日	第4回 阿見町教育振興基本計画策定 委員会	
12月20日	議会報告	・第2次阿見町教育振興基本計画(素案)につ いて
12月23日～ 令和5年 1月22日	パブリックコメントの実施	・応募は 2件
2月10日	第5回 教育振興基本計画策定本部会	・パブリックコメント結果報告 ・第2次教育振興基本計画(原案)について ・答申
2月15日	第5回 阿見町教育振興基本計画策定 委員会	
2月24日	教育委員会承認	

2 阿見町教育振興基本計画策定委員会

(1) 阿見町教育振興基本計画策定委員会規則

平成 23 年2月 24 日教育委員会規則第6号

改正

平成 27 年4月 30 日教育委員会規則第 10 号

令和3年6月 28 日教育委員会規則第 12 号

阿見町教育振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に当たり、幅広い意見を反映させるために設置する阿見町教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、阿見町教育振興基本計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会の教育長又は委員
- (2) 学識経験者
- (3) 教育関係団体等から推薦を受けた者
- (4) 町議会議員
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が終了した日までとする。

2 特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年4月 30 日教委規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の阿見町教育振興基本計画策定委員会規則の規定は適用せず、この規則による改正前の阿見町教育振興基本計画策定委員会規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和3年6月 28 日教委規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 阿見町教育振興基本計画策定委員会名簿

(敬称略 順不同)

氏 名	役 職 等	備 考
中 島 雅 己	阿見町教育委員会委員 茨城大学教授	委員長
綾 部 明 江	茨城県立医療大学准教授	副委員長
宮 崎 智 彦	あさひ小学校長	
栗 山 加代子	阿見中学校長	
高 藤 義 彦	ふたば幼稚園長	
山 崎 まりゑ	ふたば幼稚園保護者代表	
滝 本 由香里	阿見町 PTA 連絡協議会会長 本郷小学校 PTA 会長	
高 野 好 央	竹来中学校 PTA 会長	
野 呂 薫	社会教育委員会代表	
永 井 義 一	阿見町議会議員代表	令和3年度
栗 原 宜 行		令和4年度
浅 野 栄 子	一般公募	
本 橋 正 範	つくば国際大学東風小学校長	



策定委員会

(3) 阿見町教育振興基本計画策定本部設置要綱

令和3年6月28日教育委員会告示第11号

改正

令和3年11月2日教育委員会告示第13号

令和4年4月28日教育委員会告示第4号

阿見町教育振興基本計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 阿見町教育振興基本計画の策定について必要な事項を調整・協議するため、阿見町教育振興基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画策定に係る調査等に関し評価検討すること。
- (2) 教育振興基本計画策定に係る資料に関し助言すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか教育振興基本計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定本部の委員は、別表第1に掲げる職にある者を教育委員会が任命する。

(本部長等)

第4条 策定本部に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は教育長の職にある者を、副本部長は教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定本部の会議（以下この条において「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長は当該会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 策定本部は、第2条に定める所掌事務を促進するためワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置き、本部長の命を受けた事項について協議する。

- 2 チームは、リーダー及び会員をもって構成し、リーダーは学校教育課長をもって充て、会員は別表第2に掲げる課等の職員をもって充てる。
- 3 チームの会議（以下この条において「会議」という。）は、リーダーが招集し、リーダーは当該会議の議長となる。
- 4 会議に出席すべき会員は、当該会議の議題に応じて、リーダーがこれを定める。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、会員以外の者をチームに出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定本部の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月2日教委告示第13号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月28日教委告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名	備考
教育長	本部長
町長公室長	
総務部長	
町民生活部長	
保健福祉部長	
産業建設部長	
教育部長	副本部長
保健福祉部次長	

別表第2（第6条関係）

課名	備考
学校教育課	
生涯学習課	
指導室	
中央公民館	
図書館	
学校給食センター	
予科練平和記念館	

3 諮問・答申

(1) 諮問

阿学第483号

令和3年10月8日

阿見町教育振興基本計画策定委員会

委員長 中島 雅己 様

阿見町教育委員会教育長 湯原 正人

阿見町教育振興基本計画について（諮問）

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町における教育振興のための施策に関する基本的な計画を策定したいと考えますので、阿見町教育振興基本計画策定委員会規則第2条の規定により阿見町教育振興基本計画について諮問します。

諮問の趣旨

本町では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成25年3月に「阿見町教育振興基本計画」を策定しました。本計画は、平成25年度から令和4年度を計画期間とし、将来像や基本目標など10年間にわたる基本構想を定め、平成29年度までに取り組むべき施策を示す前期基本計画と、令和4年度までに取り組むべき施策を示す後期基本計画を5年ごとに策定しています。

本諮問は、「阿見町教育振興基本計画（後期基本計画）」が令和4年度をもって終了することから、令和5年度からの総合的かつ計画的に取り組むべき施策を反映させた「第2次阿見町教育振興基本計画」を策定するにあたり、意見を求めるものです。

計画策定にあたっては、阿見町の教育を取り巻く環境の変化と課題を踏まえるとともに、学校、家庭、地域、行政が一体となって阿見町の歴史や地域特性を生かした計画としたいと考えております。さらに既に策定されている国・茨城県のエ育振興基本計画を参酌し、阿見町総合計画との整合性も図りながら、教育にかかる施策を総合的かつ体系的にまとめていきたいと考えております。

本町の教育のあり方、進むべき方向性等、ご意見を頂けますようお願いいたします。

(2) 答申

第2次阿見町教育振興基本計画

学びあい 支えあい 心を育む人づくり

発 行 令和5年3月
発行者 阿見町教育委員会 学校教育課
〒300-0333 茨城県阿見町若栗 1886-1（中央公民館内）
TEL: 029-888-0220 / FAX: 029-888-3601
<https://www.town.ami.lg.jp/>
